

所得税法等の一部を改正する法律

〔22・12・23 法制局一読用（所得税係）〕

（所得税法の一部改正）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「国税通則法」を「〇〇法」に改める。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八条）」を↑

「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算（第六十七条の四）

に改める。

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八条）」

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改

め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

第二条第一項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の

五とし、同項第三十四号の三の次に次の一号を加える。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「国税通則法」を「〇〇法」に改める。

第四条の四の次に次の一条を加える。

(特定寄附信託の利子所得の非課税)

第四条の五 特定寄附信託契約に基づき設定された信託(以下この条において「特定寄附信託」という。

一)の信託財産につき生ずる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配(公社債の利子又は貸付信託の収益の分配にあつては、当該公社債又は貸付信託の受益権が社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理され、かつ、当該公社債又は貸付信託の受益権が当該信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるとことにより計算した金額に相当する部分に限る。第三項及び第五項において「利子等」という。)については、所得税を課さない。

2 前項に規定する特定寄附信託契約とは、居住者が、信託会社(信託業法(平成十六年法律第一百五十四

第十四号までを七号ずつ繰り上げ、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「第二十三項、第二十四項及び第二十七項」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「次項、第二十四項及び第二十七項」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「又は検査」を「検査、提示要求又は提出要求」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条に次の一項を加える。

27 国税通則法第七十四条の八から第七十四条の十一までの規定は、国税庁、国税局又は税務署の当該職員が、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し実地の調査により第二十四項の規定による質問、検査、提示要求又は提出要求を行う場合について準用する。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、

「含む」の下に「。）」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に改め、「限る」の下に「。）」又は同条第二十三項第一号から第四号までに掲げる取引（同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものに限る。）をいう」を加え、「金融商品先物取引等」というを「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの」を削る。

第四十一条の十七第二項の表中「

<p>第九十四条第一項第 二号</p>	<p>寡婦</p>	<p>租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦</p>
-------------------------	-----------	--

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 平成二十三年六月一日
- 二 平成二十三年十月一日
- 三 平成二十四年一月一日
- 四 平成二十四年四月一日
- 五 平成二十五年一月一日（所得税法第二百九条の改正規定及び附則第十二条の規定）
- 四 平成二十六年一月一日
- 六 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）の施行の日
- 七 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

行の日

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第S-17条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第S-18条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第九十四条第一項第二号の規定は、平成二十四年分以後の所得税について提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

所得税法等の一部を改正する法律案

《 新旧対照表：所得税関係 》

- 所得税法
- 租税特別措置法
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）の一部改正
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の一部改正

平成22年12月23日

財務省主税局税制第一課所得税係

所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改正案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第四条)

第二章 納税義務(第五条・第六条)

第三章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則(第六条の二・第六条の三)

第三章 課税所得の範囲(第七条―第十一条)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条―第十四条)

第五章 納税地(第十五条―第二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則(第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準(第二十二条)

第二節 各種所得の金額の計算

第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条―第三十五条)

第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条―第三十八条)

第三款 収入金額の計算(第三十九条―第四十四条の二)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条)

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条―第五十条)

第三目 資産損失(第五十一条)

第四目 引当金(第五十二条―第五十五条)

第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

第四款の二 外貨建取引の換算(第五十七条の三)

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要な経費及び取得費の計算の特例(第五十七条の四―第六十二条)

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第六十三条・第六十四

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三章の二 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第四款の二 同上

第五款 同上

第六款 同上

〔租税特別措置法の一部改正〕

第二十條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

(趣旨)

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、地価税法(平成三年法律第六十九号)、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)、消費税法(昭和六十三年法律第八十号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)、揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)、航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)、自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、〇〇法(昭和三十七年法律第六十六号)及び国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の特例を設けることについて規定するものとする。

(趣旨)

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、地価税法(平成三年法律第六十九号)、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)、消費税法(昭和六十三年法律第八十号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)、揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)、航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)、自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)及び国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の特例を設けることについて規定するものとする。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。） 当該商品先物取引等の決済（当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品先物取引等（金融商品取引法第二十一条第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。）又は同条第二十三項第一号から第四号までに掲げる取引（同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものに限る。）をいう。以下この号において同じ。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（同条第二十二項第三号に掲げる有価証券（一號用）

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この号において「商品先物取引」という。） 当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品取引法第二十一条第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。以下この号において「金融商品先物取引等」という。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（同条第十六項に規

四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。)の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)」とする。

二 所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引(以下「差金等決済に係る先物取引」という。))による譲渡所得の金額」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「以下この条において「譲渡益」という。」から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「)とする」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、差金等決済に係る先物取引による事業所得及び譲渡所得がないものとして計算した金額とする。)」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(先物取引に係る雑所得等の金額を除く。)」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第一項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得

定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。))の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 同上

一 同上

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

等の課税の特例)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第一編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

三 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 同上

三 同上

所得税法等の一部を改正する法律案

《参考資料：租税特別措置法等(所得税)関係》

平成22年12月23日

財務省主税局税制第一課所得税係

平成23年度税制改正大綱（抄）

〔平成22年12月16日〕
閣議決定

第3章 平成23年度税制改正

2. 個人所得課税

（4）金融証券税制

③ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等を加えます。《措法41の14、41の15》

イ 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引（同法第2条第14項第1号から第5号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済

ロ 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引（同法第2条第22項第1号から第4号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済

ハ 店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡

（注）上記の改正は、平成24年1月1日以後に行われる店頭商品デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡について適用します。

先物取引に対する課税関係

【措法41の14、41の15】

	先物取引の種類	差金等決済又は譲渡に係る所得	損失の繰越控除
取引所取引	商品先物取引 (先物取引、オプション取引等)	申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)	可 (3年)
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		
店頭取引	商品先物取引 (先物取引、オプション取引等)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【現行】</p> <p>総合課税(雑所得等) 所:5%~40%、住:10%</p> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正案】</p> <p>申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【現行】</p> <p>不可</p> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正案】</p> <p>可 (3年)</p> </div> </div>
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		

(注)カバードワラントとは、対象資産について、一定の期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた権利行使価格と決済価格(権利行使日の時価)との間の差金を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

先物取引の概要（取引所取引）

商品デリバティブ取引の概要（商品先物取引法第2条第3項関係）

- ① 現物先物取引（第1号）
転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 現金決済先物取引（第2号）
当事者間で商品価格についてあらかじめ約定した価格と、将来の現実価格との差金の授受を行う取引
- ③ 指数先物取引（第3号）
当事者間で商品指数の数値を設定し、将来における数値との差に基づいて差金の授受を行う取引
- ④ オプション取引（第4号）
オプションの行使（意思表示）により①～③、⑤及び⑥の取引を買う（売る）権利が付与される取引
- ⑤ 商品価格スワップ取引（第5号）
商品の取引数量について、商品の価格の変化率に基づいて算出した金額を相互に支払うことを約する取引
- ⑥ 商品指数スワップ取引（第6号）
商品の取引数量について、商品指数の変化率に基づいて算出した金額を相互に支払うことを約する取引

金融デリバティブ取引の概要（金融商品取引法第2条第21項関係）

- ① 先物取引等（第1号）
売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品やその対価の授受を約する売買であって、その売買の目的となっている金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 指標先物取引等（第2号）
当事者があらかじめ金融指標として約定する数値と将来の一定の時期における現実のその金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
- ③ オプション取引等（第3号）
当事者の一方の意思表示により当事者間において取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
- ④ スワップ取引（第4号）
当事者が元本として定めた金額について当事者間で取り決めた金融商品の利率等に基づいて相互に金銭を支払うことを約する取引
- ⑤ クレジットデリバティブ取引（第5号）
当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者間であらかじめ定めた一定の事由が発生した場合において相手方が金銭を支払う取引

先物取引の概要（店頭取引）

店頭商品デリバティブ取引の概要（商品先物取引法第2条第14項関係）

- ① 現物先物取引（第1号）
転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 現金決済先物取引（第2号）
当事者間で商品価格についてあらかじめ約定した価格と、将来の現実価格との差金の授受を行う取引
- ③ 指数先物取引（第3号）
当事者間で商品指数の数値を設定し、将来における数値との差に基づいて差金の授受を行う取引
- ④ オプション取引（第4号）
オプションの行使（意思表示）により商品指数を買う（売る）権利が付与される取引
- ⑤ 指数現物オプション取引（第5号）
意思表示によりあらかじめ約定した数値と将来における数値との差に基づいて差金の授受を行う取引
- ⑥ 価格・指数スワップ取引（第6号）
商品の取引数量について商品の価格や指数の変化率に基づいて算出した金額を相互に支払うことを約する取引

金融デリバティブ取引（店頭）の概要（金融商品取引法第2条第22項関係）

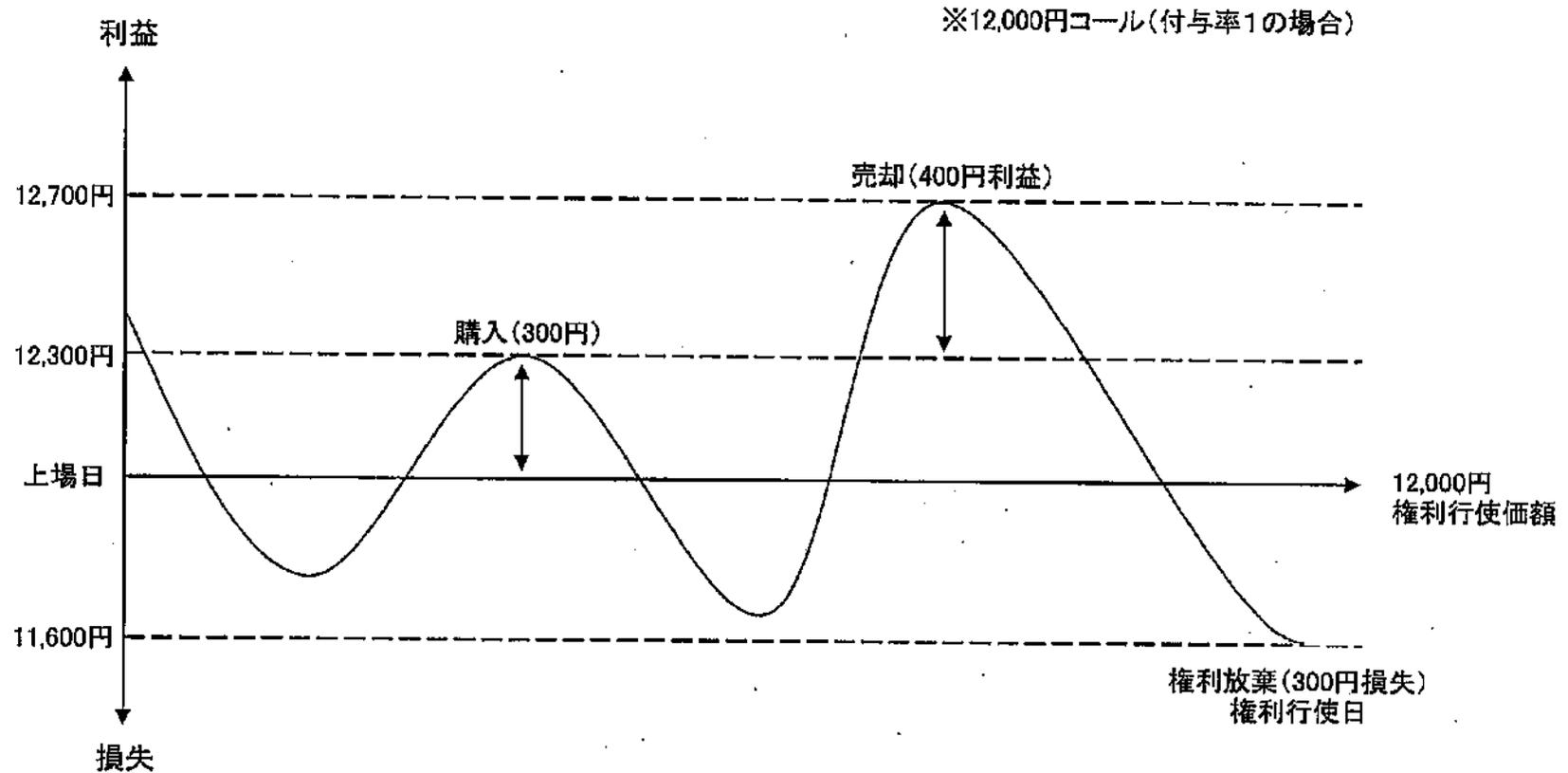
- ① 先渡取引（第1号）
売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品及びその対価の授受を約する売買であって、その売買の目的となっている金融商品の売戻し又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 指標先渡取引（第2号）
当事者があらかじめ金融指標として約定する数値と将来の一定の時期における数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
- ③ オプション取引（第3号）
当事者の一方の意思表示により当事者間において一定の取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
- ④ 指標オプション取引（第4号）
金融指標としてあらかじめ約定する数値と意思表示を行った時期における金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受する取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
- ⑤ スワップ取引（第5号）
当事者が元本として定めた金額について当事者間で取り決めた金融商品の利率等に基づいて相互に金銭を支払うことを約する取引
- ⑥ クレジットデリバティブ取引（第6号）
当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者間であらかじめ定めた一定の事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引

カバードワラントの仕組み

カバードワラントは、対象資産について、一定の期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた価格(権利行使価格)と決済価格(最終参照価格)との間の差金を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

カバードワラントは、権利行使日に差金を追及する金融商品であるが、対象資産の価格の日々の値上がり・値下がりによって毎日価値が異なるため、権利行使日前に転売する方が利益を追求できる場合もある。

《対象資産の株価推移》



所得税法等の一部を改正する法律案

《 参照条文：所得税関係 》

平成22年12月23日

財務省主税局税制第一課所得税係

○金融商品取引法

(昭和二十三年四月十三日)
(法律第二十五号)

(定義)

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券(次号及び第十一号に掲げるものを除く。)
- 四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)に規定する特定社債券
- 五 社債券(相互会社の社債券を含む。以下同じ。)
- 六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。)
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券
- 八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 九 株券又は新株予約権証券
- 十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- 十二 貸付信託の受益証券
- 十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
- 十四 信託法(平成十八年法律第八号)に規定する受益証券発行信託の受益証券
- 十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 十六 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)に規定する抵当証券
- 十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの(次号に掲げるものを除く。)
- 十八 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
- 十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場(第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)(において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利(以下「オプション」という。))を表示する証券又は証書
- 二十 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの

二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利(以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。)は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。)のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの(第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。)は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一 信託の受益権(前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。)

二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの(前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。)

三 合名会社若しくは合資会社の社員権(政令で定めるものに限る。)又は合同会社の社員権

四 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの

五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利(外国の法令に基づくものを除く。)のうち、当該権利を有する者(以下この号において「出資者」という。)が出資又は拠出をした金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)を充てて行う事業(以下この号において「出資対象事業」という。)から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの(前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項(この号を除く。)の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)

イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利

ロ 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利(イに掲げる権利を除く。)

ハ 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第百号)第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)

第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利(イ及びロに掲げる権利を除く。)

二 イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利

六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの

七 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

3 この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして内閣府令で定めるもの(次項において「取得勧誘類行為」という。)を含む。以下「取得勧誘」という。)のうち、当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権(次項及び第六項、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四項において「第一項有価証券」という。)に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(次項、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。)に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者(適格機関投資家(有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。))が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)を相手方として行う場合として政令で定める場合(特定投資家のみを相手方とする場合を除く。)

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するるとき(イに掲げる場合を除く。)

(1) 当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等(第三十四条に規定する金融商品取引業者等)をいう。次項、第四条第一項第四号及び第三項、第二十七条の三十二の二並びに第二十七条の三十四の二において同じ。)が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧誘を行うこと。

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等(特定投資家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。))をいう。以下同じ。)以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合(当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。)であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

三 その取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者が当該取得勧誘に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合

4 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘(取得勧誘類似行為に該当するものその他内閣府令で定めるものを除く。以下「売付け勧誘等」という。)のうち、当該売付け勧誘等が第一項有価証券に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該売付け勧誘等が第二項有価証券に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するもの(取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。)をいう。

一 多数の者(適格機関投資家が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)を相手方として行う場合として政令で定める場合(特定投資家のみを相手方とする場合を除く。)

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき(イに掲げる場合を除く。)

(1) 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあっては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合(当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。)であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

三 その売付け勧誘等に応じることにより相当程度多数の者が当該売付け勧誘等に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合

5 この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者(内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者)をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

6 この法律(第五章を除く。)において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(第一項有価証券に係る売付け勧誘等であつて、第四項第二号ロに掲げる場合に該当するもの(取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。))をいう。以下

- 同じ。)に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。
- 一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。
 - 二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。
 - 七 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出書及び同条第六項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。
 - 八 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。)その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。)のいずれかを業として行うことをいう。
 - 一 有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。)、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引(有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。)
 - 二 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)(又は代理(有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。))
 - 三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ロ 外国金融商品市場(取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。))における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 四 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)(若しくは代理(以下「店頭デリバティブ取引等」という。))
 - 五 有価証券等清算取次ぎ
 - 六 有価証券の引受け(有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等)に際し、第六項各号に掲げるものいずれかを行うことをいう。)
 - 七 有価証券(次に掲げるものに限る。)(の募集又は私募
 - イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの
 - ロ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券
 - ハ 第一項第十六号に掲げる有価証券
 - ニ 第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの
 - ホ イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるものに表示されるべき権利であつて、第二項の規定により有価証券とみなされるもの
 - ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利
 - ト イからへまでに掲げるもののほか、政令で定める有価証券
 - ハ 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等
 - 九 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘

等の取扱

十 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの(取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場(第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。))以外において行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)

イ 競売の方法(有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。)

ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券(以下「店頭売買有価証券」という。))について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法

ホ イからニまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法

十一 当事者の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。))その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約(以下「投資顧問契約」という。))を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。

イ 有価証券の価値等(有価証券の価値、有価証券関連オプション(金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十八条第八項第三号ハに掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくはニに掲げる取引に係る権利をいう。))の対価の額又は有価証券指標(有価証券の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。))の動向をいう。)

ロ 金融商品の価値等(金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向をいう。以下同じ。))の分析に基づく投資判断(投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいう。以下同じ。)

十二 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用(その指図を含む。以下同じ。))を行うこと。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二十三条第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約

ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約(以下「投資一任契約」という。))

十三 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

十四 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取

引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。)

十五 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令で定める権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(第十二号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。)

イ 第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)に表示される権利

ロ 第二項第一号又は第二号に掲げる権利

ハ 第二項第五号又は第六号に掲げる権利

十六 その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は第一項各号に掲げる証券若しくは証券の預託を受けること。

十七 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと。

十八 前各号に掲げる行為に類するものとして政令で定める行為

9 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

10 この法律において「目論見書」とは、有価証券の募集若しくは売出し、第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。)又は同条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。)のために当該有価証券の発行者の事業その他の事項に関する説明を記載する文書であつて、相手方に交付し、又は相手方からの交付の請求があつた場合に交付するものをいう。

11 この法律において「金融商品仲介業」とは、金融商品取引業者(第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。)又は登録金融機関(第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。)の委託を受けて、次に掲げる行為(同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。)のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務をいう。

一 有価証券の売買の媒介(第八項第十号に掲げるものを除く。)

二 第八項第三号に規定する媒介

三 第八項第九号に掲げる行為

四 第八項第十三号に規定する媒介

12 この法律において「金融商品仲介業者」とは、第六十六条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「認可金融商品取引業協会」とは、第四章第一節第一款の規定に基づいて設立された者をいう。

14 この法律において「金融商品市場」とは、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う市場をいう。

15 この法律において「金融商品会員制法人」とは、金融商品市場の開設を目的として第五章第二節第一款の規定に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

16 この法律において「金融商品取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社をいう。

17 この法律において「取引所金融商品市場」とは、金融商品取引所の開設する金融商品市場をいう。

18 この法律において「金融商品取引所持株式会社」とは、取引所金融商品市場を開設する株式会社(以下「株式会社金融商品取引所」という。)を子会社(第八十七条の第三項に規定する子会社をいう。)とする株式会社であつて、第六六条の十第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けているものをいう。

19 この法律において「取引参加者」とは、第十二条第一項又は第一百三十一条の規定による取引資格に基づき、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に参加できる者をいう。

20 この法律において「デリバティブ取引」とは、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

21 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品市場において、金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引をいう。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者があらかじめ金融指標として約定する数値(以下「約定数値」という。)と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値(以下「現実数値」という。)の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 金融商品の売買(第一号に掲げる取引を除く。)

ロ 前二号及び次号から第六号までに掲げる取引(前号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。)

四 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く。)(の利率等(利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。))又は金融指標(金融商品(同号に掲げるものを除く。))の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。以下この号及び次項第五号において同じ。)(の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く。)(の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。))

五 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権(金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。))を移転することを約するものを含み、前三号に掲げるものを除く。)

イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの
ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの
(イに掲げるものを除く。)

六 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

22 この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引(その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品(第二十四項第五号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 金融商品の売買(第一号に掲げる取引を除く。)

ロ 前二号及び第五号から第七号までに掲げる取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

五 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く。)(の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品(同号に掲げるものを除く。)(の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。))又はこれに類似する取引

六 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権(金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。))を移転することを約するものを含む、第二号から前号までに掲げるものを除く。)(又はこれに類似する取引

イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの

ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの
(イに掲げるものを除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

23 この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であつて、市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 有価証券

二 預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの(前号に掲げるものを除く。)

三 通貨

四 前三号に掲げるもののほか、同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ取引(デリバティブ取引に類似する取引を含む。)について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する商品を除く。)

五 第一号若しくは第二号に掲げるもの又は前号に掲げるもののうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、市場デリバティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物

25 この法律において「金融指標」とは、次に掲げるものをいう。

一 金融商品の価格又は金融商品(前項第三号に掲げるものを除く。)の利率等

二 気象庁その他の者が発表する気象の観測の成果に係る数値

三 その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標(前号に掲げるものを除く。)又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引(デリバティブ取引に類似する取引を含む。)について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの(商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数を除く。)

四 前三号に掲げるものに基づいて算出した数値

26 この法律において「外国金融商品取引所」とは、第百五十五条第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

27 この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、金融商品取引業者又は登録金融機関が金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引(次項に規定する「対象取引」をいう。以下この項において同じ。)であつて、対象取引に基づく債務を当該金融商品取引清算機関に引き受けさせることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

一 当該顧客が当該金融商品取引業者又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。

二 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他内閣府令で定める事項を特定するものであること。

28 この法律において「金融商品債務引受業」とは、金融商品取引業者、登録金融機関又は証券金融会社(以下この項において「金融商品債務引受業対象業者」という。)を相手方として、金融商品債務引受業対象業者が行う対象取引(有価証券の売買若しくはデリバティブ取引(取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。)又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として政令で定める取引をいう。)に基づく債務の引受けを業として行うことをいう。

29 この法律において「金融商品取引清算機関」とは、第百五十六条の二又は第百五十六条

の十九第一項の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けた者をいう。

30 この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の二十四の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

31 この法律において「特定投資家」とは、次に掲げる者をいう。

一 適格機関投資家

二 国

三 日本銀行

四 前三号に掲げるもののほか、第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人

32 この法律において「特定取引所金融商品市場」とは、第百十七条の二第一項の規定により同項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所金融商品市場をいう。

33 この法律において「特定上場有価証券」とは、特定取引所金融商品市場のみに上場されている有価証券をいう。

34 この法律において「信用格付」とは、金融商品又は法人(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。)の信用状態に関する評価(以下この項において「信用評価」という。)(の結果について、記号又は数字(これらに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。)(を用いて表示した等級(主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものを除く。)(をいう。

35 この法律において「信用格付業」とは、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為(行為の相手方の範囲その他行為の態様に照らして投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。)(を業として行うことをいう。

36 この法律において「信用格付業者」とは、第六十六条の二十七の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

37 この法律において「商品市場開設金融商品取引所」とは、第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けて商品先物取引(商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引をいう。以下同じ。)(をするために必要な市場を開設する株式会社金融商品取引所をいう。

38 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所(商品先物取引法第五条第五項に規定する会員商品取引所をいう。)(及び株式会社商品取引所(同条第六項に規定する株式会社商品取引所をいい、株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。)(をいう。

39 この法律において「商品取引所持株式会社」とは、商品先物取引法第十一条に規定する商品取引所持株式会社(金融商品取引所持株式会社に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。)(をいう。

(平一八法六五・全改、平一六法八八(平一八法六六)・平一九法四七・平一九法七八・平一九法一〇二・平二〇法六五・平二一法五八・平二二法七四・平二二法三二・一部

改正)

○商品先物取引法

(昭和二十五年八月五日)
(法律第二百三十九号)

(定義)

第二条 この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう。

- 一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの
- 二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製錬し、又は精製することにより得られる物品
- 三 前二号に掲げるもののほか、国民経済上重要な原料又は材料であつて、その価格の変動が著しいために先物取引に類似する取引の対象とされる蓋然性が高いもの(先物取引又は先物取引に類似する取引の対象とされているものを含む。)として政令で定める物品
- 2 この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その他の二以上の商品たる物品の価格に基づいて算出された数値をいう。
- 3 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 約定価格(当事者が商品についてあらかじめ約定する価格)一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。以下この号において同じ。(をいう。以下同じ。)(と現実価格(将来の一定の時期における現実の当該商品の価格をいう。以下同じ。)(の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値(以下「約定数値」という。)(と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値(以下「現実数値」という。)(の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利(以下「オプション」という。)(を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ハ 前号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ニ 次号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ホ 第六号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

五 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

六 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品に係る商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一

方と取り決めた当該商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

七 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

4 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう。
5 この法律において「会員商品取引所」とは、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

6 この法律において「株式会社商品取引所」とは、第七十八条の許可を受けて、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設する株式会社をいう。

7 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品たる物品であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第五十五条第一項若しくは第五十六条第一項の認可に係るものをいう。

8 この法律において「上場商品指数」とは、商品取引所が一の商品市場でその商品指数に係る取引を行うべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品指数であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第五十五条第一項若しくは第五十六条第一項の認可に係るものをいう。

9 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る第三項第一号に掲げる取引、同項第二号に掲げる取引若しくは同項第五号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第三項第三号に掲げる取引若しくは同項第六号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの

10 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款又は業務規程で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第三号又は第六号に掲げる取引

ロ 当該上場商品に係る第三項第四号イ、ロ又は二に掲げる取引に係る同号に掲げる取引
ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

二 当該上場商品の売買取引(第三項第一号に掲げる取引に該当するものを除く。以下この号において同じ。)

ホ 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができる権利(以下「実物オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

へ 当該上場商品又はその対象となる物品が当該上場商品であるか若しくはこれに含まれる商品指数に係る次に掲げる取引

(1) 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価

格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品以外の商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

(2) 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

(3) 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

ト 当事者の一方の意思表示により当事者間においてへに掲げる取引を成立させることができる権利(以下「特定スワップオプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

チ イからトまでの取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引その他これらの取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

11 この法律において「商品取引所持株式会社」とは、株式会社商品取引所を子会社(第三條の二第三項に規定する子会社をいう。)とする株式会社であつて、第九十六條の二十五第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同條第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

12 この法律において「外国商品市場」とは、商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。

13 この法律において「外国商品市場取引」とは、外国商品市場において行われる取引であつて、商品市場における取引に類似するものをいう。

14 この法律において「店頭商品デリバティブ取引」とは、商品市場及び外国商品市場によらないで行われる次に掲げる取引(第三百三十一條各号に掲げる施設における取引を除く。)をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の売戻し又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 約定価格と現実価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引

ハ 前号に掲げる取引

二 第六号に掲げる取引

五 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の商品の価格としてあらかじめ約定する価格(一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。以下この号において同じ。)若しくは商品指数としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該商品の価格若しくは当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

六 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれに類似する取引

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は取引の当事者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの

15 この法律において「商品デリバティブ取引」とは、商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引(その内容等を勘案し、取引の当事者の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める店頭商品デリバティブ取引及び店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者若しくは資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として行われ、又はこれらの者のために行われる店頭商品デリバティブ取引(第三百四十九条第一項において「対象外店頭商品デリバティブ取引」という。)を除く。)をいう。

16 この法律において「取引参加者」とは、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格に基づき、株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引に参加できる者をいう。

17 この法律において「商品取引債務引受業」とは、商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。

18 この法律において「商品取引清算機関」とは、商品取引債務引受業を営むことについて第六十七条又は第七十三条第一項の規定により主務大臣の許可又は承認を受けた者をいう。

19 この法律において「清算参加者」とは、第七十四条第一項の規定により与えられた資格に基づき、商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる者をいう。

20 この法律において「商品清算取引」とは、清算参加者が商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の会員又は取引参加者(以下「会員等」という。)の委託を受けて行う商品市場における取引であつて、当該取引に基づく債務を当該商品取引清算機関に引き受けさせること及び当該会員等が当該清算参加者を代理して当該取引を成立させることを条件とするものをいう。

21 この法律において「商品市場における取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 商品市場における取引

二 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理

三 商品清算取引の委託の取次ぎ

四 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理

22 この法律において「商品先物取引業」とは、次に掲げる行為(その内容等を勘案し、委託者又は店頭商品デリバティブ取引の相手方(以下「委託者等」という。))の保護に欠けるお

それが無いものとして政令で定めるもの及び第十五項の主務省令で定める者若しくは資本金の額が同項の主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行い、又はこれらの者のために店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為を除く。)のいずれかを業として行うことをいう。

一 商品市場における取引(商品清算取引を除く。)の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

二 商品清算取引の委託の取次ぎの委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

三 外国商品市場取引(商品清算取引に類似する取引を除く。)の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

四 外国商品市場取引のうち、商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

五 店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

23 この法律において「商品先物取引業者」とは、商品先物取引業を行うことについて第九十条第一項の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。

24 この法律において「商品取引契約」とは、商品先物取引業者が顧客を相手方とし、又は顧客のために第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。

25 この法律において「特定委託者」とは、次に掲げる者をいう。

一 商品先物取引業者

二 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第四項に規定する商品投資顧問業者(以下「商品投資顧問業者」という。)

三 商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者

四 国

五 日本銀行

六 商品取引所の会員等

七 商品取引所に相当する外国の施設の会員等

八 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人

26 この法律において「特定当業者」とは、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方、商品先物取引業者に商品取引契約の申込みをする者又は商品先物取引業者と商品取引契約を締結する者であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引に係る取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用(以下「売買等」という。)を業として行つているもののうち、主務省令で定める要件に該当する法人(特定委託者に該当する法人を除く。)をいう。

27 この法律において「取引対象商品」とは、商品市場における取引、外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又はこれらの取引の対象となる商品指数の対象となる商品をいう。

28 この法律において「商品先物取引仲介業」とは、商品先物取引業者の委託を受けて、当該商品先物取引業者のために第二十二項各号に規定する媒介のいずれかを業として行うことをいう。

29 この法律において「商品先物取引仲介業者」とは、第二百四十条の二第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

(平二法五二・全改、平一六法四三・平二二法七四・一部改正)

理由

所得・消費・資産等にわたる抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式会社等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

このように、平成 23 年度税制改正においては、所得・消費・資産等にわたる抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、特に、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応して、経済活性化や税の再分配機能の回復、地球温暖化対策などの課題に優先的に取り組むとともに、納税者・生活者の視点などに立った改革に取り組み、全体として、税制抜本改革の一環をなす、緊要性の高い改革を実施します。

3. 税制抜本改革に向けて～社会保障と税制の一体改革～

社会保障は、財政の最大支出項目であり、更なる高齢化により今後も歳出の増大が見込まれるとともに、極めて重要な成長分野です。同時に、信頼できる社会保障制度が確立されることで、国民は安心して消費を拡大することが可能となります。

このような観点から、社会保障改革とその財源確保について、消費税を含む税制全体の議論を一体的に行うことが不可欠であり、そのため、本年 10 月 28 日に、「政府・与党社会保障改革検討本部」が設置されました。

12 月 10 日に本部決定され、同 14 日に閣議決定された「社会保障改革の推進について」では、今後の社会保障改革について、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」に示された内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成 23 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることが決定されました。

今後、税制調査会では、この決定を踏まえた政府・与党内の検討と緊密に連携しながら、早急に税制抜本改革の具体的内容について検討を行っていきます。

第2章 各主要課題の平成23年度での取り組み

平成22年度税制改正大綱の第3章において、各主要課題の改革の方向性を示したところであり、改革の第一歩として、平成22年度税制改正では、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税の税率引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直し等の措置を一体として講じました。平成23年度税制改正においては、平成22年度税制改正大綱の改革の方向性を承継し、以下の改革に取り組みます。

1. 納税環境整備

納税者の立場に立って納税者権利憲章を策定するとともに、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、処分理由附記の実施等の措置を講じることとし、国税通則法について昭和37年の制定以来、最大の見直しを行います。

国税不服審判所の改革については、納税者の簡易・迅速な権利救済を図り、審理の中立性・公正性を高める観点から、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、不服申立ての手続、審判所の組織や人事のあり方について見直しを進めていきます。

社会保障・税に関わる番号制度については、早期の制度導入に向け、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を中心に速やかに検討を進めるとともに、税務面においても積極的な検討を行います。

(1) 納税者権利憲章の策定

納税者の立場に立って納税者権利憲章（以下「憲章」といいます。）を策定します。

憲章については、複雑な税務手続を納税者の目から見て分かり易い形でお知らせするため、①納税者が受けられるサービス、②納税者が求めることのできる内容、③納税者に求められる内容、④納税者に気をつけていただきたいことを一連の税務手続に沿って、一覧性のある形で、平易な言葉で簡潔・明瞭に示すとの考え方に沿って策定します。

これを踏まえ、税務当局も納税者からより一層信頼される税務行政に向け、取り組むものとします。

また、国税通則法について、第一条の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にします。さらに、憲章の策定を法律上義務付けることとし、その策定根拠、憲章に記載すべ

所得税法等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

平成 23 年度税制改正に関連する以下の改正を行う。

- (1) 所得税の諸控除の見直し
- (2) 法人税率の引下げ、雇用及び環境関連投資を促進するための税制の創設
- (3) 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し
- (4) 地球温暖化対策のための課税の特例
- (5) 寄附税制（市民公益税制）の拡充
- (6) 納税環境の整備

等

1. 骨子

(1) 所得税の諸控除の見直し【所得税法】

- ① 給与所得控除に上限を設定する（給与収入 1,500 万円超は一律 245 万円）。
- ② 高額な法人役員等の給与に係る給与所得控除について、2,000 万円から調整的に控除額を縮減し、4,000 万円から控除額を 2 分の 1（125 万円）に縮減する。
- ③ 給与所得者の特定支出控除の範囲を図書費、衣服費等に拡大する。
- ④ 成年扶養親族（23 歳以上 70 歳未満）を一律に対象としている成年扶養控除について、
 - イ 対象となる親族が障害者、65 歳以上の高齢者、学生等に該当する場合、及び
 - ロ 対象となる親族がイに掲げる者以外のものであって合計所得金額が 400 万円以下である場合（合計所得金額が 500 万円に至るまで負担調整措置を講ずる）に限定する。

(2) 法人税率の引下げ、雇用及び環境関連投資を促進するための税制の創設

- ① 法人税率を 30% から 25.5% へ引き下げる。【法人税法】
- ② 中小法人に対する軽減税率を 18% から 15% へ引き下げる（3 事業年度）。【租税特別措置法】
- ③ 雇用や投資を促進するため、雇用を一定以上増加させた企業に対する税額控除制度（増加 1 人当たり 20 万円）を導入する（3 事業年度）。【租税特別措置法】
- ④ 低炭素・省エネ設備を取得した場合の特別償却制度を導入する（3 事業年度）。【租税特別措置法】

(3) 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し【相続税法】

- ① 相続税の基礎控除を「5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数」から「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数」に引き下げる。
- ② 相続税の最高税率を 55% に引き上げるなど税率構造を見直す。

(4) 地球温暖化対策のための課税の特例【租税特別措置法】

CO₂ 排出抑制を図るため、石油石炭税の税率を上乗せする措置を講ずる（上乗せ税率は、原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭の区分毎に設定）。

(5) 寄附税制（市民公益税制）の拡充

認定 NPO 法人等への寄附について、所得税（控除率 40%）の税額控除制度を導入する。【租税特別措置法】

(6) 納税環境の整備【国税通則法】

納税者権利憲章の策定、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長等、納税者の権利を保護するための措置を講ずる。

2. 留意事項

(1) 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日等。

(2) 予算関連・非関連の別、日切れ性

- ① 予算関連法案である。
- ② 日切れ法案である。

本法律案が年度内に成立しない場合には、各種の租税特別措置が期限切れとなるなど、国民生活等に多大な影響を与えることになるので、3 月 31 日までに成立・公布することが是非とも必要である。

(3) 一括化関係

23 年度税制改正は、各税法の条項について相互に関連した内容の改正を行うものであり、全体の改正内容が一覧的に示されるよう一本の法律案として構成し、一体として審議をいただくことが適当である。

(4) 審議会等

税制調査会

(5) 閣議決定時期

1 月下旬

平成二十三年年度税制改正大綱について

平成二十二年十二月十六日（木）臨時閣議

財務大臣 発言要旨

一 先ほど税制調査会で、「平成二十三年年度税制改正大綱」が取りまとめられ、総理に手交したところであります。税制調査会会長として、関係閣僚、副大臣を始め、関係各位の御理解と御協力に深く感謝を申し上げます。

二 平成二十三年年度税制改正では、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、デフレ脱却と雇用のための経済活性化

化や格差拡大とその固定化の是正等の観点から、税制全般にわたる見直しを行うこととしております。

三 具体的には、法人実効税率や中小軽減税率の引下げ、雇用促進税制・グリーン投資減税の創設、所得税の各種控除の見直し、相続税の基礎控除や税率構造の見直し、地球温暖化対策のための税の導入、市民公益税制の拡充、納税環境の整備など、所要の措置を講ずることとしております。

四 今後、この大綱に沿って、来年の通常国会には所要の法案を提出していくこととなりますので、引き続き、関係各位の御理解と御協力を
お願い申し上げます。

〔平成二十二年度改正〕所得税法等の一部を改正する法律

支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、年齢十六歳未満の扶養親族に対する扶養控除及び特定扶養親族のうち年齢十六歳以上十九歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止、⁽¹⁾たばこ税の税率の引上げ、⁽²⁾所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ並びに揮発油税等及び自動車重量税に係る十年間の暫定税率の廃止等の見直しを行うとともに、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設、資本に係る取引等に係る税制の整備、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止、外国子会社合算税制の見直し、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充並びに所得税、法人税及び相続税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うほか、情報基盤強化税制の廃止及び小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の対象縮減等⁽³⁾既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて中小企業投資促進税制等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第4章 平成22年度税制改正

1. 平成22年度税制改正の考え方

鳩山政権では、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革に取り組むこととしています。

こうした取組の第一歩として、平成22年度税制改正においては、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じます。

2. 個人所得課税

(1) 諸控除の見直し

〔国税〕

① 扶養控除の見直し

イ 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。以下同じです。）に係る扶養控除を廃止します。

ロ 特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者をいいます。以下同じです。）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止し、扶養控除の額を38万円とします。

ハ 扶養控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書並びに給与所得及び公的年金等の源泉徴収票についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講じます。

（注）上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。

② 同居特別障害者加算の特例の改組

イ 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に35万円を加算する措置に改めます。

ロ イの見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項及び当該申告書の提出された給与所得に係る源泉徴収税額の計算の特例の整備を行うなど所要の措置を講じます。

所得税法等の一部を改正する法律案の概要

平成 22 年度税制改正に関連する以下の改正を行う。

- 1 扶養控除の見直し
 - 2 たばこ税の税率の引上げ
 - 3 市民公益税制（寄附税制）の拡充
 - 4 租税特別措置の見直し
 - 5 燃料課税及び車体課税の見直し
- 等

1. 骨子

(1) 扶養控除の見直し

16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除（38 万円）及び特定扶養親族のうち 16 歳以上 19 歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（25 万円）を廃止する。

(2) たばこ税の税率の引上げ

1,000 本あたりの税率を 3,552 円から 5,302 円に引き上げる（引き上げ幅 1,750 円。平成 22 年 10 月 1 日施行）。

(3) 市民公益税制（寄附税制）の拡充

所得税の寄附金控除の適用下限額を 5 千円から 2 千円に引き下げる。

(4) 租税特別措置の見直し

情報基盤強化設備に係る特別償却等の廃止、小規模宅地に係る相続税の特例の対象縮減等、租税特別措置の廃止・縮減（41 項目）を行う。

(5) 燃料課税及び車体課税の見直し

揮発油税等の 10 年間の暫定税率は廃止するが、当分の間、税率水準（53,800 円/Kℓ）を維持する。原油価格高騰時には本則税率を上回る部分（25,100 円/Kℓ）の課税を停止する措置を講ずる。

自動車重量税の 10 年間の暫定税率は廃止し、当分の間、現行税率の若干の引下げを行う。

(6) その他

その他、住宅取得のための贈与税の非課税措置の拡充（500 万円→平成 22 年 1,500 万円等）、罰則の見直し（脱税犯の懲役刑 5 年以下→10 年以下等）等、所要の改正を行う。

2. 留意事項

(1) 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日等。

(2) 予算関連・非関連の別、日切れ性

① 予算関連法案である。

② 日切れ法案である。

本法律案が年度内に成立しない場合には、各種の租税特別措置が期限切れとなるなど、国民生活等に多大な影響を与えることになるので、3 月 31 日までに成立・公布することが是非とも必要である。

(3) 一括化関係

22 年度税制改正は、各税法の条項について相互に関連した内容の改正を行うものであり、全体の改正内容が一覧的に示されるよう一本の法律案として構成し、一体として審議をいただくことが適当である。

(4) 審議会等

税制調査会

(5) 閣議決定時期

平成 22 年 2 月 5 日（金）

所得税法等の一部を改正する法律案

《 新旧対照表：所得税関係 》 【見消し】

- 所得税法
- 租税特別措置法
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）の一部改正
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の一部改正

平成22年12月28日

財務省主税局税制第一課所得税係

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。） 当該商品先物取引等の決済（当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品先物取引等（金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。）又は同条第二十五項第一号から第四号までに掲げる取引（同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものに限る。）をいう。以下この号において同じ。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（同条第二十二項第三号に掲げる有価証券（一號用）

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この号において「商品先物取引」という。） 当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。以下この号において「金融商品先物取引等」という。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（同条第十六項に規

四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。)の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)」とする。

二 所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引(以下「差金等決済に係る先物取引」という。))による譲渡所得の金額」とし、その残額とあるのは「した残額」と、以下この条において「譲渡益」という。から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「)とする」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、差金等決済に係る先物取引による事業所得及び譲渡所得がないものとして計算した金額とする。)」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(先物取引に係る雑所得等の金額を除く。)」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第二項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得

定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。))の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)」とする。

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

等の課税の特例)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

三 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 同上

三 同上

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第S-17条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

24▽ 第S-18条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第九十四条第一項第二十号の規定は、平成二十四年分以後の所得税については提出する給与所得者の扶養控除等申告書に適用する。

24▽ 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第九十四条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

所得税法等の一部を改正する法律案

《 新旧対照表：所得税関係 》 【浄書】

- 所得税法
- 租税特別措置法
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）の一部改正
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の一部改正

平成22年12月28日

財務省主税局税制第一課所得税係

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十一条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額が生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第一条第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する先物取引に該当するもの(同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。))又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引(同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。)

二 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十一条第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。))又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引(同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものに限る。))をいう。以下この号において同じ。)

三 金融商品取引法第二十一条第一項第十九号に掲げる有価証券(同条第二十二項第三号に掲げる有価証券(一読用))

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十一条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額が生じなかつたものとみなす。

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第二条第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する先物取引に該当するもの(同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。))以下この号において「商品先物取引」という。)

二 金融商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

三 金融商品取引法第二十一条第一項第十九号に掲げる有価証券(同条第十六項に規定する有価証券(一読用))

所得税法等の一部を改正する法律案 施行日一覧（附則第1条関係） 【原則：平成23年4月1日】

	附則第1条各号に定める日	主な改正内容	法律名等	
第1号	平成23年6月1日	・租税罰則の見直し（故意の申告書不提出によるほ脱犯、消費税の不正還付未遂罪の創設）	第1条等	所得税法等
第2号	平成23年10月1日	・免税事業者の要件の見直し	第6条	消費税法
		・地球温暖化対策のための課税の特例の創設 ・大口株主要件の見直し	第20条	租税特別措置法
第3号	平成24年1月1日	・給与所得控除の見直し ・成年扶養控除の対象の見直し	第1条	所得税法
		・税務調査手続（事前通知、終了通知等）	第17条等	国税通則法等
第4号	平成24年4月1日	・消費税の95%ルールの見直し	第6条	消費税法
第5号	平成25年1月1日	・個人の白色申告者の記帳制度の見直し	第1条	所得税法
第6号	平成26年1月1日	・支払調書等の光ディスク等による提出の義務化 ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（日本版「ISA」）の施行時期の2年延長	第20条等	租税特別措置法等
第7号	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日	・支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度における障害者自立支援法の条項ズレ	第20条	租税特別措置法

○ 附則条数調べ(経過措置)

本則の条	法律名	附則第 条	数
1	所得税法	2 ~ 16	15
2	法人税法	17 ~ 35	19
3	相続税法	36 ~ 45	10
4	地価税法	46 ~ 45	0
5	登録免許税	46 ~ 46	1
6	消費税法	47 ~ 47	1
7	酒税法	48 ~ 48	1
8	たばこ税法	49 ~ 48	0
9	揮発油税法	49 ~ 48	0
10	地方揮発油税法	49 ~ 48	0
11	石油ガス税法	49 ~ 48	0
12	石油石炭税法	49 ~ 48	0
13	航空機燃料税法	49 ~ 48	0
14	電源開発促進税法	49 ~ 48	0
15	自動車重量税法	49 ~ 49	1
16	印紙税法	50 ~ 50	1
17	国税通則法	51 ~ 57	7
18	国税犯則取締法	58 ~ 57	0
19	租税条約実施特例法	58 ~ 58	1
20	租税特別措置法	59 ~ 149	91
21	輸徴法	150 ~ 150	1
22	国外送金等調書法	151 ~ 151	1
23	一般会計債務承継法	152 ~ 152	1
24	平成20年所法等改正法	153 ~ 153	1
25	平成22年所法等改正法	~	0

所 法 参

14 1

19 0

租税特別措置法	附則第 条	数
所得税	59 ~ 89	31
法人税	90 ~ 138	49
相続税	139 ~ 139	1
登録免許税	140 ~ 140	1
消費課税	141 ~ 148	8
特別還付金	149	1
計		91

所 法 参

26 5

42 7



附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日
- イ 第一条中所得税法第二百三十八条の改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定
- ロ 第二条中法人税法第一百五十九条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定
- ハ 第三条中相続税法第六十八条の改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十一条の改正規定
- ニ 第四条の規定（地価税法第三十六条及び第三十七条の改正規定を除く。）
- ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定
- ヘ 第七条中酒税法第五十五条の改正規定、同法第五十六条第一項第二号及び第三号の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項第四号、第九号、第十号及び第十二号の改正規定並び

月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十三条、第六十四条、第百八条、第百三十四条及び第百四十二条から第百四十六条までの規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号及び第四十二号に係る部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第二百二十条第三項の改正規定、同法第二百二十二条第一項の改正規定、同法第百五十九条の改正規定、同法第百六十条の改正規定、同法第百六十六条の改正規定、同法第百九十条第二号の改正規定、同法第百九十四条第一項第五号の改正規定、同法第百九十五条の二第一項第二号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項第二号の改正規定、同法第二百三条の三第一項の改正規定

規定（同法第七十四条の十三第六項及び第七項に係る部分を除く。）及び同法第二百二十六条の次に一條を加える改正規定（同法第二百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五条、第五十六条及び第五十七条の規定

タ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条の規定

レ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同法第三十条の二第一項の改正規定、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六第一項の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一條を加える改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第四十

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第六十六条の四第十六項及び第六十八条の八十八第十七項を除く。)中「国税通則法」を「〇〇法」に改める。

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)

目次中

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六十一条の三)

第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定目的法人の課税の特例(第六十一条)

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一条の二)

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の三・第六十一条の三の二)

第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

を↑

に、↑

示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条に次の一項を加える。

27 ○○法第七十四条の七及び第七十四条の九から第七十四条の十二までの規定は、国税庁、国税局又は税務署の当該職員が、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し実地の調査により第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行う場合について準用する。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に「。）」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「

金融商品先物取引等（金融商品取引法）に改め、「限る」の下に「。）」又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものに限る。）をいう」を加え、「金融商品先物取引等」というを「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの」を削り、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第一項中「第二条第一項第三十四号の四」を「第二条第一項第三十四号の五」に改める。

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号ハ	の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条の改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第二百五十九条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定

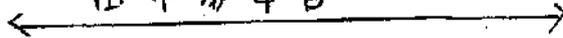
ハ 第三条中相続税法第六十八条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十一条の改正規定

ニ 第四条の規定（地価税法第三十六条及び第三十七条の改正規定を除く。）

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第

二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条の改正規定、同法第五十六条第一項第二号及び第三号の改正規定、同法



第九十八条」を「第九十八条」に改める部分を除く。）、同法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第六十八条の八十八第二項の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二条、第六十三条、第七十条、第三百三十三条及び第四百四十一条から第四百四十五条までの規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号及び第四十二号に係る部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第二百二十条第三項の改正規定、同

ヨ 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（同法第四条第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第一項の改正規定（「（平成五年法律第八十八号）」を削る部分を除く。）、同法第七章の次に一章を加える改正規定（同法第七十四条の十三第六項及び第七項に係る部分を除く。）及び同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（同法第二百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五条、第五十六条及び第五十七条の規定

タ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条の規定

レ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同法第三十条の二第一項の改正規定、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の

十四の改正規定、同法第四十一条の十六第一項の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第十九項の改正規定（同項を同条第二十三項とする部分を除く。）、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第九項を同条第十項とする部分を除く。）、同条第十項とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定及び同項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第二十項の改正規定（同項を同条第二十四項とする部分を除く。）、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第九項を同条第十項とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八第四項及び第五項の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七第九項及び第十項の改正規定、同法第八十九條の二第四項、第十項及

短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の

理由

所得・消費・資産等にわたる抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第二条の二)
- 第二章 所得税法の特例
 - 第一節 利子所得及び配当所得(第三条—第九条の七)
 - 第二節 不動産所得及び事業所得
 - 第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)
 - 第二款 準備金(第二十条—第二十一条)
 - 第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)
 - 第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二—第二十五条)
 - 第五款 その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)
 - 第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)
 - 第四節 山林所得及び譲渡所得等
 - 第一款 山林所得の課税の特例(第三十条—第三十条の二)
 - 第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)
 - 第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)
 - 第四款 取用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三十三条の六)
 - 第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条—第三十四条の三)
 - 第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)
 - 第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)
 - 第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)
 - 第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二—第三十六条の五)
 - 第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の九の五)
 - 第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十—第三十八条)
 - 第十款 その他の特例(第三十九条—第四十条の三)
- 第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
- 第一節 同上
- 第二節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
 - 第四款 同上
 - 第五款 同上
- 第三節 同上
- 第四節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
 - 第四款 同上
- 第五款 同上
- 第六款 同上
- 第六款の二 同上
- 第七款 同上
- 第七款の二 同上
- 第八款 同上
- 第九款 同上
- 第十款 同上
- 第四節の二 同上

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二十条第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する先物取引に該当するもの(同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。))又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引(同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。

以下この号において同じ。(当該商品先物取引等の決済(当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))

二 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十一条第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。))をいう。以下この号において同じ。(当該金融商品先物取引等の決済(当該金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))

三 金融商品取引法第二十一条第一項第十九号に掲げる有価証券(同条第二十二項第

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二十条第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する先物取引に該当するもの(同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。))以下この号において「商品先物取引」という。(当該商品先物取引の決済(当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))

二 金融商品取引法第二十一条第一項第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。))以下この号において「金融商品先物取引等」という。(当該金融商品先物取引等の決済(当該金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))

三 金融商品取引法第二十一条第一項第十九号に掲げる有価証券(同条第十六項に規

四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限り、(の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。))

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の第十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。))とする。

二 所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の第十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引(以下「差金等決済に係る先物取引」という。))による譲渡所得の金額」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「以下この条において「譲渡益」という。))から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「(とする)」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、差金等決済に係る先物取引による事業所得及び譲渡所得がないものとして計算した金額とする。))」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(先物取引に係る雑所得等の金額を除く。))」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項(先物取引に係る雑所得

定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限り、(の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。))

2 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の第十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。))とする。

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

等の課税の特例)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

三 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 同上

三 同上

所得税法等の一部を改正する法律案

《参考資料（１）：所得税関係》

- 第20条（租税特別措置法の一部改正）関係
- 第22条（国外送金等調書法の一部改正）関係
- 第24条（平成20年改正法の一部改正）関係
- 第25条（平成22年改正法の一部改正）関係

平成23年 1 月 4 日

財務省主税局税制第一課所得税係

平成23年度税制改正大綱（抄）

〔平成22年12月16日〕
閣議決定

第3章 平成23年度税制改正

2. 個人所得課税

（4）金融証券税制

③ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等を加えます。《措法41の14、41の15》

イ 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引（同法第2条第14項第1号から第5号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済

ロ 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引（同法第2条第22項第1号から第4号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済

ハ 店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡

（注）上記の改正は、平成24年1月1日以後に行われる店頭商品デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡について適用します。

先物取引に対する課税関係

【措法41の14、41の15】

先物取引の種類		差金等決済又は譲渡に係る所得	損失の繰越控除
取引所取引	商品先物取引 (先物取引、オプション取引等)	申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)	可 (3年)
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		
店頭取引	商品先物取引 (先渡取引、オプション取引等)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【現行】</p> <p>総合課税(雑所得等) 所:5%~40%、住:10%</p> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正案】</p> <p>申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【現行】</p> <p>不可</p> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正案】</p> <p>可 (3年)</p> </div> </div>
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		

(注)カバードワラントとは、対象資産について、一定の期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた権利行使価格と決済価格(権利行使日の時価)との間の差金を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

先物取引の概要（取引所取引）

商品デリバティブ取引の概要（商品先物取引法第2条第3項関係）

- ① 現物先物取引（第1号）
転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 現金決済先物取引（第2号）
当事者間で商品価格についてあらかじめ約定した価格と、将来の現実価格との差金の授受を行う取引
- ③ 指数先物取引（第3号）
当事者間で商品指数の数値を設定し、将来における数値との差に基づいて差金の授受を行う取引
- ④ オプション取引（第4号）
オプションの行使（意思表示）により①～③、⑤及び⑥の取引を買う（売る）権利が付与される取引
- ⑤ 商品価格スワップ取引（第5号）
商品の取引数量について、商品の価格の変化率に基づいて算出した金額を相互に支払うことを約する取引
- ⑥ 商品指数スワップ取引（第6号）
商品の取引数量について、商品指数の変化率に基づいて算出した金額を相互に支払うことを約する取引

金融デリバティブ取引の概要（金融商品取引法第2条第21項関係）

- ① 先物取引等（第1号）
売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品やその対価の授受を約する売買であって、その売買の目的となっている金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 指標先物取引等（第2号）
当事者があらかじめ金融指標として約定する数値と将来の一定の時期における現実のその金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
- ③ オプション取引等（第3号）
当事者の一方の意思表示により当事者間において取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
- ④ スワップ取引（第4号）
当事者が元本として定めた金額について当事者間で取り決めた金融商品の利率等に基づいて相互に金銭を支払うことを約する取引
- ⑤ クレジットデリバティブ取引（第5号）
当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者間であらかじめ定めた一定の事由が発生した場合において相手方が金銭を支払う取引

先物取引の概要（店頭取引）

店頭商品デリバティブ取引の概要（商品先物取引法第2条第14項関係）

- ① 現物先物取引（第1号）
転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 現金決済先物取引（第2号）
当事者間で商品価格についてあらかじめ約定した価格と、将来の現実価格との差金の授受を行う取引
- ③ 指数先物取引（第3号）
当事者間で商品指数の数値を設定し、将来における数値との差に基づいて差金の授受を行う取引
- ④ オプション取引（第4号）
オプションの行使（意思表示）により商品指数を買う（売る）権利が付与される取引
- ⑤ 指数現物オプション取引（第5号）
意思表示によりあらかじめ約定した数値と将来における数値との差に基づいて差金の授受を行う取引
- ⑥ 価格・指数スワップ取引（第6号）
商品の取引数量について商品の価格や指数の変化率に基づいて算出した金額を相互に支払うことを約する取引

金融デリバティブ取引（店頭）の概要（金融商品取引法第2条第22項関係）

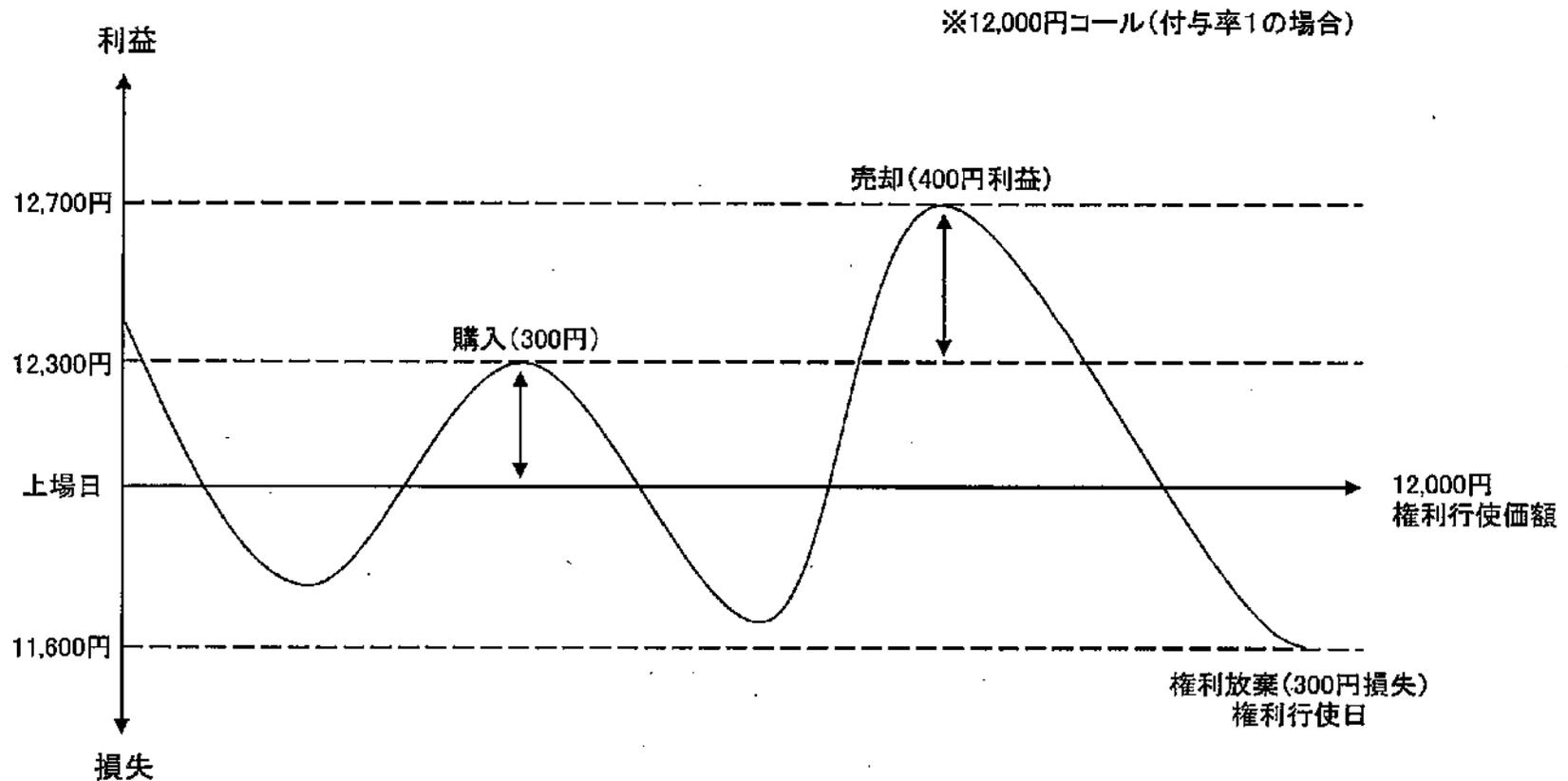
- ① 先渡取引（第1号）
売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品及びその対価の授受を約する売買であって、その売買の目的となっている金融商品の売戻し又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 指標先渡取引（第2号）
当事者があらかじめ金融指標として約定する数値と将来の一定の時期における数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
- ③ オプション取引（第3号）
当事者の一方の意思表示により当事者間において一定の取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
- ④ 指標オプション取引（第4号）
金融指標としてあらかじめ約定する数値と意思表示を行った時期における金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受する取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
- ⑤ スワップ取引（第5号）
当事者が元本として定めた金額について当事者間で取り決めた金融商品の利率等に基づいて相互に金銭を支払うことを約する取引
- ⑥ クレジットデリバティブ取引（第6号）
当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者間であらかじめ定めた一定の事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引

カバードワラントの仕組み

カバードワラントは、対象資産について、一定の期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた価格(権利行使価格)と決済価格(最終参照価格)との間の差金を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

カバードワラントは、権利行使日に差金を追及する金融商品であるが、対象資産の価格の日々の値上がり・値下がりによって毎日価値が異なるため、権利行使日前に転売する方が利益を追求できる場合もある。

《対象資産の株価推移》



所得税法等の一部を改正する法律案

《 新旧対照表：所得税関係 》 【見消し】

- 所得税法
- 租税特別措置法
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）の一部改正
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の一部改正

平成23年1月9日

財務省主税局税制第一課所得税係

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。(当該商品先物取引等の決済(当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))
二 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十二條第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものを除く。))
三 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十二條第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものを除く。))
以下この号において同じ。(当該商品先物取引等の決済(当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する先物取引に該当するものを(同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この号において「商品先物取引」という。)(当該商品先物取引の決済(当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))
二 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十二條第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものを除く。))
三 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十二條第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものを除く。))
以下この号において「金融商品先物取引等」という。(当該金融商品先物取引等の決済(当該金融商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))

取引(同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))
二 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十二條第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものを除く。))
三 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十二條第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものを除く。))
以下この号において「金融商品先物取引等」という。(当該金融商品先物取引等の決済(当該金融商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))

三 金融商品先物取引法第二條第一項第十九号に掲げる有価証券(同條第十六項に掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))

円書出掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。()の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)」とする。

二 所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引(以下「差金等決済に係る先物取引」という。))による譲渡所得の金額」とし、その残額」とあるのは「した残額」と、以下この条において「譲渡益」という。()から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「()とする」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、差金等決済に係る先物取引による事業所得及び譲渡所得がないものとして計算した金額とする。)」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(先物取引に係る雑所得等の金額を除く。)」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得

定する金融商品取引所の上場されているもの(同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。)の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)」とする。

二 同上

(同条第八項第三号)に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の)

三 同上

四 同上

五 同上

等の課税の特例)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第一編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

三 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

六 同上

三 同上

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第一条第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する先物取引に該当するもの(同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。)(又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引(同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するもの(以下この号において同じ。)(当該商品先物取引等の決済(当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))

二 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十一条第一号から第三号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもの(同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。)(又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引(同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう。(以下この号において同じ。)(当該金融商品先物取引等の決済(当該

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第二条第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する先物取引に該当するもの(同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。)(以下この号において「商品先物取引」という。)(当該商品先物取引の決済(当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))

二 金融商品取引法第二十一条第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。)(以下この号において「金融商品先物取引等」という。)(当該金融商品先物取引等の決済(当該金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。))

金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券(同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除く。)の取得平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)(に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。))とする。

二 所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引(以下「差金等決済に係る先物取引」という。))による譲渡所得の金額」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「以下この条において「譲渡益」という。))から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「(とする」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、差金等決済に係る先物取引による事業所得及び譲渡所得がないものとして計算した金額とする。))と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(先物取引に係る雑所得等の金額を除く。))とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。)の取得平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)(に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。))とする。

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

所得税額、同項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額
「と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所
得税の額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項（先物取引に係る雑所得
等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申
告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法
令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

三 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定
める。

六 同上

三 同上

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条の改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第百五十九条の改正規定及び同法第百六十三条の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第七十条の改正規定

及び同法第七十一条の改正規定

ニ 第四条の規定（地価税法第三十六条及び第三十七条の改正規定を除く。）

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第

二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条の改正規定、同法第五十六条第一項第二号及び第三号の改正規定、同法

67

第九十八條を「第九十八條」に改める部分を除く。）、同法第八条の四第一項第一号の改正規定

、同法第九条の三第一号の改正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同条第六項の改正規定

、同法第六十八条の八十八第二項の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第六章第三節の二中第九

十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条

の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部

分を除く。）、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第六号中「の提

出を怠り」を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二条、第六十三条、第一百七条

、第三百三十三条及び第四百四十一条から第四百四十五条までの規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号及び第四十号の次に一号を加える部分）

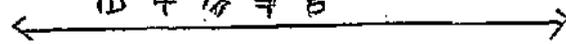
同法第十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の

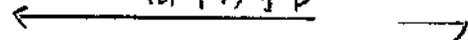
改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同

法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第二百二十条第三項の改正規定、同

77

66





ヨ 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（同法第四条第十一号及び第十二号

に係る部分に限る。）、「同法第七十四条の二第一項の改正規定（「平成五年法律第八十八号）」を

削る部分を除く。）、「同法第七章の次に一章を加える改正規定（同法第七十四条の十三第六項及び第

七項に係る部分を除く。）及び同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（同法第二百二十七条第

一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五条、第五十六条及び第五十七条の規定

タ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条の規定

同法第十九条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第十九条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第十九条の四（見出しを含む。）の改正規定

ト レ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、

同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改

（同法第十九条の二の次に一条を加える改正規定（第十九条の三、八項、十項及び十二項に係る部分に限る。）

正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、「同法第三十条の二第一項の改正規定、同法第

三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の

（同条第八項に係る部分を除く。）

チ ヲ 十一の三の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の

（十項及び二十項

改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項に係る部分を除く。）、「同法第四十一条の

十四の改正規定、同法第四十一条の十六第一項の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第十九項の改正規定（同項を同条第二十三項とする部分を除く。）、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第九項を同条第十項とする部分を除く。）、同条第十項とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定及び同項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の八十八第二十項の改正規定（同項を同条第二十四項とする部分を除く。）、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第九項を同条第十項とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八第四項及び第五項の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七第九項及び第十項の改正規定、同法第八十九條の二第四項、第十項及

○金融商品取引法

(昭和二十三年四月十三日)

(法律第二十五号)

(定義)

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 十八 省 略

十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場(第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利(以下「オプション」という。)を表示する証券又は証書

二十・二十一 省 略

27 省 略

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。)その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。)のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。)、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引(有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。)

二 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)(又は代理(有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。))

三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

ロ 外国金融商品市場(取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。)(における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

四 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)(若しくは代理(以下「店頭デリバティブ取引等」という。))

五 有価証券等清算取次ぎ

六 有価証券の引受け(有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等)に際し、第六項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいう。)

七 有価証券(次に掲げるものに限る。)(の募集又は私募

イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの

ロ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券

ハ 第一項第十六号に掲げる有価証券

ニ 第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるものに表示されるべき権利であつて、第二項の規定により有価証券とみなされるもの

ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利ト イからへまでに掲げるもののほか、政令で定める有価証券

ハ 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等

九 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

十 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの（取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外において行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）

イ 競売の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）

ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法

ホ イからニまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法

十一 当事者の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約（以下「投資顧問契約」という。）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。

イ 有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプション（金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十八条第八項第三号ハに掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくはニに掲げる取引に係る権利をいう。）の対価の額又は有価証券指標（有価証券の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。）の動向をいう。）

ロ 金融商品の価値等（金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいう。以下同じ。）

十二 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。以下同じ。）を行うこと。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人と締結す

る同法第百八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約

ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づき投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約(以下「投資一任契約」という。)

十三 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

十四 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。)

十五 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令で定める権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(第十二号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。)

イ 第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)に表示される権利

ロ 第二項第一号又は第二号に掲げる権利

ハ 第二項第五号又は第六号に掲げる権利

十六 その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は第一項各号に掲げる証券若しくは証券の預託を受けること。

十七 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと。

十八 前各号に掲げる行為に類するものとして政令で定める行為

9 20 省 略

21 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品市場において、金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引をいう。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者があらかじめ金融指標として約定する数値(以下「約定数値」という。)(と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値(以下「現実数値」という。)(の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 金融商品の売買(第一号に掲げる取引を除く。)

ロ 前二号及び次号から第六号までに掲げる取引(前号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。)

四 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く。)(の利率等(利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)(又は金融指標(金融商品(同号に掲げるものを除く。)(の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。以下この号及び次項第五号において同

じ。)の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く。)の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。)

五 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権(金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。)を移転することを約するものを含み、前三号に掲げるものを除く。)

イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの

ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの(イに掲げるものを除く。)

六 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

22 この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引(その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品(第二十四項第五号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 金融商品の売買(第一号に掲げる取引を除く。)

ロ 前二号及び第五号から第七号までに掲げる取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

五 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く。)の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品(同号に掲げるものを除く。)の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。)

六 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるい

れかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権(金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。)を移転することを約するものを含み、第二号から前号までに掲げるものを除く。)又はこれに類似する取引

イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの

ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの
(イに掲げるものを除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

部長御指摘事項
(所法・措法(所得税)等関係)

平成23年1月11日

財務省主税局税制第一課所得税係

理由

税制の

所得・消費・資産等にわたる抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案

《 新旧対照表：所得税関係 》

平成23年 1 月12日

財務省主税局税制第一課所得税係

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第二一条第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する先物取引に該当するもの(同法第九項に規定する商品市場において行われる同法第十項第一号ホに掲げる取引を含む。))又は同法第十四項第一号から第五号までに掲げる取引(同法第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。)

二 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十一條第一号から第三号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同法第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもの(同法第九項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもののうち政令で定めるもの又は同法第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引(同法第三号に掲げる取引にあつては、同法第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。)

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第二一条第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する先物取引に該当するもの(同法第九項に規定する商品市場において行われる同法第十項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この号において「商品先物取引」という。)

二 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十一條第一号から第三号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同法第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもの(同法第九項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもののうち政令で定めるもの又は同法第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引(同法第三号に掲げる取引にあつては、同法第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。)

金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券(同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行い取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除く。)の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)」とする。

二 所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引)以下「差金等決済に係る先物取引」という。による譲渡所得の金額」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「以下この条において「譲渡益」という。から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「)とする」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、差金等決済に係る先物取引による事業所得及び譲渡所得がないものとして計算した金額とする。)」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(先物取引に係る雑所得等の金額を除く。)」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。)の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)」とする。

二 同上

(当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

三 同上

四 同上

五 同上

所得税額、同項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額
「と、同法第九十五条中」その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所
得税の額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項（先物取引に係る雑所得
等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申
告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法
令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定
める。

六 同上

3 同上

三 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（同法第四条第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）、「同法第七十四条の二第一項の改正規定（「（平成五年法律第八十八号）」を削る部分を除く。）、「同法第七章の次に一章を加える改正規定（同法第七十四条の十三第六項及び第七項に係る部分を除く。）及び同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（同法第二百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五条、第五十六条及び第五十七条の規定

タ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条の規定

同法が二十九条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法が二十九条の三（見出しを含む）の改正規定、同法が二十九条の四（見出しを含む）の改正規定

八〇レ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、

同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改

正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、「~~同法第三十条の二第十項の改正規定~~、同法第

三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の

（同条が八項に係る部分を除く。）

十一の三の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の

（第十三項及び第十四項）

改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項に係る部分を除く。）、「同法第四十一条の

十四の改正規定、同法第四十一条の十六第十項の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第十九項の改正規定（同項を同条第二十三項とする部分を除く。）、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第九項を同条第十項とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定及び同項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の八十八第二十項の改正規定（同項を同条第二十四項とする部分を除く。）、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第九項を同条第十項とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八第四項及び第五項の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七第九項及び第十項の改正規定、同法第八十九条の二第四項、第十項及

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第一百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を↑

「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条の四)

に、「給付補

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)に、「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項

第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項

第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第六十六条の四第十六項及び第六十八条の八十八第十七項を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)

目次中

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十二条の二・第六十二条の三)

第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第六十一条)

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一条の二)

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の三・第六十一条の三の二)

第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

を ↑

に、 ↑

は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に「。）」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引（」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第

四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。〕で「に、」で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「」金融商品先物取引等」という」を「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる」を「（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の」に、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第一項中「第二条第一項第三十四号の四」を「第二条第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十条第二号ハの項の中欄中「の規定」を「」の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「」並びに」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第一百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第六十三条の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第

二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項第二号及び第三号の改

(同項第六号中「の提出を怠り」を「を提出せず」に改める部分を除く。)並びに附則第六十二条、第六十三条、第九十九条第一項、第三百三十六條第一項及び第四百四十四條から第四百四十八條までの規定
次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定(同項第十六号に係る部分及び同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第十七條の改正規定、同法第二十八條の改正規定、同法第三十條の改正規定、同法第五十七條の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四條第二項第三号の改正規定、同法第八十三條の二第一項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定、同法第十五條の改正規定、同法第二百二十條第三項の改正規定、同法第二百二十二條第一項の改正規定、同法第二百五十九條(見出しを含む。)の改正規定、同法第六十條(見出しを含む。)の改正規定、同法第六十六條の改正規定、同法第九十條第二号の改正規定、同法第九十四條第一項第五号の改正規定、同法第九十五條の二第一項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第二百一條の改正規定、同法第二百三條第一項の改正規定、同法第二百三條の三第一号の改正規定、同法第二百三條の五第一項第二号の改正規定、同法第二百二十四條の五の改正規定、同条の次に一條を加える改正

第七条の改正規定を除く。)及び附則第五十八条の規定

レ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、

同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十条の四(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十条の四(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二

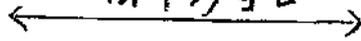
八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定(同条第一項及び第二項に係る部分を除く。)、同法第二十九条の二の次に一条を加える改正規定(第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。)、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定(同条第八項に係る部分を除く。)、同法第三十七号の改正規定、同法第三十七号の十一の三の改正規定(同条第八項に係る部分を除く。)

、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定(同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。)、同法第四十一

条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、

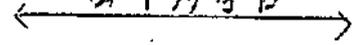
同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第四十二

条の三第二項の改正規定(同項を同条第四項とする部分を除く。)、同法第六十二条第八項の改正規

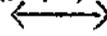


定、同法第六十六条の四第十九項の改正規定（同項を同条第二十三項とする部分を除く。）、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分を除く。）、同条第九項の改正規定（同項中「質問又は検査」を「当該職員」に改める部分に限る。）、同項を同条第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第九項を同条第十項とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八条の八十八第二十項の改正規定（同項を同条第二十四項とする部分を除く。）、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分を除く。）、同条第九項の改正規定（同項中「質問又は検査」を「当該職員」に改める部分に限る。）、同項を同条第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第九項を同条第十項とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八第四項及び第五項の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七第九項及び第十項の改正規定、同法第八十九条の二第四項、第十項及び第十一項の改正規定、同法第八十九条の三第四項及び第五項の改正規定、同法第八十九条の四第二項及び第三項の改正規定、同法第九十条第四項及び第五項の改正規定、

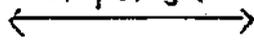
90条の6の2まで
田中秀吉



附則14条、149条
田中秀吉



田中秀吉



同法第九十条の二第二項及び第三項の改正規定、同法九十條の四第二項から第五項までの改正規定、同法第九十条の四の二第二項及び第三項の改正規定、同法第九十条の四の三第二項及び第三項の改正規定、同法第九十条の五第五項及び第六項の改正規定、同法第九十条の六第二項から第五項までの改正規定並びに同法第九十条の六の二第五項及び第六項の改正規定並びに附則第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第三項、第七十六条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十四条、第八十九条第二項から第四項まで、第一百七七条、第一百九条第二項から第四項まで、第三百三十四条、第三百三十六條第二項から第四項まで、第四百四十三条、第四百四十九条並びに第五百一十條の規定

ソ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）並びに附則第五百五十二條の規定

ツ 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四條の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）、同法第五條（見出しを含む。）の改正規定及

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第八十一条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等を行う場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等を行った場合については、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十

一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の

三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

理由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現 行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第四条)

第二章 納税義務(第五条・第六条)

第三章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則(第六条の二・第六条の三)

第三章 課税所得の範囲(第七条―第十一条)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条―第十四条)

第五章 納税地(第十五条―二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則(第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準(第二十一条)

第二節 各種所得の金額の計算

第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条―第三十五条)

第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条―第三十八条)

第三款 収入金額の計算(第三十九条―第四十四条の二)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条)

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条―第五十条)

第三目 資産損失(第五十一条)

第四目 引当金(第五十二条―第五十五条)

第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

第四款の二 外貨建取引の換算(第五十七条の三)

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第五十七条の四―第六十二条)

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第六十三条・第六十四

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三章の二 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第四款の二 同上

第五款 同上

第六款 同上

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第二章 総則(第一条—第二条の二)
- 第二章 所得税法の特例
 - 第一節 利子所得及び配当所得(第三条—第九条の七)
 - 第二節 不動産所得及び事業所得
 - 第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)
 - 第二款 準備金(第二十条—第二十一条)
 - 第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)
 - 第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二—第二十五条)
 - 第五款 その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)
 - 第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)
 - 第四節 山林所得及び譲渡所得等
 - 第一款 山林所得の課税の特例(第三十条—第三十条の二)
 - 第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)
 - 第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)
 - 第四款 取用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十二条—第三十二条の六)
 - 第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十二条—第三十二条の三)
 - 第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十三条)
 - 第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十三条の二)
 - 第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)
 - 第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二—第三十六条の五)
 - 第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の九の五)
 - 第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一—第三十八条)
 - 第十款 その他の特例(第三十九条—第四十条の三)
- 第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
 - 第一節 同上
 - 第二節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
 - 第四款 同上
 - 第五款 同上
 - 第三節 同上
 - 第四節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
 - 第四款 同上
 - 第五款 同上
 - 第六款 同上
 - 第六款の二 同上
 - 第七款 同上
 - 第七款の二 同上
 - 第八款 同上
 - 第九款 同上
 - 第十款 同上
- 第四節の二 同上

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する先物取引に該当するもの(同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。))又は同條第十四項第一号から第五号までに掲げる取引(同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。)

二 当該商品先物取引等の決済(当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

二 金融商品先物取引等(金融商品取引法第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもの(同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。))又は同條第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引(同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。)

三 当該金融商品先物取引等の決済(当該

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得(以下この項及び次条において「先物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。))で同項に規定する先物取引に該当するもの(同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。))以下この号において「商品先物取引」という。)

二 当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

二 金融商品取引法第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。以下この号において「金融商品先物取引等」という。)) 当該金融商品先物取引等の決済(当該金融商品先物取引等に係る同條第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

三 金融商品取引法第二十一条第十九号に掲げる有価証券(同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除く。)の取得平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使(当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二十一条第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。))とする。

二 所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引(以下「差金等決済に係る先物取引」という。))による譲渡所得の金額」とし、その残額とあるのは「した残額」とし、以下この条において「譲渡益」という。から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「(とする)」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、差金等決済に係る先物取引による事業所得及び譲渡所得がないものとして計算した金額とする。))と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(先物取引に係る雑所得等の金額を除く。))とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第

三 金融商品取引法第二十一条第十九号に掲げる有価証券で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。)の取得平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2 同上

一 所得税法第二十一条第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。))とする。

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

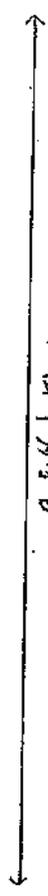
二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

三 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 同上

三 同上



(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十二条第二項の改正規

定

ロ 第二条中法人税法第百五十九條に二項を加える改正規定及び同法第百六十三條の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八條に二項を加える改正規定及び同法第七十一條の改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九條に二項を加える改正規定及び同法第四十二條第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四條の改正規定、同法第六十五條第三号の改正規定及び同法第六十七條第

二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五條に二項を加える改正規定、同法第五十六條第一項第二号及び第三号の改

正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條第一項第四号、第九号、第十号及び第十二号の改正規定並びに同法第五十九條第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條第一号から第五号までの

改正規定及び同法第三十條の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に

「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

チ 第九条中揮発油税法第二十七條に二項を加える改正規定、同法第二十八條の改正規定（同条第七号

を削る部分を除く。）及び同法第二十九條第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五條に二項を加える改正規定及び同法第十七條の改正規定（同条第二

項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限

る。）

ヌ 第十一条中石油ガス税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條第一号及び第三号か

ら第六号までの改正規定並びに同法第三十條第二項の改正規定（「の違反行為」を「又は第三項の違

反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

線部分
中務大臣

線部分
中務大臣

田
中
務
大臣



同法第十五条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七條第一項及び第二項の規定

口 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の一 石油石炭税法の特例（第九十条の四）」第九十条の七）を

「第三節の一 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）に改め

第二款 その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）

る部分に限る。）、「同法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六十八條の八十八第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、「同法第九十条の七第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

一 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、「同法第十七条の改正規定、同法第二十八條の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七條の二第二項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第七十四條第二項第三号の改正規定、同法第八十三條の二第二項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第一百二十條第三項の改正規定、同法第一百二十二條第一項の改正規定、同法第一百五十九條（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百六十六條の改正規定、同法第九十条第二号の改正規定、同法第九十四條第一項第五号の改正規定、同法第九十五条の二第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三條第一項の改正規定、同法第二百三條の三第一号の改正規定、同法第二百三條の五第一項第二号の改正規定、同法第二百二十四條の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正

法第二十二條の改正規定並びに附則第四十八條第七項の規定

ワ 第十四條中電源開發促進稅法の目次の改正規定、同法第十二條を削る改正規定、同法第五章中第十

二條を第十二條とする改正規定、同法第十四條第三号を削り、同條を第十三條とする改正規定及び同

法第十五條の改正規定並びに附則第四十八條第八項の規定

カ 第十六條中印紙稅法の目次の改正規定、同法第二十一條を削り、第五章中第二十二條を第二十一條

とする改正規定、同法第二十三條第五号を削り、同條を第二十二條とする改正規定及び同法第二十四

條を第二十三條とし、第二十五條を第二十四條とする改正規定並びに附則第五十條の規定

コ 第十七條中國稅通則法第三條の二の次に一條を加える改正規定（同法第四條第十一号及び第十二号

に係る部分に限る。）同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正

規定（同法第七十四條の十三第六項及び第七項に係る部分を除く。）及び同法第二百二十六條の次に一

條を加える改正規定（同法第二百二十七條第一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五條から第五

十七條までの規定

ク 第十九條の規定（租稅条約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律

第七條の改正規定を除く。）及び附則第五十八條の規定

シ 第二十條中租稅特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第九條の四の二の改正規定

同法第二十條の二の前の見出し及び同條を削る改正規定、同法第二十條の三（見出しを含む。）の改

正規定、同法第二十條の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十

八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定（同法第一項及び第二項に係る部

分を除く。）同法第二十九條の二の次に一條を加える改正規定（第二十九條の三第八項、第十一項

及び第十二項に係る部分に限る。）同法第三十一條第三項第一号の改正規定、同法第三十七條の十

第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定（同法第八項に係る部分を除く。）

同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四

十一條の十二の改正規定（同法第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）同法第四十一

條の十四の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十一條の十七第七項の改正規定

同法第四十二條の二の次に一條を加える改正規定（同法第一項に係る部分を除く。）同法第四十二

條の三第二項の改正規定（同項を同法第四項とする部分を除く。）同法第六十二條第八項の改正規

定、同法第六十六條の四第十九項の改正規定（同項を同法第二十三項とする部分を除く。）、同法第十一項第二号の改正規定、同法第十項の改正規定（同項を同法第十三項とする部分を除く。）、同法第九項の改正規定（同項中「質問又は検査」を「当該職員」に改める部分に限る。）、同項を同法第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同法第九項を同法第十項とする部分を除く。）、同法第八項の改正規定、同項の次に二項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第二十四項の改正規定（同項を同法第二十四項とする部分を除く。）、同法第十一項第二号の改正規定、同法第十項の改正規定（同項を同法第十三項とする部分を除く。）、同法第九項の改正規定（同項中「質問又は検査」を「当該職員」に改める部分に限る。）、同項を同法第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同法第九項を同法第十項とする部分を除く。）、同法第八項の改正規定、同項の次に二項を加える改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七第九項及び第十項の改正規定、同法第八十九條の二第四項、第十項及び第十一項の改正規定、同法第八十九條の三第四項及び第五項の改正規定、同法第八十九條の四第二項及び第三項の改正規定、同法第九十條の四の三第二項及び第三項の改正規定、同法第九十條の五第五項及び第六項の改正規定、同法第九十條の六第六二項から第五項までの改正規定並びに同法第九十條の六の二第五項及び第六項の改正規定並びに附則第六十四條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第二項、第七十四條第二項及び第三項、第七十六條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十四條、第八十九條第二項から第四項まで、第九十七條、第九十九條第二項から第四項まで、第三百二十四條、第三百三十六條第二項から第四項まで、第四百四十二條、第四百四十九條並びに第五百一十條の規定

87条の8の修正
田中義孝

90条の6の修正
田中義孝

100条の修正
田中義孝

101条の修正
田中義孝

同法第九十條の二第二項及び第三項の改正規定、同法九十條の四第二項から第五項までの改正規定、同法第九十條の四の二第二項及び第三項の改正規定、同法第九十條の四の三第二項及び第三項の改正規定、同法第九十條の五第五項及び第六項の改正規定、同法第九十條の六第六二項から第五項までの改正規定並びに同法第九十條の六の二第五項及び第六項の改正規定並びに附則第六十四條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第二項、第七十四條第二項及び第三項、第七十六條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十四條、第八十九條第二項から第四項まで、第九十七條、第九十九條第二項から第四項まで、第三百二十四條、第三百三十六條第二項から第四項まで、第四百四十二條、第四百四十九條並びに第五百一十條の規定

） 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第三項の改正規定、同法第二十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四條の改正規定（同法第二項に係る部分を除く。）、同法第五條（見出しを含む。）の改正規定及

四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前例による。

（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第七十九条 新租税特別措置法第四十条の七第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である居住者
の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分
適用対象金額（当該居住者に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事
業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第四項に規定する特殊関係
株主等である居住者の平成二十二年分以前の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の
同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前例による。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十条 新租税特別措置法第四十一条第六項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する増改築等を
行う場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第六項に規定する増改築等を
行った場合については、なお従前例による。

（経過措置）

第八十一条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項
に規定する住宅の増改築等を行う場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一
条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等を行った場合については、なお従前例による。

（償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置）

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する
短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する
短期公社債については、なお従前例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者
又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規
定する光ファイバ等については、なお従前例による。

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置）

第八十三条 新租税特別措置法第四十二条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する者が同日前に行つたものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十九第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に払込みにより取得をした同項に規定する特定新規株式については、なお従前の例による。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修を行う場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修を行った場合については、なお従前の例による。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十七条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する改修工事を行う場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事を行った場合については、なお従前の例による。

(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する経過措置)

理 由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制抜本改革の一端をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に感じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案

《参考資料（１）：所得税関係》

- 第20条（租税特別措置法の一部改正）関係
- 第22条（国外送金等調書法の一部改正）関係
- 第24条（平成20年改正法の一部改正）関係
- 第25条（平成22年改正法の一部改正）関係

平成23年1月13日

財務省主税局税制第一課所得税係

平成23年度税制改正大綱（抄）

〔平成22年12月16日
閣議決定〕

第3章 平成23年度税制改正

2. 個人所得課税

（4）金融証券税制

③ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等を加えます。《措法41の14、41の15》

イ 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引（同法第2条第14項第1号から第5号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済

ロ 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引（同法第2条第22項第1号から第4号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済

ハ 店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡

（注）上記の改正は、平成24年1月1日以後に行われる店頭商品デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡について適用します。

先物取引に対する課税関係

【措法41の14、41の15】

先物取引の種類		差金等決済又は譲渡に係る所得	損失の繰越控除
取引所取引	商品先物取引 (先物取引、オプション取引等)	申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)	可 (3年)
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		
店頭取引	商品先物取引 (先渡取引、オプション取引等)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【現行】</p> <p>総合課税(雑所得等) 所:5%~40%、住:10%</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正案】</p> <p>申告分離課税(雑所得等) 20%(所:15%、住5%)</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【現行】</p> <p>不可</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正案】</p> <p>可 (3年)</p> </div> </div>
	金融デリバティブ (先物取引、オプション取引等)		
	カバードワラント		

(注)カバードワラントとは、対象資産について、一定の期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた権利行使価格と決済価格(権利行使日の時価)との間の差金を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

先物取引の概要（取引所取引）

商品デリバティブ取引の概要（商品先物取引法第2条第3項関係）

- ① 現物先物取引（第1号）
転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 現金決済先物取引（第2号）
当事者間で商品価格についてあらかじめ約定した価格と、将来の現実価格との差金の授受を行う取引
- ③ 指数先物取引（第3号）
当事者間で商品指数の数値を設定し、将来における数値との差に基づいて差金の授受を行う取引
- ④ オプション取引（第4号）
オプションの行使（意思表示）により①～③、⑤及び⑥の取引を買う（売る）権利が付与される取引
- ⑤ 商品価格スワップ取引（第5号）
商品の取引数量について、商品の価格の変化率に基づいて算出した金額を相互に支払うことを約する取引
- ⑥ 商品指数スワップ取引（第6号）
商品の取引数量について、商品指数の変化率に基づいて算出した金額を相互に支払うことを約する取引

金融デリバティブ取引の概要（金融商品取引法第2条第21項関係）

- ① 先物取引等（第1号）
売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品やその対価の授受を約する売買であって、その売買の目的となっている金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 指標先物取引等（第2号）
当事者があらかじめ金融指標として約定する数値と将来の一定の時期における現実のその金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
- ③ オプション取引等（第3号）
当事者の一方の意思表示により当事者間において取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
- ④ スワップ取引（第4号）
当事者が元本として定めた金額について当事者間で取り決めた金融商品の利率等に基づいて相互に金銭を支払うことを約する取引
- ⑤ クレジットデリバティブ取引（第5号）
当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者間であらかじめ定めた一定の事由が発生した場合において相手方が金銭を支払う取引

先物取引の概要（店頭取引）

店頭商品デリバティブ取引の概要（商品先物取引法第2条第14項関係）

- ① 現物先物取引（第1号）
転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 現金決済先物取引（第2号）
当事者間で商品価格についてあらかじめ約定した価格と、将来の現実価格との差金の授受を行う取引
- ③ 指数先物取引（第3号）
当事者間で商品指数の数値を設定し、将来における数値との差に基づいて差金の授受を行う取引
- ④ オプション取引（第4号）
オプションの行使（意思表示）により商品指数を買う（売る）権利が付与される取引
- ⑤ 指数現物オプション取引（第5号）
意思表示によりあらかじめ約定した数値と将来における数値との差に基づいて差金の授受を行う取引
- ⑥ 価格・指数スワップ取引（第6号）
商品の取引数量について商品の価格や指数の変化率に基づいて算出した金額を相互に支払うことを約する取引

金融デリバティブ取引（店頭）の概要（金融商品取引法第2条第22項関係）

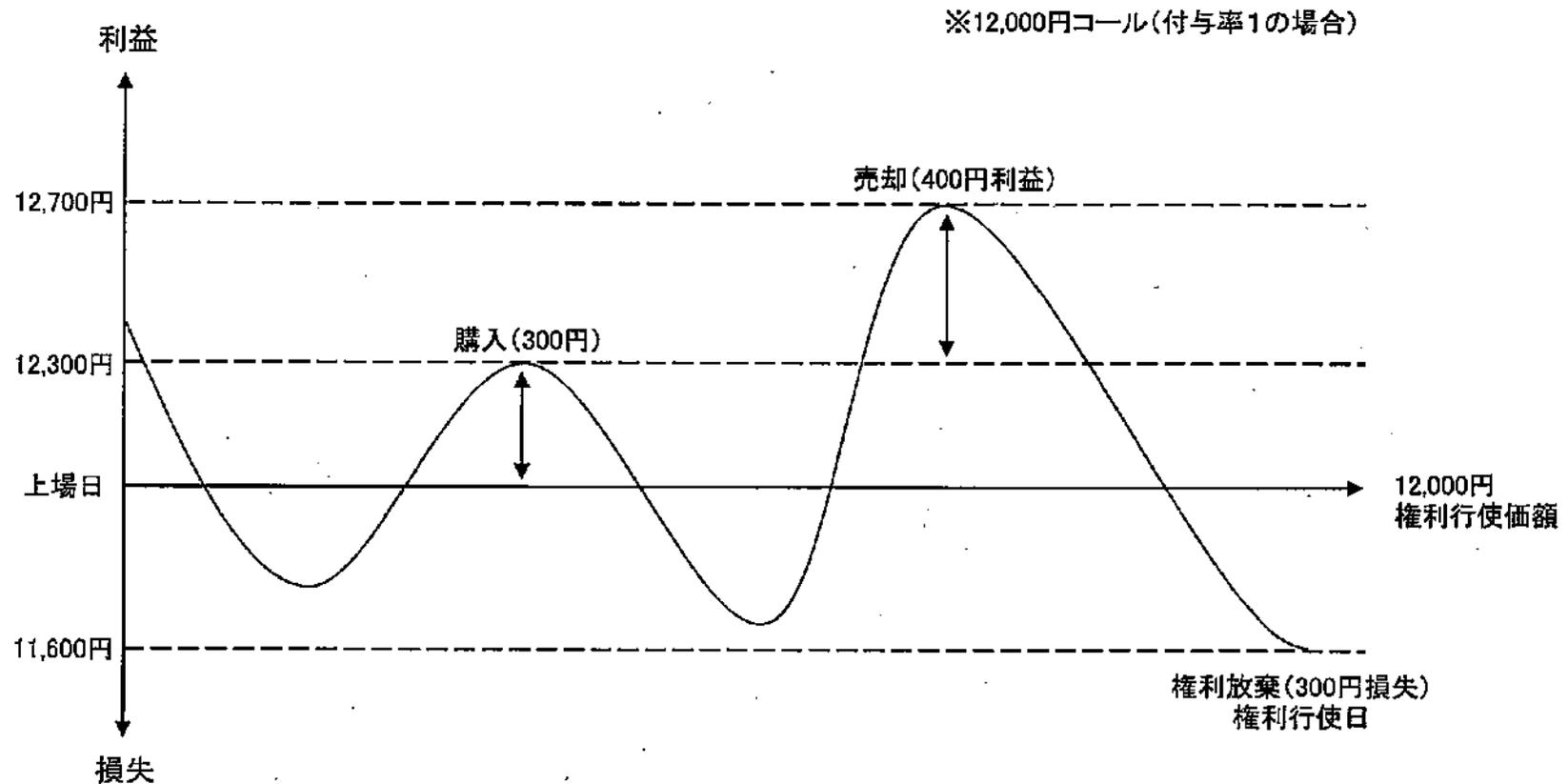
- ① 先渡取引（第1号）
売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品及びその対価の授受を約する売買であって、その売買の目的となっている金融商品の売戻し又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引
- ② 指標先渡取引（第2号）
当事者があらかじめ金融指標として約定する数値と将来の一定の時期における数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
- ③ オプション取引（第3号）
当事者の一方の意思表示により当事者間において一定の取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
- ④ 指標オプション取引（第4号）
金融指標としてあらかじめ約定する数値と意思表示を行った時期における金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受する取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
- ⑤ スワップ取引（第5号）
当事者が元本として定めた金額について当事者間で取り決めた金融商品の利率等に基づいて相互に金銭を支払うことを約する取引
- ⑥ クレジットデリバティブ取引（第6号）
当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者間であらかじめ定めた一定の事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引

カバードワラントの仕組み

カバードワラントは、対象資産について、一定の期日(権利行使日)に、あらかじめ決められた価格(権利行使価格)と決済価格(最終参照価格)との間の差金を受け取ることができる権利を証券化した有価証券。

カバードワラントは、権利行使日に差金を追及する金融商品であるが、対象資産の価格の日々の値上がり・値下がりによって毎日価値が異なるため、権利行使日前に転売する方が利益を追求できる場合もある。

《対象資産の株価推移》



所得税法等の一部を改正する法律案

《参照条文（1）：所得税関係》

- 第1条（所得税法の一部改正）関係
- 第20条（租税特別措置法の一部改正）関係
- 第22条（国外送金等調書法の一部改正）関係
- 第24条（平成20年改正法の一部改正）関係
- 第25条（平成22年改正法の一部改正）関係

平成23年1月13日

財務省主税局税制第一課所得税係

○金融商品取引法

(昭和二十三年四月十三日)
(法律第二十五号)

(定義)

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券(次号及び第十一号に掲げるものを除く。)
- 四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定社債券
- 五 社債券(相互会社の社債券を含む。以下同じ。)
- 六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。)
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券
- 八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 九 株券又は新株予約権証券
- 十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- 十二 貸付信託の受益証券
- 十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
- 十四 信託法(平成十八年法律第百八号)に規定する受益証券発行信託の受益証券
- 十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 十六 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)に規定する抵当証券
- 十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの(次号に掲げるものを除く。)
- 十八 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
- 十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場(第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)(において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利(以下「オプション」という。))を表示する証券又は証書
- 二十 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの

二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利(以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。)は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。)のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの(第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。)は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一 信託の受益権(前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。)

二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの(前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。)

三 合名会社若しくは合資会社の社員権(政令で定めるものに限る。)又は合同会社の社員権

四 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの

五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利(外国の法令に基づくものを除く。)のうち、当該権利を有する者(以下この号において「出資者」という。)が出資又は拠出をした金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)を充てて行う事業(以下この号において「出資対象事業」という。)から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの(前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項(この号を除く。)の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)

イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利

ロ 出資者が出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利(イに掲げる権利を除く。)

ハ 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)

第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利(イ及びロに掲げる権利を除く。)

二 イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利

六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの

七 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

3 この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして内閣府令で定めるもの(次項において「取得勧誘類似行為」という。))を含む。以下「取得勧誘」という。(このうち、当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権(次項及び第六項、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四項において「第一項有価証券」という。))に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(次項、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。))に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者(適格機関投資家(有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。))が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)を相手方として行う場合として政令で定める場合(特定投資家のみを相手方とする場合を除く。)

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合
ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき(イに掲げる場合を除く。)

(1) 当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等(第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項、第四条第一項第四号及び第三項、第二十七条の三十二の二並びに第二十七条の三十四の二において同じ。))が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧誘を行うこと。

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等(特定投資家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。))をいう。以下同じ。))以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合(当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。)であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

三 その取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者が当該取得勧誘に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合

4 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘(取得勧誘類似行為に該当するものその他内閣府令で定めるものを除く。以下「売付け勧誘等」という。)のうち、当該売付け勧誘等が第一項有価証券に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該売付け勧誘等が第二項有価証券に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するもの(取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。)をいう。

一 多数の者(適格機関投資家が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)を相手方として行う場合として政令で定める場合(特定投資家のみを相手方とする場合を除く。)

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは(イに掲げる場合を除く。)

(一) 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあっては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。
(二) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合(当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。)であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

三 その売付け勧誘等に応じることにより相当程度多数の者が当該売付け勧誘等に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合

5 この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者(内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者)をいうものとし、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

6 この法律(第五章を除く。)において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(第一項有価証券に係る売付け勧誘等であつて、第四項第二号ロに掲げる場合に該当するもの(取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。))をいう。以下

同じ。)に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。

7 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出書及び同条第六項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。)その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。)のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。)、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引(有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。)

二 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)(又は代理(有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。))

三 次に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理

イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

ロ 外国金融商品市場(取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するもの)をいう。

以下同じ。)における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

四 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)(若しくは代理(以下「店頭デリバティブ取引等」という。))

五 有価証券等清算取次ぎ

六 有価証券の引受け(有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、第六項各号に掲げるもの)のいずれかを行うことをいう。)

七 有価証券(次に掲げるものに限る。)(の募集又は私募

イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの

ロ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券

ハ 第一項第十六号に掲げる有価証券

ニ 第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるものに表示されるべき権利であつて、第二項の規定により有価証券とみなされるもの

ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利

ト イからへまでに掲げるもののほか、政令で定める有価証券

八 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等

九 有価証券の募集若しくは売出しの取扱ひ又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘

等の取扱

十 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの(取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場(第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。))以外において行うことが投資者保護のため適当でないこと認められるものとして政令で定めるものを除く。)

イ 競売の方法(有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。)

ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券(以下「店頭売買有価証券」という。))について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法

ホ イからニまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法

十一 当事者の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。))その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約(以下「投資顧問契約」という。))を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。

イ 有価証券の価値等(有価証券の価値、有価証券関連オプション(金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十八条第八項第三号ハに掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくはニに掲げる取引に係る権利をいう。))の対価の額又は有価証券指標(有価証券の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。))の動向をいう。)

ロ 金融商品の価値等(金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向をいう。以下同じ。))の分析に基づく投資判断(投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容容及び時期についての判断をいう。以下同じ。)

十二 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用(その指図を含む。以下同じ。))を行うこと。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約

ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約(以下「投資一任契約」という。))

十三 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

十四 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取

引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者から抛受を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。)

十五 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令で定める権利を有する者から出資又は抛受を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(第十二号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。)

イ 第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)に表示される権利

ロ 第二項第一号又は第二号に掲げる権利

ハ 第二項第五号又は第六号に掲げる権利

十六 その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は第一項各号に掲げる証券若しくは証書の預託を受けること。

十七 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと。

十八 前各号に掲げる行為に類するものとして政令で定める行為

9 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

10 この法律において「目論見書」とは、有価証券の募集若しくは売出し、第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。)又は同条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。)のために当該有価証券の発行者の事業その他の事項に関する説明を記載する文書であつて、相手方に交付し、又は相手方からの交付の請求があつた場合に交付するものをいう。

11 この法律において「金融商品仲介業」とは、金融商品取引業者(第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。)又は登録金融機関(第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。)の委託を受けて、次に掲げる行為(同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。)のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務をいう。

一 有価証券の売買の媒介(第八項第十号に掲げるものを除く。)

二 第八項第三号に規定する媒介

三 第八項第九号に掲げる行為

四 第八項第十三号に規定する媒介

12 この法律において「金融商品仲介業者」とは、第六十六条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「認可金融商品取引業協会」とは、第四章第一節第一款の規定に基づいて設立された者をいう。

14 この法律において「金融商品市場」とは、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う市場をいう。

15 この法律において「金融商品会員制法人」とは、金融商品市場の開設を目的として第五章第二節第一款の規定に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

16 この法律において「金融商品取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社をいう。

17 この法律において「取引所金融商品市場」とは、金融商品取引所の開設する金融商品市場をいう。

18 この法律において「金融商品取引所持株式会社」とは、取引所金融商品市場を開設する株式会社(以下「株式会社金融商品取引所」という。)を子会社(第八十七条の第三項に規定する子会社をいう。)(とする株式会社であつて、第六六条の十第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けているものをいう。

19 この法律において「取引参加者」とは、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による取引資格に基づき、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に参加できる者をいう。

20 この法律において「デリバティブ取引」とは、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

21 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品市場において、金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引をいう。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者があらかじめ金融指標として約定する数値(以下「約定数値」という。)(と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値(以下「現実数値」という。)(の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 金融商品の売買(第一号に掲げる取引を除く。)(
ロ 前二号及び次号から第六号までに掲げる取引(前号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。)(

四 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く。)(の利率等(利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)(又は金融指標(金融商品(同号に掲げるものを除く。)(の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。以下この号及び次項第五号において同じ。)(の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く。)(の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを含む。)(

五 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権(金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。)(を移転することを約するものを含む、前三号に掲げるものを除く。)(

- イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの
- ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの(イに掲げるものを除く。)
- 六 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの
- 22 この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引(その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)をいう。
 - 一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品(第二十四項第五号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引
 - 二 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引
 - 三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引
 - イ 金融商品の売買(第一号に掲げる取引を除く。)
 - ロ、前二号及び第五号から第七号までに掲げる取引
 - 四 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引
 - 五 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く。)の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品(同号に掲げるものを除く。)の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引
 - 六 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権(金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。)を移転することを約するものを含む、第二号から前号までに掲げるものを除く。)又はこれに類似する取引
 - イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの
 - ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの(イに掲げるものを除く。)
 - 七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

23 この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であつて、市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 有価証券

二 預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの(前号に掲げるものを除く。)

三 通貨

四 前三号に掲げるもののほか、同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ取引(デリバティブ取引に類似する取引を含む。)

について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの

(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する商品を除く。)

五 第一号若しくは第二号に掲げるもの又は前号に掲げるものうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、市場デリバティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物

25 この法律において「金融指標」とは、次に掲げるものをいう。

一 金融商品の価格又は金融商品(前項第三号に掲げるものを除く。)(の利率等

二 気象庁その他の者が発表する気象の観測の結果に係る数値

三 その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標(前号に掲げるものを除く。)(又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引(デリバティブ取引に類似する取引を含む。))について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの(商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数を除く。)

四 前三号に掲げるものに基づいて算出した数値

26 この法律において「外国金融商品取引所」とは、第一百五十五条第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

27 この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、金融商品取引業者又は登録金融機関が金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引(次項に規定する「対象取引」をいう。以下この項において同じ。)(であつて、対象取引に基づく債務を当該金融商品取引清算機関に引き受けさせることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

一 当該顧客が当該金融商品取引業者又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。

二 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他内閣府令で定める事項を特定するものであること。

28 この法律において「金融商品債務引受業」とは、金融商品取引業者、登録金融機関又は証券金融会社(以下この項において「金融商品債務引受業対象業者」という。)(を相手方として、金融商品債務引受業対象業者が行う対象取引(有価証券の売買若しくはデリバティブ取引(取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。)(又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として政令で定める取引をいう。)(に基づく債務の引受けを業として行うことをいう。

29 この法律において「金融商品取引清算機関」とは、第一百五十六条の二又は第一百五十六条

の十九第一項の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けた者をいう。

30 この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の二十四の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

31 この法律において「特定投資家」とは、次に掲げる者をいう。

一 適格機関投資家

二 国

三 日本銀行

四 前三号に掲げるもののほか、第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人

32 この法律において「特定取引所金融商品市場」とは、第百七十七条の二第一項の規定により同項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所金融商品市場をいう。

33 この法律において「特定上場有価証券」とは、特定取引所金融商品市場のみに上場されている有価証券をいう。

34 この法律において「信用格付」とは、金融商品又は法人(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。)の信用状態に関する評価(以下この項において「信用評価」という。)(の結果について、記号又は数字(これらに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。))を用いて表示した等級(主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものを除く。)をいう。

35 この法律において「信用格付業」とは、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為(行為の相手方の範囲その他行為の態様に照らして投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。))を業として行うことをいう。

36 この法律において「信用格付業者」とは、第六十六条の二十七の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

37 この法律において「商品市場開設金融商品取引所」とは、第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けて商品先物取引(商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引をいう。以下同じ。))をするために必要な市場を開設する株式会社金融商品取引所をいう。

38 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所(商品先物取引法第二条第五項に規定する会員商品取引所をいう。))及び株式会社商品取引所(同条第六項に規定する株式会社商品取引所をいい、株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。))をいう。

39 この法律において「商品取引所持株会社」とは、商品先物取引法第十一条に規定する商品取引所持株会社(金融商品取引所持株会社に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。))をいう。

(平一八法六五・全改、平一六法八八(平一八法六六)・平一九法四七・平一九法七八・平一九法一〇二・平二〇法六五・平二一法五八・平二二法七四・平二二法三二・一部

改正)

○商品先物取引法

(昭和二十五年八月五日)
(法律第二百三十九号)

(定義)

第二条 この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう。

- 一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの
- 二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製錬し、又は精製することにより得られる物品
- 三 前二号に掲げるもののほか、国民経済上重要な原料又は材料であつて、その価格の変動が著しいために先物取引に類似する取引の対象とされる蓋然性が高いもの(先物取引又は先物取引に類似する取引の対象とされているものを含む。)として政令で定める物品
- 2 この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その他の二以上の商品たる物品の価格に基づいて算出された数値をいう。
- 3 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。
 - 一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引
 - 二 約定価格(当事者が商品についてあらかじめ約定する価格)一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。以下この号において同じ。(をいう。以下同じ。)と現実価格(将来の一定の時期における現実の当該商品の価格をいう。以下同じ。)の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
 - 三 当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値(以下「約定数値」という。)と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値(以下「現実数値」という。)の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利(以下「オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ハ 前号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ニ 次号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ホ 第六号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

五 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

六 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品に係る商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一

方と取り決めた当該商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

七 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

4 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう。

5 この法律において「会員商品取引所」とは、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

6 この法律において「株式会社商品取引所」とは、第七十八条の許可を受けて、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設する株式会社をいう。

7 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品たる物品であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第五十五条第一項若しくは第五十六条第一項の認可に係るものをいう。

8 この法律において「上場商品指数」とは、商品取引所が一の商品市場でその商品指数に係る取引を行うべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品指数であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第五十五条第一項若しくは第五十六条第一項の認可に係るものをいう。

9 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る第三項第一号に掲げる取引、同項第二号に掲げる取引若しくは同項第五号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第三項第三号に掲げる取引若しくは同項第六号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの

10 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款又は業務規程で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第三号又は第六号に掲げる取引

ロ 当該上場商品に係る第三項第四号イ、ロ又は二に掲げる取引に係る同号に掲げる取引
ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

ニ 当該上場商品の売買取引(第三項第一号に掲げる取引に該当するものを除く。以下この号において同じ。)

ホ 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができる権利(以下「実物オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

ヘ 当該上場商品又はその対象となる物品が当該上場商品であるか若しくはこれに含まれる商品指数に係る次に掲げる取引

(一) 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価

格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品以外の商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

(2) 当事者が数量を定めた商品に基づいて当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

(3) 当事者が数量を定めた商品に基づいて当事者の一方が相手方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

ト 当事者の一方の意思表示により当事者間においてへに掲げる取引を成立させることができる権利(以下「特定スワップオプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

チ イからトまでの取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引その他これらの取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

11 この法律において「商品取引所持株式会社」とは、株式会社商品取引所を子会社(第三條の二第三項に規定する子会社をいう。)とする株式会社であつて、第九十六條の二十五第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同條第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

12 この法律において「外国商品市場」とは、商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。

13 この法律において「外国商品市場取引」とは、外国商品市場において行われる取引であつて、商品市場における取引に類似するものをいう。

14 この法律において「店頭商品デリバティブ取引」とは、商品市場及び外国商品市場によらないで行われる次に掲げる取引(第三百三十一條各号に掲げる施設における取引を除く。)をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の売戻し又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 約定価格と現実価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引

ハ 前号に掲げる取引

二 第六号に掲げる取引

五 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の商品の価格としてあらかじめ約定する価格(一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。以下この号において同じ。)若しくは商品指数としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該商品の価格若しくは当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

六 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれに類似する取引

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は取引の当事者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの

15 この法律において「商品デリバティブ取引」とは、商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引(その内容等を勘案し、取引の当事者の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める店頭商品デリバティブ取引及び店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者若しくは資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として行われ、又はこれらの者のために行われる店頭商品デリバティブ取引(第三百四十九条第一項において「対象外店頭商品デリバティブ取引」という。))を除く。)をいう。

16 この法律において「取引参加者」とは、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格に基づき、株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引に参加できる者をいう。

17 この法律において「商品取引債務引受業」とは、商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。

18 この法律において「商品取引清算機関」とは、商品取引債務引受業を営むことについて第六十七条又は第七十三条第一項の規定により主務大臣の許可又は承認を受けた者をいう。

19 この法律において「清算参加者」とは、第七十四条第一項の規定により与えられた資格に基づき、商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる者をいう。

20 この法律において「商品清算取引」とは、清算参加者が商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の会員又は取引参加者(以下「会員等」という。)の委託を受けて行う商品市場における取引であつて、当該取引に基づく債務を当該商品取引清算機関に引き受けさせること及び当該会員等が当該清算参加者を代理して当該取引を成立させることを条件とするものをいう。

21 この法律において「商品市場における取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 商品市場における取引

二 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理

三 商品清算取引の委託の取次ぎ

四 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理

22 この法律において「商品先物取引業」とは、次に掲げる行為(その内容等を勘案し、委託者又は店頭商品デリバティブ取引の相手方(以下「委託者等」という。))の保護に欠けるお

それがないものとして政令で定めるもの及び第十五項の主務省令で定める者若しくは資本金の額が同項の主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行い、又はこれらの者のために店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為を除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

一 商品市場における取引(商品清算取引を除く。)の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

二 商品清算取引の委託の取次ぎの委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

三 外国商品市場取引(商品清算取引に類似する取引を除く。)の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

四 外国商品市場取引のうち、商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

五 店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

23 この法律において「商品先物取引業者」とは、商品先物取引業を行うことについて第九十条第一項の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。

24 この法律において「商品取引契約」とは、商品先物取引業者が顧客を相手方とし、又は顧客のために第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。

25 この法律において「特定委託者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 商品先物取引業者
- 二 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第四項に規定する商品投資顧問業者(以下「商品投資顧問業者」という。)
- 三 商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者

四 国

五 日本銀行

六 商品取引所の会員等

七 商品取引所に相当する外国の施設の会員等

八 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人

26 この法律において「特定当業者」とは、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方、商品先物取引業者に商品取引契約の申込みをする者又は商品先物取引業者と商品取引契約を締結する者であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引に係る取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用(以下「売買等」という。)を業として行つているものうち、主務省令で定める要件に該当する法人(特定委託者に該当する法人を除く。)をいう。

27 この法律において「取引対象商品」とは、商品市場における取引、外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又はこれらの取引の対象となる商品指数の対象となる商品をいう。

28 この法律において「商品先物取引仲介業」とは、商品先物取引業者の委託を受けて、当該商品先物取引業者のために第二十二項各号に規定する媒介のいずれかを業として行うことをいう。

29 この法律において「商品先物取引仲介業者」とは、第二百四十条の二第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

(平二法五二・全改、平一六法四三・平二二法七四・一部改正)

所得税法等の一部を改正する法律案

《 新旧対照表：所得税関係 》 【見消し】

- 所得税法
- 租税特別措置法
- 所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)の一部改正

平成23年1月14日

財務省主税局税制第一課所得税係

九 削除

附則第五十二条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附則第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

附則第六十一条中「平成二十四年分」を「平成二十六年分」に、「平成二十三年分」を「平成二十五年分」に改める。

附則第六十四条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附則第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

附則第二百五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

く。並びに附則第六十二条、第六十三条、第九十九条第一項、第三百二十六条第一項及び第四百四十四条から第四百四十八条までの規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第一百二十条第三項の改正規定、同法第二百二十二条第一項の改正規定、同法第三百五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第九十条第二号の改正規定、同法第九十四条第一項第五号の改正規定、同法第九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五第一項第二号の改正規定、同法第二百二十四条の五第十項第十号の改正規定、同条の次に一条

第二十條中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第九條の四の二の改正規定、

同法第二十條の二の前の見出し及び同條を削る改正規定、同法第二十條の三の~~見出しを削る~~の改

正規定、~~同法第二十條の四~~（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十

八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定（同條第一項及び第二項に係る部

分を除く。）、同法第二十九條の二の次に一條を加える改正規定（第二十九條の三第八項、第十一項

及び第十二項に係る部分に限る。）、~~同法第三十條の十第十項の改正規定~~同法第三十一條第三項第

一号の改正規定、同法第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規

定（同條第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二

第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定（同條第九項、第十二項及び第二十項

に係る部分を除く。）、同法第四十一條の十四の改正規定、同法第四十一條の十六~~第十項~~の改正規

定、同法第四十一條の十七第二項の改正規定、同法第四十二條の二の次に一條を加える改正規定（~~同~~

條第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二條の三第二項の改正規定（同項を同條第四項とする部

分を除く。）、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第十九項の改正規定（同項を

※四十一條の二の二
※五号及び六号に係る部分に限る

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する

短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する

短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者
又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規
定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十

一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的
施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十

一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的
施設を有する者が同日前行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

所得税法等の一部を改正する法律案

《 新旧対照表：所得税関係 》 【見消し】

- 所得税法
- 租税特別措置法
- 特別還付金
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律等

平成23年1月16日

財務省主税局税制第一課所得税係

附則第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

附則第六十一条中「平成二十四年分」を「平成二十六年分」に、「平成二十三年分」を「平成二十五年分」に改める。

附則第六十四条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附則第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

附則第一百五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第二百二十条第三項の改正規定、同法第二百二十二条第一項の改正規定、同法第三百五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三百六十六条の改正規定、同法第九十条第二号の改正規定、同法第九十四条第一項第五号の改正規定、同法第九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五第一項第二号の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号中「国内源泉所得」の下に「第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金」を加える部分を除く。）、同法第二百二十八条の

三 三条を第十二条とする改正規定、同法第十四条第三号を削り、同条を第十三条とする改正規定及び同

法第十五条の改正規定並びに附則第四十八条第八項の規定

カ 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十二條を第二十一条

とする改正規定、同法第二十三条第五号を削り、同条を第二十二條とする改正規定及び同法第二十四

条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする改正規定並びに附則第五十条の規定

コ 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（同法第四条第十一号及び第十二号

に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第二項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正

規定（同法第七十四条の十二第六項及び第七項に係る部分を除く。）、及び同法第二百二十六条の次に一

条を加える改正規定（同法第二百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五条から第五

十七条までの規定

ク 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条の規定

ケ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、

同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三の改正規定、^(見出しも含む。)同法第二十一条の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十一条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同法^{各条}第三十一条の改正規定（第二十九条の三第八項、第十項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第十九項の改正規定（同項を同条第二十三項とする部分を除く。）、同法第十一項第二号の改正規定、同法第

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

五五四

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

理由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職
権
修
正
分

平成23年1月21日
財務省主税局税制第一課所得税係

理由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案中修正

【平成23年5月20日 所得税係】

所得税法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第一条のうち、所得税法の目次の改正規定及び同法本則（第一百五十三条を除く。）中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第一条中所得税法第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族

（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

四十一条の五の二第十二項第一号及び第四十一条の十四第二項第一号」を加える。

第二十条中租税特別措置法第二十九条の二の改正規定、同法第二十九条の四及び第二十九条の五を削り、同法第二十九条の三を同法第二十九条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三十条の二第二項の改正規定、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第十一号の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第三十三条の二第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十三条の六の改正規定、同法第三十四条の二第二項の改正規定、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の四の改正規定、同法第三十七条の五の改正規定、同法第三十七条の九の二の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第三十九条第四項の改正規定、同法第四十条第十四項の改正規定、【参事官室】、同法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の三の二の改正規定、同法第四十一条の四の二第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定

定、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十一条の十八第二項の改正規定、同法第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同法第四十一条の十九の二の改正規定、同法第四十一条の十九の三の改正規定、同法第四十一条の十九の五の改正規定、同法第四十一条の二十の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十二条の三の改正規定を削る。

【中略】

第二十条中租税特別措置法第九十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十八条の改正規定を削る。

第二十条を第四条とする。

第二十一条から第二十三条までを削る。

第二十四条中所得税法等の一部を改正する法律附則第八条の改正規定並びに同法附則第三十二条第一項、第三十三条第二項、第四十三条第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第九十四条第二項及び第四項の改正規定を削る。

第二十四条を第五条とする。

附則第一条各号を次のように改める。

一 第四条中租税特別措置法・・・の規定 平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

- イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改正規定、同法第二百二十条第三項の改正規定、同法第二百二十二条第一項及び第六十六条の改正規定、同法第九十条第二号の改正規定、同法第九十四条第一項第五号の改正規定、同法第九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五(九)の改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七条までの規定

ロ 第四条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び

同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号、第三十一條第三項第一号、第三十七條の十第六項第一号、第四十一條の五第十二項第一号、第四十一條の五の二第十二項第一号及び第四十一條の十四第二項第一号の改正規定並びに同法第四十一條の十六の改正規定並びに附則第十八條及び第二十二條の規定

三 附則第●●●條の規定 平成二十四年七月一日

四 附則第四十九條の規定 預金保險法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の

日

附則第六十九条中「附則第六十六条」を「附則第十七条」に、「第二十条」を「第四条」に改め、同条を附則第二十条とする。

附則第七十条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十一条の三第二項第一号」を「第十一条の二第二項第一号」に、「をする同項」を「（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をする同条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第十二項までを削り、同条を附則第二十一条とする。

附則第七十一条を附則第二十二条とする。

附則第七十二条から第八十九条までを削る。

【中略】

附則第四百四十九条を附則第四十三条とし、同条の次に次の六条を加える。

（租税条約実施特例法の一部改正）

所得税法等の一部を改正する法律案中修正新旧対照表

修正案

旧条文

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八條)」を「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七條 第十一條 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八條)の四)」に、「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第五十三條を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二條第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二條第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九條第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同條第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

第二條第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二條第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九條第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同條第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

(租税特別措置法の一部改正)

第四條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中……に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 同上

目次中……に、「第九十八條」を「第九十八條」に改める。

本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二條第一項に次の一号を加える。

十六 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三條第三項に規定する更正請求書をいう。

十三項」に改め、同条第二十二項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下」の条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二第二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一号中「平成十三年四月一日以後に行つ」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に「）」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第一号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

第四十一条の十六第一項中「第二條第一項第三十四号の四」を「第二條第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十号第二号ハの項の中欄中「の規定」を「の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「並びに」に改める。

「」を「同じ」に改め、同項第三号中「同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの」(同条第二十一項第四号に掲げる)を「(同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「」ものに限る)を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「(当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く)」「」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

同上

第四十一条の十七第一項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十号第二号ハ	()の規定	()並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定
第九十四号第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第二百二条の三第一号ハ	二万二千五百円	二万二千五百円(当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、三万円)
第二百二条の五第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十一条の十八第二項中「その年中に支出した」の下に「特定寿附金等の金

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中租税特別措置法・の規定 平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

一 第一条中所得税法第二十一条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第二項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十二条の二第二項の改正規定、同法第八十四条第二項の改正規定、同法第八十五条第三項の改正規定、同法第一百二十条第三項の改正規定、同法第一百二十二条第一項及び第一百六十六条の改正規定、同法第一百九十条第二号の改正規定、同法第一百九十四条第一項第五号の改正規定、同法第一百九十五条の二第一項の改正規定、同法第二百一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五の改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七条までの規定

ロ 第四条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三(見出しを含む)の改正規定、同法第二十条の四(見出しを含む)の改正規定、同法第三十一条第三項第一号、第三十七号の十第六項第一号、第四十一条の五第十二項第一号、第四十一条の五の二第十二項第一号及び第四十一条の十四第二項第一号の改正規定並びに同法第四十一条の十六の改正規定並びに附則第十八条及び第二十二条の規定

三 附則第九〇条の規定 平成二十四年七月一日

四 附則第四十九条の規定 預金保険法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日

附則

(施行期日)

第一条 同上

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定

ロ 第一条中法人税法第五十九条に二項を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

ニ 第四条中地価税法第二十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第二号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定(同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。)、及び同法第五十九条第一項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定(同条第一号から第五号までに係る部分に限る。)、及び同法第三十条の改正規定(同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。)

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第七号を削る部分を除く。)、及び同法第二十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定(同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。)

ニ 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定(同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。)、及び同法第三十条の改正規定(同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。)

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法

の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

第一款 地球温暖化対策のた

第二款 その他の特例（第九

例

の課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）」に改める部分に限

十条の四―第九十条の七）

る。）

同法第八十条の四第一項第一号の改正規定、同法第九十条の三第一号の改

正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定

、同法第二号の改正規定、同法第六十八條の八十八第二項の改正規定、同法第

六項第一号の改正規定、同法第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九

十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改

正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」

を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七

第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定（同法第六号中「の提出を怠り」

を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二条、第六十三条

、第九十条第一項、第三百三十六條第一項及び第四百四十四條から第四百四十八條ま

での規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二十一条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同

項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七條の改正規定、同

法第二十八條の改正規定、同法第三十條の改正規定、同法第五十七條の第二

項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第七十四條第二項第三号の改正規

定、同法第八十三條の第二項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定

、同法第八十五條の改正規定、同法第二百二十條第三項の改正規定、同法第百二

十二條第一項の改正規定、同法第百五十九條（見出しを含む。）の改正規定、

同法第百六十條（見出しを含む。）の改正規定、同法第百六十六條の改正規定

、同法第百九十条第二号の改正規定、同法第百九十四條第一項第五号の改正規

定、同法第百九十五条の第二項の改正規定、同法第九十條の次に一條を加える改正規

定、同法第二百一十條の改正規定、同法第二百三十三條第一項の改正規定、同法第二

百三十三條の三第一号の改正規定、同法第二百三十三條の五第一項第一号の改正規定、

同法第二百三十四條の五の改正規定、同法第九十條の次に一條を加える改正規定、同法

第二百二十五條第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）、

同法第二百二十八條の四の改正規定（同法第一項に係る部分を除く。）、

同法第二百三十三條から第二百三十六條までの改正規定、同法第二百四十二條

一号及び第十二号に係る部分に限る。)、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定(第七十四条の十二第六項及び第七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。)、及び同法第百二十六条の次に一条を加える改正規定(第百二十七条第一号に係る部分を除く。)、並びに附則第五十五条第一項、第五十六条及び第五十七条の規定

タ 第十九条の規定(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。)、及び附則第五十八条第二項から四項までの規定

レ 第二十条中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定(「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。)、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三(見出しを含む。)、の改正規定、同法第二十条の四(見出しを含む。)、の改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定(同条第一項及び第二項に係る部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定(第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。)、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定(同条第八項に係る部分を除く。)、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定(同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。)、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定(第四十二条の二の二第一項に係る部分を除く。)、同法第四十二条の三第二項の改正規定(同項第五号及び第六号に係る部分に限る。)、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十二項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の七の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定(同条第一項及び第五項に係る部分を除く。)、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定(

同条第一項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定（同法第九十条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十条の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに附則第六十四條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第二項、第七十四條第二項及び第三項、第七十六條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十四條、第八十九條第二項から第四項まで、第九十七條、第九十九條第二項から第四項まで、第三百三十四條、第三百三十六條第二項から第四項まで、第四百三十三條、第四百三十九條並びに第五百一十一條の規定

ソ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）、並びに附則第五百二十二條の規定

ツ 第二十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条（見出しを含む。）、の改正規定及び同法第七条第四号の改正規定並びに附則第五百三十三條第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第五百五十四條の規定

四 第六条中消費税法第三十條の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 第一条中所得税法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百九條の改正規定、同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日
イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）、及び附則第十四條第一項の規定

ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）、並びに附則第四十四條の規定

ハ 第二十条中租税特別措置法第九條の八の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定及び同法第四十二條の二の次に一条を加える改正規定（第四十二條の二の二第一項に係る部分に限る。）、並びに附則第六十五條、第七十七條及び第

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第八十一条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2) 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2) 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

所得税法等の一部を改正する法律案理由中修正新旧対照表

修 正 案

理 由

雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旧 理 由

理 由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の国税関係法律の一部を改正する法律

【平成23年5月20日 所得税係】

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を↑

「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条の四)

に、「給付補

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)

てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第一百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項

第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条

第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十八条」を「第九十八條」に改める。

本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条第一項に次の一号を加える。

十六 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（「」に改め、「含む」の下に「。」）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引（」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取

引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができず、同項第三号に掲げる取引に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」というを「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる）」を「（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の）」に、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加える。

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第百九十条第二号ハ	）の規定	（並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年十月一日

イ 省略

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定・・・同法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改正規定、・・・並びに附則第五十二条、第五十三条、・・・の規定

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第十七条の改正規定、同法第一百五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五第一項第二号の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）及び同法第二

百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第三条、第四条、第六条並びに第八条第一項及び第二項の規定

ロク タ 省 略

レ 第二十条中租税特別措置法第二十五条の改正規定、同法第四十一条の十四第一項の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、並びに附則第五十八条、第六十九条、第七十条、及び第三百三十条の規定

ソ 省 略

ツ 省 略

三省 略

四 次に掲げる規定 平成二十四年七月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第二百三十三条から第二百三十六条までの改正規定及び同法第二百四十二条の改正規定並びに附則第十四条第二項及び第三項並びに第十六条の規定

置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第六十八条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年七月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第六十九条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十

一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第七十一条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十二号に定める日以後に払込みにより取得する同項に規定する特定新規株式について適用する。

所得税法等の国税関係法律の一部を改正する法律案と修正前の所得税法等の一部を改正する法律案との対照表

○所得税法等の国税関係法律の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条第十一項 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)の四)」に、「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条 第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

第二条 第一項第四十四号中「効力」の下に、「第百五十九条(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)及び第百六十条(更正等又は決定による予納税額の還付)」を加える。

○修正前の所得税法等の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

同上

同上

第二条 第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二条 第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を状況として居る者又はこれに準ずると認められる者

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中・・・に、「第九十八条」を「第九十八條」に改める。

本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条第一項に次の一号を加える。

十六 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 同上

同上

同上

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二第二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に「。）」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」という「を」同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引（」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に「。）」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」という「を」同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引（」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

いう」を「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる」を「（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「に、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われる）」となるものを除く。）」を加える。」

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号ハ	（）の規定	（）並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第一号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第二百二条の三第一号ハ	二万二千五百円	二万二千五百円（当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、三万円）
第二百二条の五第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十一条の十八第二項中「にその年中に支出した」の下に「特定寄附金等の金

いう」を「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる」を「（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「に、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われる）」となるものを除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第二項中「第二項第三十四号の四」を「第二項第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十条第二号ハの項の中欄中「の規定」を「（）の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「（）並びに」に改める。

同上

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年十月一日

イ 省 略

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を
「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を
第一款 地球温暖化対策のた
第二款 その他の特例（第九
例
めの課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）に改める部分に限
十条の四―第九十条の七）
る。）、同法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改
正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定
、同項第二号の改正規定、同法第六十八条の八十八第二項の改正規定、同条第
六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九
十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改
正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定

ロ イ 省 略

ロ 第二十条中租税特別措置法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。）、同法第四十二条の三の改正規定（同条第二項第一号、第五号及び第六号に係る部分並びに同条第一項中「又は第三十七条の五第五項第二号」を削り、「同条第二項」を「第三十七条の五第二項」に改める部分を除く。）、同法第七十条の十三の改正規定、同法第八十九条の改正規定（同条第十五項の表揮発油税法第十七条第一項の項及び揮発油税法第十七条第二項の項中「行なわれている」を「行われている」に改める部分を除く。）、及び同法第九十条の七第三項の改正規定（同項第六号中一の提出を怠り」を「提出せず」に改める部分に限る。）並びに附則第四百四十一條第四項の規定

レ ソ 省 略

二 同上

イ 同 上

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を
「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を
第一款 地球温暖化対策のた
第二款 その他の特例（第九
例
めの課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）に改める部分に限
十条の四―第九十条の七）
る。）、同法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改
正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定
、同項第二号の改正規定、同法第六十八条の八十八第二項の改正規定、同条第
六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九
十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改
正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」

を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二條、第五十三條、第九十九條第一項、第三百三十六條第一項及び第四百四十四條から第四百四十八條までの規定

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一條中所得税法第二條第一項第四十四號の改正規定、同法第十七條の改正規定、同法第八十五條第二項の改正規定、同法第一百五十九條（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十條（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百三條の三第一號の改正規定、同法第二百三條の五第一項第二號の改正規定、同法第二百二十四條の五の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定及び同法第二百二十五條第一項の改正規定（同項第八號及び第十號に係る部分を除く。）並びに附則第三條、第四條、第六條並びに第八條第一項及び第二項の規定

ロ タ 省 略

レ 第二十條中租税特別措置法第二十五條の改正規定、同法第四十一條の十四第一項の改正規定、同法第四十一條の十七第二項の改正規定、並びに附則第五十八條、第六十九條、第七十條、及び第二百二十條の規定

を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二條、第六十三條、第九十九條第一項、第三百三十六條第一項及び第四百四十四條から第四百四十八條までの規定

三 同上

イ 第一條中所得税法第二條第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七條の改正規定、同法第二十八條の改正規定、同法第三十條の改正規定、同法第五十七條の第二項の改正規定、同條第二項の改正規定、同法第七十四條第二項第三號の改正規定、同法第八十三條の第二項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定、同法第八十五條の改正規定、同法第一百二十條第三項の改正規定、同法第一百二十二條第一項の改正規定、同法第一百五十九條（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十條（見出しを含む。）の改正規定、同法第九十九條第二號の改正規定、同法第九十四條第一項第五號の改正規定、同法第二百一號の改正規定、同法第二百三條第一項の改正規定、同法第二百三條の三第一號の改正規定、同法第二百三條の五第一項第二號の改正規定、同法第二百二十四條の五の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第二百二十五條第一項の改正規定（同項第八號及び第十號に係る部分を除く。）、同法第二百二十八條の四の改正規定（同條第一項に係る部分を除く。）、同法第二百三十三條から第二百三十六條までの改正規定、同法第二百四十二條の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五（内）の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三條から第七條まで、第九條から第十一條まで、第十三條第一項及び第二項、第十四條第二項及び第三項並びに第十六條の規定

ロ タ 同上

レ 第二十條中租税特別措置法第八條の四第三項第一號の改正規定（「第三十四號の四」を「第三十四號の六」に改める部分に限る。）、同法第九條の四の二の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び同條を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十一條第一項の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一號の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定（同條第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同條の次に一條を加える改正規定（第二十九條の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、

() 同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第一号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十条の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに附則第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第三項、第七十六条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十四条、第八十九条第二項から第四項まで、第七十七条、第九十九条第二項から第四項まで、第百三十四条、第百三十六條第二項から第四項まで、第百四十三条、第百四十九条並びに第百五十一条の規定

ソ 同上

ツ 第二十二条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七條第四号の改正規定並びに附則第百五十三條第四項から第六項までの規定

第六十五條 【参事官室】

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十六條 新租税特別措置法第四十一条第六項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第六項に規定する増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特別に関する経過措置)

第六十七條 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第六十八條 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年七月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第六十九條 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新

第七十九條 新租税特別措置法第四十条の七第四項の規定は、同項に規定する特殊関

係株主等である居住者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額(当該居住者に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第四項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十二年分以前の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十條 同上

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特別に関する経過措置)

第八十一條 同上

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二條 同上

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三條 同上

租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第七十一条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十二号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十三条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三(第一項第二号に係る部分に限る。)(の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する改修工事に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)
第八十四条 同上

2 同上

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十六条 同上

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十七条 同上

所得税法等の国税関係法律の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第四条)

第二章 納税義務(第五条―第六条)

第二章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則(第六条の二・第六条の三)

第三章 課税所得の範囲(第七条―第十一条)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条―第十四条)

第五章 納税地(第十五条―二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則(第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準(第二十二条)

第二節 各種所得の金額の計算

第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条―第三十五条)

第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条―第三十八条)

第三款 収入金額の計算(第三十九条―第四十四条の二)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条)

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条―第五十条)

第三目 資産損失(第五十一条)

第四目 引当金(第五十二条―第五十五条)

第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

第四款の二 外貨建取引の換算(第五十七条の三)

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第五十七条の四―第六十二条)

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第六十三条・第六十四条)

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第四款の二 同上

第五款 同上

第六款 同上

〔租税特別措置法の一部改正〕

第二十條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第二条の二）

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得（第三条―第九条の七）

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例（第十条―第十九条）

第二款 準備金（第二十条―第二十一条）

第三款 鉱業所得の課税の特例（第二十二条―第二十四条）

第四款 農業所得の課税の特例（第二十四条の二―第二十五条）

第五款 その他の特例（第二十五条の二―第二十八条の四）

第三節 給与所得及び退職所得（第二十九条―第二十九条の六）

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の課税の特例（第三十条・第三十条の二）

第二款 長期譲渡所得の課税の特例（第三十一条―第三十一条の四）

第三款 短期譲渡所得の課税の特例（第三十二条）

第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等（第三十三条―第三十三条の六）

六

第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除（第三十四条―第三十四条の三）

第三十四条の三

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除（第三十五条）

第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除（第三十五条の二）

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例（第三十六条）

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例（第三十六条の二―第三十六条の五）

第三十六条の五

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十七條―第三十七條の九の五）

第三十七條の五

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第三十七條の十一―第三十八條）

第三十八條

第十款 その他の特例（第三十九条―第四十条の三）

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第六款の二 同上

第七款 同上

第七款の二 同上

第八款 同上

第九款 同上

第十款 同上

23] 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

24] 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、その者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに關する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

25] 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該調査に關して提出された物件を留め置くことができる。

26] 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

27] 第二十四項及び第二十五項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

28] 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に對し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29] 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつてこれらの規定による調査の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び第二十五項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、それぞれ特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書とみなす。

24] 前項に定めるもののほか、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他第二十一項及び第二十二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

25] 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

26] 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

27] 第二十五項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九號）第二十二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同法第九項に規定する商品市場において行われる同法第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）又は同法第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。） 当該商品先物取引等の決済（当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品先物取引等（金融商品取引法第二十一條第一号から第三号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものうち政令で定めるもの又は同法第二十二條第一号から第四号までに掲げる取引（同項第二号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの）をいう。以下この号において同じ。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同法第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

第四十一条の十四 同上

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九號）第二十二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同法第九項に規定する商品市場において行われる同法第十項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この号において「商品先物取引」という。） 当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品取引法第二十一條第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。以下この号において「金融商品先物取引等」という。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同法第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行なう取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除く。）の取得平成二十二年一月一日以後に行なう当該有価証券に表示される権利の行使（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）

2・3 省略

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第四十一条の十五 省略

2・5 省略

6 第一項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7 省略

（寡婦控除の特例）

第四十一条の十七 省略

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号	の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。）の取得平成二十二年一月一日以後に行なう当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）

2・3 同上

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第四十一条の十五 同上

2・5 同上

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7 同上

（寡婦控除の特例）

第四十一条の十七 同上

2 同上

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号	の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦

所得税法等の一部を改正する法律案中修正

【平成23年5月19日 所得税係】

所得税法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第一条のうち、所得税法の目次の改正規定及び同法本則（第百五十三条を除く。）中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第一条中所得税法第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

附則第六十九条中「附則第六十六条」を「附則第十七条」に、「第二十条」を「第四条」に改め、同条を附則第二十条とする。

附則第七十条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十一条の三第二項第一号」を「第十一条の二第二項第一号」に、「をする同項」を「(取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。)をする同条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第十二項までを削り、同条を附則第二十一条とする。

附則第七十一条を附則第二十二條とす。
附則第七十二條から第八十九條までを削る。

【中略】

附則第四百四十九条を附則第四十三條とし、同条の次に次の六條を加える。

(租税条約実施特例法の一部改正)

所得税法等の国税関係法律
の一部を改正する法律案

《 新旧対照表(見消し) : 所得税関係 》

平成23年5月21日

財務省主税局税制第一課所得税係

第二十五条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第十八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の三第四項第一号中「規定する報告書」の下に、「第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十一項」の下に、「第三十七条の十四第十七項」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 五 省略

六 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

(租税特別措置法の一部改正)
第十八条 同上

~~第十条の二の二第一項第二号中「石油」を「化石燃料(非化石エネルギー)の開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二十一条に規定する化石燃料をいう。」に改め、「資し、又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に」を削り、「次に掲げる」を「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)第一条に規定する新エネルギー利用等に資する」に改め、同号イ及びロを削る。~~

第四十二条の三第一項第二号中「規定する報告書」の下に、「第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十一項」の下に、「第三十七条の十四第十八項」を加える。

第四十二条の五第一項第一号中「石油」を「化石燃料(非化石エネルギー)の開発及び導入の促進に関する法律第二条第一号に規定する化石燃料をいう。」に改め、「資し、又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に」を削り、「次に掲げる」を「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第一条に規定する新エネルギー利用等に資する」に改め、同号イ及びロを削り、

附則

(施行期日)

第一条 同上

一 五 同上

六 附則第六十四條第三項及び第四項の規定 平成二十三年十月一日
七 同上

イ 省略

ロ 第十八条中租税特別措置法第四条の四第二項の改正規定

七 附則第六十四条第三項及び第四項の規定 平成二十五年十月一日

七の二 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、「同法第二章第一節中第九条の七の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の十九の五第一項の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第五十二条、第六十一条並びに第六十四条第一項及び第二項の規定 平成二十六年一月一日

八 省略

九 削除

十 省略

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置）

第五十二条 新租税特別措置法第九条の八の規定は、平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について適用する。

第五十二条 削除

イ 同上

ロ 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、同法第四条の四第二項の改正規定、同法第二章第一節中第九条の七の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の十九の五第一項の改正規定及び同法第四十二条の三第一項の改正規定（同項第二号中「規定する報告書」の下に「第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加える部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに附則第五十二条、第六十一条並びに第六十四条第一項及び第二項の規定

八 同上

九 第十八条中租税特別措置法第十条の二の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条の五第一項第二号の改正規定並びに附則第五十二条、第七十五条及び第一百五十一条第一項の規定 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行の日
十 同上

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置）

第五十二条 新租税特別措置法第九条の八の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について適用する。

（エネルギー供給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特例控除に関する経過措置）

第五十三条 新租税特別措置法第十条の二の二（第十項第一号に係る部分）に限る。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」を



「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第六十条の二) に、↑

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十条の三)

「第十四節 連結

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八条の六十三)」を 第十四節の二

第十四節の三

法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八条の六十三)

国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例(第六十八条の六十三の二)

十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（一）に改め、
「含む」の下に「。」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引（一）」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取

引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができ
 ざる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「
 金融商品先物取引等」という」を「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取
 引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる）」を「（同条第八項第三号ロに規定する外国
 金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の）」に、「ものに
 限る
 」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受
 渡しが行われることとなるものを除く。）」を加える。

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

<p>第八十五条第一項</p>	<p>寡婦</p>	<p>租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦</p>
<p>第一百九十条第二号ハ</p>	<p>）の規定</p>	<p>）並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十条中租税特別措置法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六十八条の八十八第二項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定及び同項第二号の改正規定並びに附則第五十二条、第五十三条、第九十五条第一項及び第二百一十一条第一項の規定 平成二十三年十月一日
- 二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第四十四号の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第一百五十九条(見出しを含む。)の改正規定、同法第一百六十条(見出しを含む。)の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十五条第一項の改正規定(同項第八号及び第十号に係る部分を除く。)並びに附則第三条、第四条並びに第八条第一項及び第二

する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年七月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第六十九条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適

理 由

現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 租税特別措置法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十條)」を↑

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十條)

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第六十條の二)

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十條の三)

第六十條の二)に、「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)」を↑

第六十八條の六十三)を↑

「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)

第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、↑
條の六十三の三)

「第六十八條の八十五の四」を「第六十八條の八十五の三」に、↑

「第九十條の九」を「第九十條の九」に、「九十八條」を「九十八條」に

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 同上

目次中

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十條)

第四節 協同組合の課税の特例(第六十一條)

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一條の二・第六

第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一條の四)

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十條)

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一

十一條の三)を

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一條の三・

第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一條の四)

の課税の特例(第六十一條)

「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の

第六十一條の三の二)に、↑
第十五節 連結法人である認定農業生産法人

課税の特例(第六十八條の六十三)

等の課税の特例(第六十八條の六十四・第六十八條の六十五)」を↑

「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)

第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八條の六十

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、↑
條の六十三の三)

四・第六十八條の六十五)

「第六十八條の八十五の四」を「第六十八條の八十五の三」に、↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十條の四・第九十條の七)」を↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十條の三の二・第九十條の

第二款 その他の特例(第九十條の四・第九十條の七)

の三の四)に、「第九十條の九」を「第九十條の九」に、「九十八條」を

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二第二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に。）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に。）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

いう」を「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる」を「（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の」に、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加える。

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号ハ	（）の規定	（）並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第二百三条の三第一号ハ	一万二千五百円	一万二千五百円（当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、二万円）
第二百三条の五第一項第一号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十一条の十八第二項中「にその年中に支出した」の下に「特定寄附金等の金

いう」を「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる」を「（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の」に、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第一項中「第二号第一項第三十四号の四」を「第二号第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十条第二号ハの項の中欄中「の規定」を「（）の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「（）並びに」に改める。

同上

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日
- イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定
- ロ 第二条中法人税法第五十九条に二項を加える改正規定及び同法第六十三条の改正規定
- ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定
- ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十一条第二項の改正規定
- ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定
- ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定、同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。及び同法第五十九条第二項の改正規定
- ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）、及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）、
- チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）、及び同法第二十九条第二項の改正規定
- リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）、
- 又 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。）、及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）、

ホ 第二十条中租税特別措置法第二十五条の改正規定及び同法第四十一条の十四
第一項の改正規定並びに附則第五十八条、第六十九条及び第三百十号の規定

同法第二十一条とする改正規定及び同法第二十四条を同法第二十三条とし、同
法第二十五条を同法第二十四条とする改正規定並びに附則第五十条の規定
ヨ 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（第四条第十
一号及び第十二号に係る部分に限る。）同法第七十四条の二第一項の改正規
定（同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の十二第六項及び第
七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。）及び同法第二百二十六条の次
に一条を加える改正規定（第二百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附
則第五十五条第一項、第五十六条及び第五十七条の規定
タ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法
の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条第二項
から四項までの規定
リ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定（「第三十四
号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）同法第九条の四の二
の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第
二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む
。）の改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規
定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正
規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）同条の次に一条を加える
改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。
）、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一
号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分
を除く。）同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十
二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十
二項及び第二十項に係る部分を除く。）同法第四十一条の十四の改正規定、
同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、
同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項
に係る部分を除く。）同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及
び第六号に係る部分に限る。）同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六
十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第
十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項
を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項
を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八
条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第
十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項
を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項

- 三 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第三十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日
- 四 次に掲げる規定 平成二十四年七月一日
 - イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第二百三十三條から第二百三十六條までの改正規定及び同法第二百四十二條の改正規定並びに附則第九條第二項及び第三項並びに第十一條の規定
 - ロ 第二条中法人税法第五百十三條の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五百十七條までの改正規定及び同法第六十二條の改正規定並びに附則第二十九條の規定
 - ハ 第三条中相続税法第五十九條に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部

- を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第八十九條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の二の改正規定、同法第九十條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに同法第九十條の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第六十四條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第二項、第七十四條第二項及び第三項、第七十六條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十四條、第八十九條第二項から第四項まで、第九十七條、第九十九條第二項から第四項まで、第三百二十四條、第三百三十六條第二項から第四項まで、第四百三十三條、第四百三十九條並びに第五百一十一條の規定
- ソ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第三十一条第三項の改正規定、同法第三十二条の改正規定及び同法第三十四条の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）並びに附則第五十二條の規定
- ツ 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七條第四号の改正規定並びに附則第五十三條第四項から第六項までの規定
- ネ 第二十二條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第五十四條の規定
- 四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日
- 五 第一条中所得税法第六十一條第十号の改正規定、同法第二百九條の改正規定、同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日

係株主等である居住者の平成二十二年分以後の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該居住者に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第四項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十二年分以前の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十六条 新租税特別措置法第四十一条第六項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第六項に規定する増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第六十八条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年七月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第六十九条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十条 同上

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第八十一条 同上

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二条 同上

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 同上

差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第七十一条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十二号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十三条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三(第一項第二号に係る部分に限る。)(の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する改修工事に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十六条 同上

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十七条 同上

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 總則(第一条—第二条の二)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得(第三条—第九条の七)

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)

第二款 準備金(第二十条—第二十一条)

第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)

第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二—第二十五条)

第五款 その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)

第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の課税の特例(第三十条—第三十条の二)

第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)

第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)

第四款 取用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三十三条の六)

第五款 特定事業の用地買取等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条—第三十四条の三)

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)

第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二—第三十六条の五)

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の五)

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一—第三十八条)

第十款 その他の特例(第三十九条—第四十条の三)

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第六款の二 同上

第七款 同上

第七款の二 同上

第八款 同上

第九款 同上

第十款 同上

第四節の二 同上

23| 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

24| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、その者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに關する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

25| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該調査に關して提出された物件を留め置くことができる。

26| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

27| 第二十四項及び第二十五項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

28| 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29| 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつてこれらの規定による調査の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び第二十五項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、それぞれ特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書とみなす。

24| 前項に定めるもののほか、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他第二十一項及び第二十二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

25| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

26| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

27| 第二十五項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に關する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九號）第一條第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）又は同條第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。） 当該商品先物取引等の決済（当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品先物取引等（金融商品取引法第二十一條第一号から第三号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもののうち政令で定めるもの又は同條第二十二條第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの）をいう。以下この号において同じ。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同條第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

第四十一条の十四 同上

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九號）第一條第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）以下この号において「商品先物取引」という。） 当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品取引法第二十一條第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。以下この号において「金融商品先物取引等」という。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同條第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行つた取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除く。）の取得平成二十二年一月一日以後に行つた当該有価証券に表示される権利の行使（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）

2・3 省略

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）
 第四十一条の十五 省略
 2・5 省略

6 第一項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ（一）中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7 省略

（寡婦控除の特例）
 第四十一条の十七 省略
 2 前項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号八	（ ）の規定	（ ）並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十一項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。）の取得平成二十二年一月一日以後に行つた当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）

2・3 同上

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）
 第四十一条の十五 同上
 2・5 同上

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ（一）中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7 同上

（寡婦控除の特例）
 第四十一条の十七 同上
 2 同上

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号八	の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十条中租税特別措置法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六十八条の八十八第二項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定及び同項第二号の改正規定並びに附則第五十二条、第五十三条、第九十五条第一項及び第二百一十一条第一項の規定 平成二十三年十月一日
- 二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第四十四号の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第五百九十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）並びに附則第三条、第四条並びに第八条第一項及び第二

項の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第三百三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三百三十四条（見出しを含む。）の改正規定並びに同法第四百七条の改正規定並びに附則第二十七条、第三百三十七条（第十六条の改正規定（同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）及び第二十四条の改正規定（同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。））並びに第三百三十八条第二項及び第三項の規定

ハ 第三条中相続税法第三十三条の二の改正規定及び同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）並びに附則第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条第二項の規定

ニ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の二第一項及び第二項の改正規定

、同法第十五条の改正規定、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第三十七条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定

ホ 第二十条中租税特別措置法第二十五条の改正規定及び同法第四十一条の十四第一項の改正規定並びに附則第五十八条、第六十九条及び第三百三十条の規定

三 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第三十七条第三項の規定 平成二十四年四月一日
四 次に掲げる規定 平成二十四年七月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第二百三十三条から第二百三十六条までの改正規定及び同法第二百四十二条の改正規定並びに附則第九条第二項及び第三項並びに第十一条の規定

ロ 第二条中法人税法第五百十三条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五百七十七条までの改正規定及び同法第六十二条の改正規定並びに附則第二十九条の規定

ハ 第三条中相統税法第五十九条に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）、同法第六十条の改正規定、同法第六十条の二を削る改正規定及び同法第七十条の改正規定並びに附則第三十五条の規定

ニ 第四条中地価税法の目次の改正規定、同法第三十六条及び第三十七条の改正規定、同法第四十一条を削る改正規定並びに同法第四十二条の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削る改正規定、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに同法第六十五条第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第三十七条第七項の規定

ヘ 第七条中酒税法の目次の改正規定、同法第五章中第三十条の六の次に一条を加える改正規定、同法第五十三条を削り、同法第五十三条の二を同法第五十三条とする改正規定及び同法第五十八条第一項第十三号を削る改正規定並びに附則第三十八条第一項の規定

ト 第八条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二條の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条を削る改正規定、同法第六章中第二十八条を第二十七条とする改正規定、同法第二十九

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十六条 新租税特別措置法第四十一条第六項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第六項に規定する増改築等に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第六十八条 新租税特別措置法第四十一条の二十九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の二十九項に規定

する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年七月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第六十九条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適

第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定を次のように改める。

「第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十条の三）

第四節 協同組合の課税の特例（第六十一条）

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の三 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

「第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十一条）

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の二 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

「第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四） に改める。

第二款 その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）

を ↑

」の下に「、第三十一条第三項第一号、第三十七条の十第六項第一号、第四十一条の五第十二項第一号、第四十一条の五の二第十二項第一号及び第四十一条の十四第二項第一号」を加える。

第二十条中租税特別措置法第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法第二十九条の四及び第二十九条の五を削り、同法第二十九条の三を同法第二十九条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三十条の二第一項の改正規定、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第十一号の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第三十三条の二第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十三条の六の改正規定、同法第三十四条の二第二項の改正規定、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の四の改正規定、同法第三十七条の五の改正規定、同法第三十七条の九の二の改正規定、同法第三十七条の十一の五第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第三十九条第四項の改正規定、同法第四十条第十四項の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十条の七の改正規定、同法第四十一条の改正規

定、同法第四十一条の三の二の改正規定、同法第四十一条の四の二第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の五の二第二項の改正規定、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十一条の十八第二項の改正規定、同法第四十一条の十八第二項の改正規定、同法第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同法第四十一条の十九の二の改正規定、同法第四十一条の十九の三の改正規定、同法第四十一条の十九の五の改正規定、同法第四十一条の二十の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の二（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十二条の三の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第四十二条の三の二の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の四の改正規定を次のように改める。

第四十二条の四第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第十一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、

第二十条中租税特別措置法第九十条の六の二の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の七の改正規定中「中」の提出を怠り」を「を提出せず」に改め、同号」を削る。

第二十条中租税特別措置法第九十条の八第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条を第九十条の八の二とし、第六章第三節の三中同条の前に一条を加える改正規定、同法第九十条の九の改正規定、同法第九十条の十一第一項第一号の改正規定、同法第九十条の十二第一項第三号の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条第一項第三号の改正規定、同法第九十四条第一項の改正規定、同法第九十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十八条の改正規定を削る。

第二十条を第四条とする。

第二十一条から第二十三条までを削る。

第二十四条中所得税法等の一部を改正する法律附則第八条の改正規定並びに同法附則第三十二条第一項、第三十三条第二項、第四十三条第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第九十四条第二項及び第四項の

附則第一条各号を次のように改める。

一 第四条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四）

「第三節の二 石油石炭税法の特例

第九十条の七）」を 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条

第二款 その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）

の三の四）に改める部分に限る。）、「同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を

加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第三十八条から第四十二条までの規定 平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規

定、同法第五十七条の二の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第二項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改正規定、同法第二百二十条第三項の改正規定、同法第二百二十二条第一項及び第六十六条の改正規定、同法第九十条第二号の改正規定、同法第九十四条第一項第五号の改正規定、同法第九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五(ウ)の改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七条まで及び第十四条の規定

ロ 第四条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十条の四(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号、第三十一条第三項第一号、第三十七条の十第六項第一号、第四十一条の五第十二項第一号、第四十一条の五の二第十二項第一号及び第四十一条の十四第二項第一号の改正規定並びに同法第四十一

条の十六の改正規定並びに附則第二十二條の規定

三 附則第四十三條の規定 平成二十四年七月一日

四 附則第四十九條の規定 預金保險法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行

の日

附則第七十条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十一条の三第二項第一号」を「第十一条の二第二項第一号」に、「をすする同項」を「(取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。)」をすする同条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第十二項までを削り、同条を附則第二十一条とする。

附則第七十一条を附則第二十二條とし、附則第七十二条から第八十九条までを削る。

附則第九十条中「新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか」を「別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は」に改め、同条を附則第二十三條とする。

附則第九十一条から第九十三条までを削る。

附則第九十四条の表第二項の項中「次条第二項」の下に、「第三項及び第五項、第四十二条の六第二項」を加え、「第二十条」を「第四条」に、「並びに第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二

理由中「、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設」を削り、「、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備」を「並びに地球温暖化対策のための課税の特例の創設」に改め、「、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか」を削り、「図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する」を「図る」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第四案 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正す
る。

目次中

- 「第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十条の三)」
- 第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)
- 第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六
- 第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

十一(三)

を「第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一

条)を 第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・

条)

第六十一条の三)」に

↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十条の四―第九十条の七)」を

「第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十条の三の二―第九十条の

第二款 その他の特例(第九十条の四―第九十条の七)

〇三〇四) 改正す。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十案 同上

目次中

- 「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)
- 第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)
- 第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六
- 第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

十一(三)

を「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

を 第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の三・

の課税の特例(第六十一条)

条の二)

に、「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の

第六十一条の三の二)

第十五節 連結法人である認定農業生産法人

の課税の特例(第六十八條の六十三)

等の課税の特例(第六十八條の六十四・第六十八條の六十五)」を

「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)

第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八條の六十

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)

条の六十三の三)

四・第六十八條の六十五)

「第六十八條の八十五の四)」を

「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十条の四―第九十条の七)」を

「第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十条の三の二―第九十条の

第二款 その他の特例(第九十条の四―第九十条の七)

〇三〇四) 改正す。

「第九十条の九」を「第九十条の九」に、「九十八條」を

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二第二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十二年四月一日以後に行つ」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に「。）」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう）を加え、「商品先物取引」という「を」同じ「に、」当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう）」に、「金融商品先物取引等」と

第四十一条の十六第二項中「第二條第一項第三十四号の四」を「第二條第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十條第二号ハの項の中欄中「の規定」を「の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「並びに」に改める。

「い」を「同じ」に改め、同項第三号中「同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第二十一項第四号に掲げる)」を「(同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において行い取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「た」ものに限る)」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「(当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われる)」となるものを除く。「」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

同上

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五條第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十條第二号ハ	「の規定	「並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項第七第一項(寡婦控除の特例)の規定
第九十四條第一項第一号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第二百二條の三第一号ハ	二百二十五百円	二百二十五百円(当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、三万円)
第二百三條の五第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十一条の十八第二項中「にその年中に支出した」の下に「特定寄附金等の金

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中租税特別措置法の目次の改正規定（第三節の一 石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）を）

「第三節の一 石油石炭税法の特例」

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条第二款）その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）

（三の四）に改める部分に限る。） 同法第六章第三節の二中第九十条の四の

前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同法第九十条の改正規定並びに附則第三十八條から第四十二條までの規定 平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二十一条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七條の二の改正規定、同法第七十四條第二項第三号の改正規定、同法第八十三條の二第二項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定、同法第八十五條第三項の改正規定、同法第九十條第三項の改正規定、同法第九十二條第一項及び第九十六條の改正規定、同法第九十九條第二号の改正規定、同法第九十九條第四号第一項第五号の改正規定、同法第九十九條の二第一項の改正規定、同法第二百三條第一項の改正規定、同法第二百九十五條の二第一項の改正規定、同法第二百九十九條の二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五の改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第二条から第七條まで及び第四十四條の規定

ロ 第四条中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む）の改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号、第三十一条第三項第一号、第三十七條の十第六項第一号、第四十一條の五第十二項第一号、第

附則

(施行期日)

第一条 同上

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八條に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三條第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第五十九條に二項を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八條に二項を加える改正規定及び同法第七十一條の改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九條に二項を加える改正規定及び同法第四十二條第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四條の改正規定、同法第六十五條第三号の改正規定及び同法第六十七條第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五條に二項を加える改正規定、同法第五十六條第一項の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定（同法第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）及び同法第五十九條第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定（同法第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

チ 第九条中揮発油税法第二十七條に二項を加える改正規定、同法第二十八條の改正規定（同法第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九條第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五條に二項を加える改正規定及び同法第十七條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

又 第十一条中石油ガス税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定（同法第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。）及び同法第三十條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

- 四十一 条の五の「第十二項第一号及び第四十一 条の十四第二項第一号の改正規定並びに同法第四十一 条の十六の改正規定並びに附則第二十二 条の規定」
- 三 附則第四十三 条の規定 平成二十四年七月一日
- 四 附則第四十九 条の規定 預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行の日

- ル 第十二条中石油石炭税法第二十四 条に二項を加える改正規定、同法第二十五 条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第二十六 条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）
- ヲ 第十三条中航空機燃料税法第二十 条に二項を加える改正規定及び同法第二十 一条の改正規定（同条第一号及び第一号に係る部分に限る。）
- ワ 第十四条中電源開発促進税法第十三 条に二項を加える改正規定及び同法第十 四 条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。）
- カ 第十六条中印紙税法第二十三 条の改正規定（同条第二号及び第四号に係る部分に限る。）
- コ 第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第二百二十八 条」を「第二百二十九 条」に改める部分に限る。）、同法第二百二十八 条第一項の改正規定、同条を同法第二百二十九 条とする改正規定及び同法第二百二十七 条を同法第二百二十八 条とし、同法第二百二十六 条の次に一 条を加える改正規定（第二百二十七 条第一号に係る部分に限る。）
- タ 第二十条中租税特別措置法第三十七 条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。）、同法第四十二 条の三の改正規定（同条第二項第二号、第五号及び第六号に係る部分並びに同条第一項中「又は第三十七 条の五第五項第二号」を削り、「同条第二項」を「第三十七 条の五第二項」に改める部分を除く。）、同法第七十 条の十三の改正規定、同法第八十九 条の改正規定（同条第十五項の表揮発油税法第十七 条第一項の項及び揮発油税法第十七 条第二項の項中「行なわれている」を「行われている」に改める部分を除く。）、及び同法第九十 条の七第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」を「を」を提出せず「」に改める部分に限る。）並びに附則第四百一 一条第四項の規定
- チ 第二十一条中輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第二十四 条の改正規定（同条に一 号を加える部分を除く。）、
- ソ 第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一 条に二項を加える改正規定及び同法第二十三 条第二項の改正規定
- ニ 次に掲げる規定 平成二十三年十月一日
 - イ 第六条中消費税法第九 条の改正規定、同条の次に一 条を加える改正規定、同法第十 条の改正規定、同法第十一 条の改正規定、同法第十二 条の改正規定、同法第十三 条の第一項及び第二項の改正規定、同法第十五 条の改正規定並びに同法第五十七 条第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七 条第一項及び第二項の規定

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（第三節の二「石油石炭税法

の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

第三節の二「石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

第一款 地球温暖化対策のための特例（第九

例

の課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）」に改める部分に限

十条の四―第九十条の七）」

る。）、同法第八十条の四第一項第一号の改正規定、同法第九十条の三第一号の改正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定

同項第二号の改正規定、同法第六十八條の八十八第二項の改正規定、同法第六

項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九

十條の四の前に一、款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（平成二十三年三月三十一日）

を平成二十四年三月三十一日に改める部分を除く。）、同法第九十条の七

第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」

を「を提出せず」に改める部分を除く。）、並びに附則第六十二条、第六十三条

、第九十条第一項、第三百三十六條第一項及び第四百四十四條から第四百四十八條ま

での規定

に掲げる規定 平成二十四年一月一日

三 第一条中所得税法第二十条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同

項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同

法第二十八條の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七條の二第一

項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第七十四條第二項第三号の改正規

定、同法第八十二條の二第一項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定

同法第八十五條の改正規定、同法第一百二十條第三項の改正規定、同法第一百

一十二條第一項の改正規定、同法第一百五十九條（見出しを含む。）、の改正規定、

同法第一百六十條（見出しを含む。）、の改正規定、同法第一百六十六條の改正規定

同法第九十條第二号の改正規定、同法第九十四條第一項第五号の改正規定、

同法第九十五條の二第一項の改正規定、同法第九十九條の次に一、条を加える改正規

定、同法第一百零一條の改正規定、同法第一百零二條の次に一、条を加える改正規

定、同法第一百零三條第一項の改正規定、同法第一百零四條の五第一項第一号の改正規定、

同法第一百零五條第一号の改正規定、同法第一百零六條の五第一項第一号の改正規定、

同法第一百零七條の五の改正規定、同法第一百零八條の次に一、条を加える改正規定、同法

第一百零九條第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）、

同法第一百一十條第一項に係る部分を除く。）、

同法第一百一十一條から第一百一十二條までの改正規定、同法第一百一十三條

一号及び第十二号に係る部分に限る。)、同法第七十四条の二第一項の改正規定(同法第七章の次に一章を加える改正規定(第七十四条の二第六項及び第七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。))及び同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定(第百二十七条第一号に係る部分を除く。))並びに附則第五十五条第一項、第五十六条及び第五十七条の規定

タ 第十九条の規定(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。))及び附則第五十八条第二項から四項までの規定

リ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定(「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。)、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三(見出しを含む。))の改正規定、同法第二十条の四(見出しを含む。))の改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定(同条第一項及び第二項に係る部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定(第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。)、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定(同条第八項に係る部分を除く。)、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定(同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。)、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定(第四十二条の二の二第一項に係る部分を除く。)、同法第四十二条の三第二項の改正規定(同項第五号及び第六号に係る部分に限る。)、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定(同条第一項及び第五項に係る部分を除く。)、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定)

- 同条第一項に係る部分を除く。)、同法第八十九条の四の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の改正規定(同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の四の二の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の六の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。))並びに同法第九十条の六の二の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。))並びに附則第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第三項、第七十六条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十四条、第八十九条第二項から第四項まで、第一百七七条、第一百九条第二項から第四項まで、第三百三十四条、第三百三十六条第二項から第四項まで、第四百四十三条、第四百四十九条並びに第五百五十一条の規定
- ソ 第二十一条中輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定(同条に一号を加える部分に限る。))並びに附則第五百五十二条の規定
- ツ 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条(見出しを含む。))の改正規定及び同法第七条第四号の改正規定並びに附則第五百五十三条第四項から第六項までの規定
- ネ 第二十三條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第五百五十四条の規定
- 四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第四十七条第三項の規定、平成二十四年四月一日
- 五 第一条中所得税法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百九条の改正規定、同法第二百二十五条第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一条の二の改正規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条第三項及び第十五条の規定、平成二十五年一月一日
- 六 次に掲げる規定、平成二十六年一月一日
- イ 第一条中所得税法第二百二十八条の四の改正規定(同条第一項に係る部分に限る。))及び附則第十四条第一項の規定
- ロ 第二条中相続税法第五十九条第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定(同条第五項に係る部分に限る。))並びに附則第四十四条の規定
- ハ 第二十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定及び同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定(第四十二条の二の二第一項に係る部分に限る。))並びに附則第六十五条、第七十七条及び第

所得税法等の一部を改正する法律案理由中修正新旧対照表

修 正 案

理 由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し並びに地球温暖化対策のための課税の特例の創設を行うとともに、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図る等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旧 理 由

理 由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案中修正

所得税法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

題名を次のように改める。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

第一条のうち、所得税法の目次の改正規定及び同法本則（第一百五十三条を除く。）中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第一条中所得税法第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族

（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の

第二十条のうち租税特別措置法第二十八条の四第五項第一号の改正規定中「第二十八条の四第五項第一号」の下に「、第三十一条第三項第一号、第三十七条の十第六項第一号、第四十一条の五第十二項第一号、第四十一条の五の二第十二項第一号及び第四十一条の十四第二項第一号」を加える。

第二十条中租税特別措置法第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法第二十九条の四及び第二十九条の五を削り、同法第二十九条の三を同法第二十九条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三十条の二第一項の改正規定、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第十一号の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第三十三条の二第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十三条の六の改正規定、同法第三十四条の二第二項の改正規定、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の四の改正規定、同法第三十七条の五の改正規定、同法第三十七条の九の二の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第三十九条第四項の改正規定、同法第四十条第

十四項の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十条の七の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の三の二の改正規定、同法第四十一条の四の二第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十一条の十八第二項の改正規定、同法第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同法第四十一条の十九の二の改正規定、同法第四十一条の十九の三の改正規定、同法第四十一条の十九の五の改正規定、同法第四十一条の二十の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の二（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十二条の三の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第四十二条の三の二の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の四の改正規定を次のように改める。

第四十二条の四第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七

第二十条中租税特別措置法第九十条の六の改正規定を次のように改める。

第九十条の六第一項中「石油石炭税法第九条第一号」を「第九十条の三の二第一号」に改める。

第二十条中租税特別措置法第九十条の六の二の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の七の改正規定中「中」の提出を怠り」を「を提出せず」に改め、同号」を削る。

第二十条中租税特別措置法第九十条の八第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条を第九十条の八の二とし、第六章第三節の三中同条の前に一条を加える改正規定、同法第九十条の九の改正規定、同法第九十条の十一第一項第一号の改正規定、同法第九十条の十二正規定、同法第九十条の九の改正規定、同法第九十条の十一第一項第一号の改正規定、同法第九十条の十二第一項第三号の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条第一項第三号の改正規定、同法第九十四条第一項の改正規定、同法第九十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十八条の改正規定を削る。

第二十条を第四条とする。

第二十一条から第二十三条までを削る。

附則第一条各号を次のように改める。

一 第四条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四―第

「第三節の二 石油石炭税法の特例

九十条の七）」を 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三

第二款 その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）

の四）に改める部分に限る。）、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える

」

改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第三十八条から第四十二条までの規定 平成

二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定

、同法第五十七条の二の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改正規定、同法第二百一十条第三項の改正規定、同法第二百二十二条第一項及び第六十六条の改正規定、同法第二百九十条第二号の改正規定、同法第二百九十四条第一項第五号の改正規定、同法第二百九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五(九)の改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七条まで及び第四十六条の規定

ロ 第四条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号、第三十一条第三項第一号、第三十七条の十第六項第一号、第四十一条の五第十二項第一号、第四十一条の五の二第十二項第一号及び第四十一条の十四第二項第一号の改正規定並びに同法第四十一条の十六の改正規定並びに附則第二十二條の規定

、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第十二項までを削り、同条を附則第二十一条とする。

附則第七十一条を附則第二十二条とし、附則第七十二条から第八十九条までを削る。

附則第九十条中「新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか」を「別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は」に改め、同条を附則第二十三条とする。

附則第九十一条から第九十三条までを削る。

附則第九十四条の表第二項の項中「次条第二項」の下に、「第三項及び第五項、第四十二条の六第二項」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「第二十条」を「第四条」に、「並びに第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二」に改め、同表第三項の項中「控除される金額がある場合には、当該金額」を「次条第二項」に改め、「控除される金額がある場合又は」及び「の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」を削り、同表第四項の項中「附則第

理由中「所得・消費・資産等」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等」に改め、「現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの」及び「雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設」を削り、「地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備」を「並びに地球温暖化対策のための課税の特例の創設」に改め、「上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか」を削り、「図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する」を「図る」に改める。

所得税法等の一部を改正する法律案中修正新旧対照表

修正案

旧条文

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二十一条第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

- イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
- ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定

に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定)ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条 第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)の四)」に、「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二十一条第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸」を「棚卸し」に改め、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二十一条第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

- イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
- ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定)ホにおいて

(租税特別措置法の一部改正)

第四案 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第三節の五 認定研究開発専業法人等の課税の特例(第六十条の三)」
- 第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)
- 第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四))

「第三節の五 認定研究開発専業法人等の課税の特例(第六十一条の三)」
 を
 第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四))

第六十一条の三)に

「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十条の四―第九十条の七)」を
 「第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十条の三の二―第九十条の七)
 第二款 その他の特例(第九十条の四―第九十条の七)

の三の四)に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十案 同上

目次中

- 「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」
- 第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)
- 第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四))

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」
 を
 第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第六十一条の三)
 第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

の課税の特例(第六十一条の三)

「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十一条の三の二)」
 「第十五節 連結法人である認定農業生産法人の課税の特例(第六十八條の六十三)」

「第十四節 連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)」
 「第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例(第六十八條の六十三の二)」

「第十五節 連結法人である認定研究開発専業法人等の課税の特例(第六十八條の六十三の三)」
 「第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八條の六十三の四)」

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に

四・第六十八條の六十五)

「第六十八條の八十五の四」を「第六十八條の八十五の三」に
 「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十条の四―第九十条の七)」を

「第三節の二 石油石炭税法の特例
 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十条の三の二―第九十条の七)
 第二款 その他の特例(第九十条の四―第九十条の七)」

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十一「第二十六項中」前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等」に改め、「含む」の下に「」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」という「を」同じ「に」当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

第四十一条の十六第一項中「第一条第一項第三十四号の四」を「第一条第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十号第二号ハの項の中欄中の「規定」を「」の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「」並びに」に改める。

「」を「」に改め、同項第三号中「同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの」(同条第二十一項第四号に掲げる「を」(同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「」のものに限る「を」ものを除く)に改め、「行使」の下に「(当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。」「)を加え、同条第二十一項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

同上

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十号第二号ハ	」の規定	」並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定
第九十四号第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第二百三条の三第一号ハ	二万二千五百円	二万二千五百円(当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、三万円)
第二百三条の五第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十一条の十八第二項中「」にその年中に支出した」の下に「特定寄附金等の金

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改正案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十四 省略

三十四の二 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

三十四の五 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

三十五 四十八 省略

2 省略

(定義)

第二条 同上

一 三十四 同上

三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。
三十四の三 特定扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の四 老人扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十五 四十八 同上

2 同上

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中租税特別措置法の目次の改正規定（一）第三節の二「石油石炭税法の特

例（第九十条の四―第九十条の七）」を

例（第九十条の四―第九十条の七）」を

第一款 地球温暖化対策のための課
第二款 その他の特例（第九十条の

税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）」に改める部分に限る。）

四―第九十条の七）

同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に「款及び款名を加える改正規定、同

法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第

九十条の七第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定並びに附則第三十八條か

ら第四十二條までの規定、平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定、平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同

法第三十条の改正規定、同法第五十七條の二の改正規定、同法第七十四條第一

項第三号の改正規定、同法第八十三條の二第二項の改正規定、同法第八十四條

第二項の改正規定、同法第八十五條第二項の改正規定、同法第一百二十條第二

項の改正規定、同法第一百二十二條第一項及び第六十六條の改正規定、同法第

百九十五條の二第一項の改正規定、同法第九十四條第一項第五号の改正規定、同法第

百九十五條の二第二項の改正規定、同法第九十九條の二の改正規定、同法第

二百一十條の改正規定、同法第二百三十三條第一項の改正規定、同法別表第二の改正

規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五の改正

改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七條まで及び

第四十六條の規定

ロ 第四条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十条

の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む

）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む）の改正規定、同法第二

十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号、第三十一條第三

項第一号、第三十七條の十第六項第一号、第四十一條の五第十二項第一号、第

四十一條の五の二第十二項第一号及び第四十一條の十四第二項第一号の改正規

附則

(施行期日)

第一条 同上

一 次に掲げる規定、平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八條に二項を加える改正規定及び同法第二百四

十三條第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第五十九條に二項を加える改正規定及び同法第六十三

條の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八條に二項を加える改正規定及び同法第七十一條の

改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九條に二項を加える改正規定及び同法第四十二條第

二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四條の改正規定、同法第六十五條第三号の改正規定

及び同法第六十七條第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五條に二項を加える改正規定、同法第五十六條第一項

の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定（

同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）及び同法第五

十九條第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の

改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十條

の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「

同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

チ 第九条中揮発油税法第二十七條に二項を加える改正規定、同法第二十八條の

改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九條第二項の改正

規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五條に二項を加える改正規定及び同法第十七條

の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「

同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

又 第十一条中石油ガス税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九

條の改正規定（同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。）及

び同法第三十條の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違

反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

- 定並びに同法第四十一条の十六の改正規定並びに附則第二十二條の規定
- 三 附則第四十三條の規定 平成二十四年七月一日
- 四 附則第四十九條の規定 預金保険法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十五号)の施行の日

- ル 第十二条中石油石炭税法第二十四条に二項を加える改正規定、同法第二十五条の改正規定(同条第一号から第五号までに係る部分に限る。)、及び同法第二十六条の改正規定(同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。)
- ヲ 第十三条中航空機燃料税法第二十条に二項を加える改正規定及び同法第二十一条の改正規定(同条第一号及び第二号に係る部分に限る。)
- ワ 第十四条中電源開発促進税法第十三条に二項を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定(同条第一号及び第二号に係る部分に限る。)
- カ 第十六条中印紙税法第二十三条の改正規定(同条第二号及び第四号に係る部分に限る。)
- キ 第十七条中国税通則法の目次の改正規定(「第一百二十八条」を「第一百二十九条」に改める部分に限る。)、同法第一百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第一百二十九条とする改正規定及び同法第一百二十七条を同法第一百二十八条とし、同法第一百二十六条の次に一条を加える改正規定(「第一百二十七条第一号に係る部分に限る。)
- ク 第二十条中租税特別措置法第三十七条の十一の三の改正規定(同条第八項に係る部分に限る。)、同法第四十二条の三の改正規定(同条第二項第二号、第五号及び第六号に係る部分並びに同条第一項中「又は第三十七条の第五項第二号」を削り、「同条第二項」を「第三十七条の第五項」に改める部分を除く。)、同法第七十条の十三の改正規定、同法第八十九条の改正規定(同条第十五項の表揮発油税法第十七条第一項の項及び揮発油税法第十七条第二項の項中「行なわれている」を「行われている」に改める部分を除く。)、及び同法第九十条の七第三項の改正規定(同項第六号中「の提出を怠り」を「提出せず」に改める部分に限る。)、並びに附則第四十一条第四項の規定
- ケ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十四条の改正規定(同条に一号を加える部分を除く。)
- コ 第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条に二項を加える改正規定及び同法第二十三条第二項の改正規定
- クニ 次に掲げる規定 平成二十三年十月一日
 - イ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の第二項及び第二項の改正規定、同法第十五条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七條第一項及び第二項の規定

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二」石油石炭税法

第三節の二 石油石炭税法の特

の特例（第九十条の四―第九十条の七）を

第一款 地球温暖化対策のた
第二款 その他の特例（第九

例

めの課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）に改める部分に限
十条の四―第九十条の七）

る。）同法第八十条の四第一項第一号の改正規定、同法第九十条の三第一号の改

正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定

、同項第二号の改正規定、同法第六十八号の八十八第二項の改正規定、同法第

六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九

十条の四の前に「款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改

正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」

を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）同法第九十条の七

第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」

を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二条、第六十三条

、第九十条第一項、第九十六条第一項及び第九十四号から第九十八号ま

での規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第一条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同

項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）同法第十七条の改正規定、同

法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七号の「第一

項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第七十四号第二項第三号の改正規

定、同法第八十三号の「第一項の改正規定、同法第八十四号第一項の改正規定

、同法第八十五号の改正規定、同法第九十号第三項の改正規定、同法第九十

二条第一項の改正規定、同法第九十九号（見出しを含む。）の改正規定、

同法第一百零二条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百零六条の改正規定

、同法第九十九号第二号の改正規定、同法第九十四号第一項第五号の改正規

定、同法第九十五号の「第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規

定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三十三号第一項の改正規定、同法第

二百三十三号の三第一号の改正規定、同法第二百三十三号の五第一項第一号の改正規

定、同法第二百二十四号の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法

第二百二十五号第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）

同法第二百二十八号の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）

同法第二百三十二号から第二百三十六号までの改正規定、同法第二百四十二号

一、号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の二第六項及び第七項並びに第七十四条の二第三に係る部分を除く。）、及び同法第七十六條の次に一條を加える改正規定（第七十六條第一号に係る部分を除く。）、並びに附則第五十五條第一項、第五十六條及び第五十七條の規定

タ、第十九條の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條の改正規定を除く。）、及び附則第五十八條第二項から四項までの規定

リ、第二十條中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九條の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同條を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定（同條第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同條の次に一條を加える改正規定（第二十九條の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一條第三項第一号の改正規定、同法第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定（同條第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の五第十一項第一号及び第四十一條の五の二第十一項第一号の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定（同條第九項、第十一項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の十四の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十一條の十七第二項の改正規定、同法第四十一條の二の次に一條を加える改正規定（第四十二條の二の二第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二條の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同條第十一項第二号の改正規定、同項を同條第十三項とする改正規定、同條第十項の改正規定、同條第九項の改正規定、同項を同條第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同條第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同條第十一項第二号の改正規定、同項を同條第十三項とする改正規定、同條第十項の改正規定、同條第九項の次に一項を加える改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同條第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定（同條第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定（

- 同条第一項に係る部分を除く。)、同法第八十九条の四の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の改正規定(同法第九十条の二の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の四の二の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の六の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。))並びに同法第九十条の六の二の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。))並びに附則第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第三項、第七十六条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十四条、第八十九条第二項から第四項まで、第一百七七条、第一百九条第二項から第四項まで、第二百三十四条、第二百三十六条第二項から第四項まで、第四百三十三条、第四百三十九条並びに第五百一十一条の規定
- ウ) 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第三十一条第三項の改正規定、同法第三十二条の改正規定及び同法第三十四条の改正規定(同条に一号を加える部分に限る。))並びに附則第五百一十二条の規定
- ツ) 第二十二条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条(見出しを含む。))の改正規定及び同法第七条第四号の改正規定並びに附則第五百三十三条第四項から第六項までの規定
- ネ) 第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九条の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第五百三十四條の規定
- 四) 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第四十七条第三項の規定 平成二十四年四月一日
- 五) 第一条中所得税法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百九条の改正規定、同法第二百二十五条第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一条の改正規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条第三項及び第十五条の規定 平成二十五年一月一日
- 六) 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日
- イ) 第一条中所得税法第二百二十八条の四の改正規定(同条第一項に係る部分に限る。))及び附則第十四条第一項の規定
- ロ) 第三条中相続税法第五十九条第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定(同条第五項に係る部分に限る。))並びに附則第四十四条の規定
- ハ) 第二十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定及び同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定(第四十二条の二の二第一項に係る部分に限る。))並びに附則第六十五条、第七十七條及び第

従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

所得税法等の一部を改正する法律案理由中修正新旧対照表

修正案

理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し並びに地球温暖化対策のための課税の特例の創設を行うとともに、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図る等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旧理由

理由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について表情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができ
 ざる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「
 金融商品先物取引等」という」を「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取
 引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる）」を「（同条第八項第三号ロに規定する外国
 金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の）」に、「ものに
 限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受
 渡しが行われることとなるものを除く。）」を加える。

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

<p>第八十五条第一項</p>	<p>寡婦</p>	<p>租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦</p>
<p>第百九十条第二号ハ</p>	<p>）の規定</p>	<p>）並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定</p>

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する
法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を↑

「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条の四)

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)

てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第一百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の三 沖繩の認定法人の課税の特例(第六十条)」を

「第三節の三 沖繩の認定法人の課税の特例(第六十条)

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第六十条の二) に、↑

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十条の三)

「第十四節 連結

第十四節 連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例(第六十八条の六十三)」を 第十四節の二

第十四節の三

法人である沖繩の認定法人の課税の特例(第六十八条の六十三)

国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例(第六十八条の六十三の二

十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の第十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に「。）」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引（」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第一百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第

二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五

則第五十二条、第五十三条、第九十五条第一項及び第二百二十一条第一項の規定 平成二十三年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第四十四号の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第二百五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）並びに附則第三条、第四条並びに第八条第一項及び第二項の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第一百三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百三十四条（見出しを含む。）の改正規定並びに同法第四百七十七条の改正規定並びに附則第二十七条、第三百三十七条（第十六条の改正規定（同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）及び第二十四条の改正規定（同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共

通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）に限る。）並びに第百三十八条第二項及び第三項の規定

ハ 第三条中相続税法第三十三条の二の改正規定及び同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）並びに附則第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条第二項の規定

ニ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、

同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第三十七条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定

ホ 第二十条中租税特別措置法第二十五条の改正規定及び同法第四十一条の十四第一項の改正規定並びに附則第五十八条、第六十九条及び第三百三十条の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第三十七条第三項の規定 平成二十四年四月一日

する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年七月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第六十九条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適

理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案と修正前の所得税法等の一部を改正する法律案との対照表

○現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を

「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)

の四)に、「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第百五十二条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

第二条第一項第四十四号中「効力」の下に「第百五十九条(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)及び第百六十条(更正等又は決定による予納税額の還付)」を加える。

○修正前の所得税法等の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

同上

同上

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び若人扶養親族をいう。

第一条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第二十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けて

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十條)」を↑

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十條)

第二節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十條の三)

六十條の二)に、「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第

六十八條の六十三)」を↑

「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)

第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、↑

「第六十八條の八十五の四」を「第六十八條の八十五の三」に、↑

「第九十條の九」を「第九十條の九」に、「第九十八條」を「第九十八條

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 同上

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十條)

第四節 協同組合の課税の特例(第六十一條)

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一條の二・第六

第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一條の四)

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十條)

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人

を 第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一條の三・

第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一條の四)

の課税の特例(第六十一條)

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の

第六十一條の三の二)に、第十五節 連結法人である認定農業生産法人

課税の特例(第六十八條の六十三)

等の課税の特例(第六十八條の六十四・第六十八條の六十五)」を↑

「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)

第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八條の六十

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、↑

四・第六十八條の六十五)」

「第六十八條の八十五の四」を「第六十八條の八十五の三」に、↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十條の四・第九十條の七)」を↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十條の三の二・第九十條の

第二款 その他の特例(第九十條の四・第九十條の七)

の三の四)に、「第九十條の九」を「第九十條の九」に、「第九十八條」

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」の条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に。）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に。）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

いう」を「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる」を「（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の」に、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加える。

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第一号ハ	（ ）の規定	（ ）並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第二百三十三条第三号ハ	二万二千五百円	二万二千五百円（当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、三万円）
第二百三十三条第五号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十一条の十八第二項中「にその年中に支出した」の下に「特定寄附金等の金

いう」を「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる」を「（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の」に、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第一項中「第二項第三十四号の四」を「第二項第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十条第一号ハの項の中欄中「の規定」を「の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「並びに」に改める。

同上

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第五十九条に二項を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）及び同法第五十九条第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

又 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

ホ 同上

ヘ 同上

ト 同上

チ 同上

リ 同上

又 同上

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第四号の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）並びに附則第三条、第四条並びに第八条第一項及び第二項の規定

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二」石油石炭税法

の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

「第三節の二」石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）を

第一款 地球温暖化対策のた

第二款 その他の特例（第九

例

例

三 同上

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第九十条第三項の改正規定、同法第九十二条第一項の改正規定、同法第九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一十一条の改正規定、同法第二百一十二条第一項の改正規定、同法第二百一十三条の五第一項第二号の改正規定、同法第二百一十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）、同法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第二百三十三条から第二百三十六条までの改正規定、同法第二百四十二条

ロ 第二中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第百三十三條（見出しを含む。）の改正規定、同法第百三十四條（見出しを含む。）の改正規定並びに同法第百四十七條の改正規定並びに附則第二十七條、第百三十七條、第百六十六條の改正規定（同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）及び第二十四條の改正規定（同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）に限り、並びに第百三十八條第二項及び第三項の規定

ハ 第三条中相統税法第三十三條の二の改正規定及び同法第三十四條に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）並びに附則第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二條第二項の規定

ニ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一條の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十三條の改正規定、同法第十四條の改正規定、同法第十五條の改正規定、同法第十六條（見出しを含む。）の改正規定、同法第十五條（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六條第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）並びに同法第五十七條第一項第一号の改正規定並びに附則第三十七條第一項、第二項、第四項及び第五項の規定

の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三條から第七條まで、第九條から第十一條まで、第十三條第一項及び第二項、第十四條第二項及び第三項並びに第十六條の規定

ロ 第二中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第百三十三條（見出しを含む。）の改正規定、同法第百三十四條（見出しを含む。）の改正規定、同法第百四十七條の改正規定、同法第百五十三條の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第百五十七條までの改正規定並びに同法第百六十二條の改正規定並びに附則第三十四條及び第三十五條の規定

ハ 第三条中相統税法第三十三條の二の改正規定、同法第三十四條に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）同法第五十九條に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）同法第六十條の改正規定、同法第六十條の二を削る改正規定及び同法第七十條の改正規定並びに附則第四十一条第一項及び第二項、第四十二條第二項並びに第四十五條の規定

ニ 第四条中地価税法の目次の改正規定、同法第三十六條及び第三十七條の改正規定、同法第四十一條を削る改正規定並びに同法第四十二條の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第五十四條（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五條（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六條第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）同法第六十二條の改正規定、同法第六十三條を削る改正規定、同法第六十三條の二を同法第六十三條とする改正規定並びに同法第六十五條第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第四十七條第四項、第五項及び第七項の規定

ヘ 第七条中酒税法の目次の改正規定、同法第五十章中第三十條の六の次に一條を加える改正規定、同法第五十三條を削り、同法第五十三條の二を同法第五十三條とする改正規定及び同法第五十八條第一項第十三号を削る改正規定並びに附則第四十八條第一項の規定

ト 第八条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二條の次に一條を加える改正規定、同法第二十七條を削る改正規定、同法第六章中第二十八條

ホ 第二十条中租税特別措置法第二十五条の改正規定及び同法第四十一条の十四
第一項の改正規定並びに附則第五十八条、第六十九条及び第三百三十条の規定

二十二条を第二十一条とする改正規定、同法第二十三条第五号を削り、同条を
同法第二十一条とする改正規定及び同法第二十四条を同法第二十三条とし、同
法第二十五条を同法第二十四条とする改正規定並びに附則第五十条の規定
ヨ 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（第四条第十
一号及び第十二号に係る部分に限る。）同法第七十四条の二第二項の改正規
定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の十二第六項及び第
七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。）及び同法第百二十六条の次
に一条を加える改正規定（第百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附
則第五十五条第一項、第五十六条及び第五十七条の規定

タ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法
の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条第二項
から四項までの規定

レ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定（「第三十四
号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）同法第九条の四の二
の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第
二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む
。）の改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規
定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正
規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）同条の次に一条を加える
改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。
）、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一
号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分
を除く。）同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十
二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十
二項及び第二十項に係る部分を除く。）同法第四十一条の十四の改正規定、
同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、
同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項
に係る部分を除く。）同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及
び第六号に係る部分に限る。）同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六
十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第
十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項
を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項
を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八
条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第
十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項

第六十五条 新租税特別措置法第四十条の七第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該居住者に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第四項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十二年分以前の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十六条 新租税特別措置法第四十一条第六項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第六項に規定する増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特別に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第六十八条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年七月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第六十九条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新

第七十九条 同上

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)
第八十条 同上

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特別に関する経過措置)
第八十一条 同上

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)
第八十二条 同上

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 同上

租税特別措置法第四十一条の第十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の第十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行つたものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第四十一条の第十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の第十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第七十一条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十二号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十三条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三(第一項第二号に係る部分に限る。)(の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する改修工事に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の第十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の第十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十六条 同上

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十七条 同上

理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現 行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条—第四条)

第二章 納税義務(第五条—第六条)

第三章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則(第六条の二・第六条の三)

第三章 課税所得の範囲(第七条—十一条)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条—第十四条)

第五章 納税地(第十五条—二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則(第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準(第二十二条)

第二節 各種所得の金額の計算

第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条—第三十五条)

第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条—第三十八条)

第三款 収入金額の計算(第三十九条—第四十四条の二)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条—第四十六条)

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条—第五十条)

第三目 資産損失(第五十一条)

第四目 引当金(第五十二条—第五十五条)

第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条—第五十七条)

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

第四款の二 外貨建取引の換算(第五十七条の三)

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要な経費及び取得費の計算

の特例(第五十七条の四—第六十二条)

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第六十三条—第六十四

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三章の二 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第四款の二 同上

第五款 同上

第六款 同上

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第二章 総則(第一条―第二条の二)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九条の七)

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条―第十九条)

第二款 準備金(第二十条―第二十一条)

第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条―第二十四条)

第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二―第二十五条)

第五款 その他の特例(第二十五条の二―第二十八条の四)

第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条―第二十九条の六)

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)

第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条―第三十一条の四)

第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)

第四款 取用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十二条―第三十二条の六)

第五款 特定事業の用地買取等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十三条―第三十四条の二)

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)

第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二―第三十六条の五)

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条―第三十七条の九の五)

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一―第三十八条)

第十款 その他の特例(第三十九条―第四十条の三)

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第六款の二 同上

第七款 同上

第七款の二 同上

第八款 同上

第九款 同上

第十款 同上

第四節の二 同上

23| 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

24| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、その者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに關する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

25| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該調査に關して提出された物件を留め置くことができる。

26| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

27| 第二十四項及び第二十五項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

28| 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に對し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29| 第二十七項で定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

で定めるといふことにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「光ディスク等」という。)の提出をもつてこれらの規定による調書の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び第二十五項並びに第四十二條の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、それぞれ特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書とみなす。

24| 前項に定めるもののほか、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他第二十一項及び第二十二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

25| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

26| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

27| 第二十五項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額が生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九號）第二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）又は同條第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。） 当該商品先物取引等の決済（当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品先物取引等（金融商品取引法第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもののうち政令で定めるもの又は同條第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの）をいう。以下この号において同じ。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同條第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

第四十一条の十四 同上

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九號）第二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）以下この号において「商品先物取引」という。） 当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品取引法第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。）以下この号において「金融商品先物取引」という。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同條第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券(同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行なう取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除く。)の取得平成二十二年一月一日以後に行なう当該有価証券に表示される権利の行使(当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)(若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。))

2・3 省略

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)
第四十一条の十五 省略

2・5 省略

6 第一項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7 省略

(寡婦控除の特例)

第四十一条の十七 省略

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号ハ	()の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定
第九十四条第一項第一号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。)の取得平成二十二年一月一日以後に行なう当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2・3 同上

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)
第四十一条の十五 同上

2・5 同上

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7 同上

(寡婦控除の特例)

第四十一条の十七 同上

2 同上

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号ハ	の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定
第九十四条第一項第一号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日
- イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定
- ロ 第二条中法人税法第五十九条に二項を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定
- ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定
- ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定
- ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定
- ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）及び同法第五十九条第二項の改正規定
- ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）
- チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九条第二項の改正規定
- リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）
- ヌ 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

則第五十二条、第五十三条、第九十五条第一項及び第二百一十一条第一項の規定 平成二十三年十月一日
三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第四十四号の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）並びに附則第三条、第四条並びに第八条第一項及び第二項の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第三百三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三百三十四条（見出しを含む。）の改正規定並びに同法第三百四十七号の改正規定並びに附則第二十七条、第三百三十七条（第十六条の改正規定）（同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）及び第二十四条の改正規定（同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）並びに第二百四十二条の改正規定（同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）に限る。）並びに第三百三十八条第二項及び第三項の規定

ハ 第三条中相続税法第三十三条の二の改正規定及び同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）並びに附則第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条第二項の規定
ニ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第三十七条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定

ホ 第二十条中租税特別措置法第二十五条の改正規定及び同法第四十一条の十四第一項の改正規定並びに附則第五十八条、第六十九条及び第三百三十条の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第三十七条第三項の規定 平成二十四年四月一日

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十六条 新租税特別措置法第四十一条第六項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第六項に規定する増改築等に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第六十八条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定

する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年七月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第六十九条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適

所得税法等の一部を改正する法律案中修正

所得税法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

題名を次のように改める。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

第一条の~~中~~^中所得税法の目次の改正規定~~及び同法本則の第五十三条を除く。~~^{を削る。}中「~~国税通則法~~」を「~~国税に~~

国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第一条中所得税法第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改

め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族

(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成

年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の

別紙

第二十條のうち租税特別措置法第二十八條の四第五項第十号の改正規定中「第二十八條の四第五項第十号」の下に「、第三十一条第三項第十号、第三十七條の十第六項第十号、第四十一条の五第十二項第十号、第四十一条の五の十二第十二項第十号及び第四十一条の十四第十二項第十号」を加える。

第二十条中租税特別措置法第二十九條の二の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定、及び同條の改正規定、を次のように改める。同法第二十九條の四及び第二十九條の五を削り、同法第二十九條の三を同法第二十九條の四とし

別添①

同條の次に一條を加える改正規定、同法第二十九條の二の次に一條を加える改正規定、同法第三十條の十一

第一項の改正規定、同法第三十一条第三項第十号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第十号の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十三條の二第一項

第一号の改正規定、同法第三十三條の四第三項第一号の改正規定、同法第三十三條の六の改正規定、同法第三十四條の二第二項の改正規定、同法第三十七條の改正規定、同法第三十七條の五の改正規定、同法第三十七條の九の二の改正規定、同法第三十七條の四の改正規定、同法第三十七條の五の改正規定、及び同法第三十七條の十の五

第三十七條の十第六項第一号の改正規定、を削る。同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第三十七條の十一の五

第三十七條の十一の五の改正規定、同法第三十九條第四項の改正規定、同法第四十條第

第一項の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定、同法第三十九條第四項の改正規定、同法第四十條第

第一項の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定、同法第三十九條第四項の改正規定、同法第四十條第

第一項の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定、同法第三十九條第四項の改正規定、同法第四十條第

第一項の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定、同法第三十九條第四項の改正規定、同法第四十條第

別添②

十四項の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十条の七の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の三の二の改正規定、^{及び}同法第四十一条の四の二第二項第一号の改正規定、^{を削る。}同法第四十

別紙①

条の五第十二項第十号及び第四十条の五の上第十二項第十号の改正規定、同法第四十条の十二の改正規定、^{図中二十条中租税特別措置法}同法第四十条の十四の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十一条の十八第

二項の改正規定、同法第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の改正規定、同法第四十一条の十九

第一項の改正規定、同法第四十一条の十九の二の改正規定、^{並に}同法第四十一条の十九の三の改正規定、^{を削る。}同法第

別紙②

四十一条の十九の五の改正規定、同法第四十一条の二十の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の二

^{図中二十条中租税特別措置法}の改正規定、^{削る。}同条の次に一条を加える改正規定、^{並に}同法第四十一条の五の改正規定を

削る。

第二十条のうち租税特別措置法第四十二条の三の二の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成

二十四年三月三十一日」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の四の改正規定を次のように改める。

第四十二条の四第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十二の改正規定を次のように改める。

第四十一条の十二第二十一項中「第二十三項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第二十四項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二十六項中「第二十五項^四」の下に「及び第二十五項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査については必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の

十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十四の改正規定を次のように改める。

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第二十条中租税特別措置法第九十条の六の改正規定を次のように改める。

第九十条の六第一項中「石油石炭税法第九条第一号」を「第九十条の三の二第一号」に改める。

第二十条中租税特別措置法第九十条の六の二の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の七の改正規定中「中」の提出を怠り」を「を提出せず」に改め、同号」を削る。

第二十条中租税特別措置法第九十条の八第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条を第九十条の八の二とし、第六章第三節の三中同条の前に一条を加える改正規定、同法第九十条の九の改正規定、同法第九十条の十一第一項第一号の改正規定、同法第九十条の十二第一項第三号の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条第一項第三号の改正規定、同法第九十四条第一項の改正規定、同法第九十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十八条の改正規定を削る。

①別付 ↓ 十九し、ヤ三十一条をヤ二十条とする。 第二十条を第四条とする。

②別付 ↓ 第二十一条から第二十三条までを削る。

附則第一条各号を次のように改める。

26

一 第四條中租稅特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十條の四―第

十九

」第三節の二 石油石炭税法の特例

九十條の七）」を 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十條の三の二―第九十條の三

第二款 その他の特例（第九十條の四―第九十條の七）

の四）に改める部分に限る。）、同法第六章第三節の二中第九十條の四の前に一款及び款名を加える

改正規定、同法第九十條の五第二項の改正規定、同法第九十條の六第一項の改正規定、同法第九十條の七第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定並びに附則第三十八條から第四十二條までの規定 平成

二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第二十八條の改正規定、同法第三十條の改正規定

同法第五十七條の二の改正規定、同法第七十四條第二項第三號の改正規定、同法第八十三條の二第

の改正規定、

一項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定、同法第八十五條第三項の改正規定、同法第百二

十條第三項の改正規定、同法第百二十二條第一項及び第百六十六條の改正規定、同法第百九十九條第二

號の改正規定、同法第百九十四條第一項第五號の改正規定、同法第百九十五條の二第一項の改正規定

同條の次に一條を加える改正規定、同法第二百一條の改正規定、同法第二百三條第一項の改正規定

同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五(九)の

26

改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第三條から第七條まで及び第四十六條の規定

第十四條中租稅特別措置法第八條の四第三項第一號の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び

同條を削る改正規定、同法第二十條の三(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十條の四(見出し

を含む。)の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一號、第三

十一條第三項第一號、第三十七條の十第六項第一號、第四十一條の五第十二項第一號、第四十一條の

五の二第十二項第一號及び第四十一條の十四第二項第一號の改正規定並びに同法第四十一條の十六の

改正規定並びに附則第五十二條の規定

26

同法第百五十九條第一項、第二項及び第四項第一號イ並びに第六十條第一項及び第四項第一號イの改正規定、同法

同法第百九十九條の四の二の改正規定、同法第百九十九條の四の二の改正規定、同法第百九十九條の

同法第百九十九條の四の二の改正規定、同法第百九十九條の四の二の改正規定、同法第百九十九條の

同法第百九十九條の四の二の改正規定、同法第百九十九條の四の二の改正規定、同法第百九十九條の

同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第十二項までを削り、同条を附則第二十一條とする。

㉔

附則第七十一條を附則第二十二條とし、附則第七十二條から第八十九條までを削る。

附則第九十條中「新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか」を「別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は」に改め、同条を附則第二十三條とする。

附則第九十一條から第九十三條までを削る。

附則第九十四條の表第二項の項中「次条第二項」の下に「第三項及び第五項、第四十二條の六第二項」

を加え、「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため

の所得税法等の一部を改正する法律」に、「第二十條」を「第四條」に、「並びに第四十二條の十第二項、

第三項及び第五項」を「第四十二條の十第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十一第二項、第三項及

び第五項並びに第四十二條の十二」に改め、同表第三項の項中「控除される金額がある場合には、当該金額

」を「次条第二項」に改め、「控除される金額がある場合又は」及び「の規定により当該事業年度の所得に

対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」を削り、同表第四項の項中「附則第

理由中「所得・消費・資産等」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等」に改め、「現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの」及び「雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設」を削り、「地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備」を「並びに地球温暖化対策のための課税の特例の創設」に改め、「上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか」を削り、「図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する」を「図る」に改める。

所得税法等の一部を改正する法律案中修正

所得税法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

題名を次のように改める。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

第一条の~~中~~所得税法の目次の改正規定~~及び同法本則(第百五十一条を除く。)~~中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を削る。

第一条中所得税法第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族

(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の

第二十條のうち租税特別措置法第二十八條の四第五項第十号の改正規定中「第二十八條の四第五項第十号」の下に「、第三十一条第三項第十号、第三十七條の十第六項第十号、第四十一条の五第十二項第十号、第四十一条の五の十二第十項第十号及び第四十一条の十四第二項第十号」を加える。

第二十條中租税特別措置法第二十九條の二の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定（及び）同條の改正規定（を次のように改める。）

別表①

同條の次に一條を加える改正規定、同法第二十九條の二の次に一條を加える改正規定、同法第三十條の二十

第一項の改正規定、同法第三十一条第三項第十号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第十号の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十三條第一項の改正規定、同法第三十三條の二第一項

第一号の改正規定、同法第三十三條の四第三項第一号の改正規定、同法第三十三條の六の改正規定、同法第三十四條の二第二項の改正規定、同法第三十七條の改正規定、同法第三十七條の三第二項の改正規定、同法第三十七條の四の改正規定、同法第三十七條の五の改正規定、同法第三十七條の九の二の改正規定（及び）同法第三十七條の十第六項第一号の改正規定（を削る。）同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第三十七條の十一の五

別表②

第一項の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定、同法第三十九條第四項の改正規定、同法第四十條第一号の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定、同法第三十九條第四項の改正規定、同法第四十條第一号の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定、同法第三十九條第四項の改正規定、同法第四十條第一号の改正規定

別紙①

十四項の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十条の七の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の三の二の改正規定、^{及び}同法第四十一条の四の二第二項第一号の改正規定、^{を削る。}同法第四十

条の五第十二項第十号及び第四十一条の五の十二項第十号の改正規定、同法第四十一条の十一の改正規定、^{同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十一条の十八第}

^{同法第四十一条の十九の二及び第四十一条の十八の三の改正規定、同法第四十一条の十九}

二項の改正規定、同法第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の改正規定、同法第四十一条の十九

別紙②

第一項の改正規定、同法第四十一条の十九の二の改正規定、^{並んに}同法第四十一条の十九の三の改正規定、^{を削る。}同法第

四十一条の十九の五の改正規定、同法第四十一条の二十の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の二

（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、^{並びに}同法第四十一条の三の改正規定を

削る。

別紙③

第二十条のうち租税特別措置法第四十二条の三の二の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の四の改正規定を次のように改める。

第四十二条の四第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十二の改正規定を次のように改める。

第四十一条の十二第二十一項中「第二十三項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第二十四項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二十六項中「第二十五項^四」の下に「及び第二十五項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を、「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査については必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十四の改正規定を次のように改める。

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第二十条中租税特別措置法第九十条の六の改正規定を次のように改める。

第九十条の六第一項中「石油石炭税法第九条第一号」を「第九十条の三の二第一号」に改める。

第二十条中租税特別措置法第九十条の六の二の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の七の改正規定中「中」の提出を怠り」を「を提出せず」に改め
「同号」を削る。

第二十条中租税特別措置法第九十条の八第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条を第九十条の八の二とし、第六章第三節の三中同条の前に一条を加える改正規定、同法第九十条の九の改正規定、同法第九十条の十一第一項第一号の改正規定、同法第九十条の十二第一項第三号の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条第一項第三号の改正規定、同法第九十四条第一項の改正規定、同法第九十七次の次は一条を加える改正規定及び同法第九十八条の改正規定を削る。

別紙(1) ↓
十九、
第二十条を第四号とする。
十九、
第三十一條を第三十條と

別紙(2) ↓
第二十一條から第二十三條までを削る。

附則第一条各号を次のように改める。

△マ

一 第四條中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十條の四―第

〔第三節の二 石油石炭税法の特例

九十條の七）を 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十條の三の二―第九十條の三

第二款 その他の特例（第九十條の四―第九十條の七）

の四）に改める部分に限る。）、「同法第六章第三節の二中第九十條の四の前に一款及び款名を加える

改正規定、同法第九十條の五第一項の改正規定、同法第九十條の六第一項の改正規定、同法第九十條の七第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定並びに附則第三十八條から第四十二條までの規定 平成二十三年十月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第二十八條の改正規定、同法第三十條の改正規定

同法第五十七條の二の改正規定、同法第七十四條第二項第三号の改正規定、同法第八十三條の二第

の改正規定、

同法第八十四條第一項の改正規定、同法第八十五條第三項の改正規定、同法第百二十一

條第三項の改正規定、同法第百二十二條第一項及び第百六十六條の改正規定、同法第百九十九條第二

号の改正規定、同法第百九十四條第一項第五号の改正規定、同法第百九十五條の二第一項の改正規定

同條の次に一條を加える改正規定、同法第二百一條の改正規定、同法第二百三條第一項の改正規定

同法第二百二十八條の四第三項の改正規定、同法第二百三十三條から二百三十六條までの改正規定、同法第二百四十二條の

同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五(九)の改正規定

改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第三條から第七條まで及び第四十六條の規定

第十四條中租稅特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び

同條を削る改正規定、同法第二十條の三(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十條の四(見出しの改正規定、同法二十九條の二の改正規定、同法二十九條の三の改正規定)の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号、第三

十一條第三項第一号、第三十七條の十第六項第一号、第四十一條の五第十二項第一号、第四十一條の

五の二第十二項第一号及び第四十一條の十四第二項第一号の改正規定並びに同法第四十一條の十六の

改正規定並びに附則第五十二條の規定

改正規定並びに附則第五十二條の規定

改正規定並びに附則第五十二條の規定

改正規定並びに附則第五十二條の規定

同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第十二項までを削り、同条を附則
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
第五十一
第七十一條とする。

㉞
第五十二
附則第七十一條を附則第七十一條とし、附則第七十二條から第八十九條までを削る。

附則第九十條中「新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか」を「別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は」に改め、同条を附則第二十三條とする。

附則第九十一條から第九十三條までを削る。

附則第九十四條の表第二項の項中「次条第二項」の下に「第三項及び第五項、第四十二條の六第二項」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「第二十条」を「第四条」に、「並びに第四十二條の十第二項、第三項及び第五項」を「第四十二條の十第二項、第三項及び第五項並びに第四十二條の十二」に改め、同表第三項の項中「控除される金額がある場合には、当該金額」を「次条第二項」に改め、「控除される金額がある場合又は」及び「の規定により当該事業年度の所得に對する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」を削り、同表第四項の項中「附則第

理由中「所得・消費・資産等」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等」に改め、「現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの」「及び」、「雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設」を削り、「地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備」を「並びに地球温暖化対策のための課税の特例の創設」に改め、「上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか」を削り、「図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する」を「図る」に改める。

経済社会の構造の変化に対応した
税制の構築を図るための所得税法
等の一部を改正する法律案

《 案文対比表：所得税関係 》

27
平成23年5月26日

財務省主税局税制第一課所得税係

所得税法等の一部を改正する法律案中修正新旧対照表

修正案

旧条文

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

本則(第五百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条) 第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条) の四」に「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

本則(第五百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。
イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者
ハ 障害者

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の二 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の一 成年扶養親族 扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。
イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者
ハ 障害者

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

第二条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。
三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。
三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。
イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者
ハ 障害者

(租税特別措置法の一部改正)

第四条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

「第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十条の三)」
「第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)」

「第四節の一 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六四節の三) 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)」

「第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一条の三)」
を
「第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六四節の三) 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)」

第六十一条の三) に ↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十条の四―第九十条の七)」を ↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例」
第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十条の三の二―第九十条の第一款) 其他の特例(第九十条の四―第九十条の七)

第三(四) 改正

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 同上

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」
「第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)」

「第四節の一 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六四節の三) 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)」

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」
「第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人」
を
「第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一条の三)」
「第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六四節の三) 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)」

の課税の特例(第六十一条) 条の二) に ↑

「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の」
第十五節 連結法人である認定農業生産法人

課税の特例(第六十八條の六十三) 等を ↑
等の課税の特例(第六十八條の六十四・第六十八條の六十五)」

「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十二) 第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人 第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八條第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八條の六十

の課税の特例(第六十八條の六十三の二) 条の六十三の三) に ↑

四・第六十八條の六十五) に ↑

「第六十八條の八十五の四」を「第六十八條の八十五の三」に ↑
「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十条の四―第九十条の七)」を ↑
「第三節の二 石油石炭税法の特例」

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十条の三の二―第九十条の第二款) 其他の特例(第九十条の四―第九十条の七)

の三(四) に「第九十条の九」を「第九十条の九」に、「九十八條」を

25) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

28) 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29) 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【追加】

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」の条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件」その写しを含む。」の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二第二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28) 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29) 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等」に改め、「含む」の下に「」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第一号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に改め、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に改め、同項に定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

第四十一条の十六第一項中「第二条第一項第三十四号の四」を「第二条第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十号第二号ハの項の中欄中「の規定」を「の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「並びに」に改める。

「同一」に改め、同項第三号中「同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる）」を「同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「」ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

同上

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十号第二号ハ	（の規定）	（並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第一百三十二条第三号ハ	二万二千五百円	二万二千五百円（当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、三万円）
第一百三十二条第五第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十一条の十八第二項中「にその年中に支出した」の下に「特定寄附金等の金

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中租税特別措置法の目次の改正規定（第三節の二「石油石炭税法の特例（第九十条の四（第九十条の七）」を

「第三節の二」石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二）第九十条第二款 その他の特例（第九十条の四（第九十条の七）

の三の四）に改める部分に限る。） 同法第六章第三節の二中第九十条の四の

前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法

第九十条の六第一項の改正規定、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第

三項の改正規定並びに附則第三十八條から第四十二條までの規定、平成二十三年

十月一日

二 次に掲げる規定、平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二十一条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同

法第三十条の改正規定、同法第五十七條の二の改正規定、同法第七十四條第一

項第三号の改正規定、同法第八十三條の二第一項の改正規定、同法第八十四條

第一項の改正規定、同法第八十五條第三項の改正規定、同法第九十條第三項

の改正規定、同法第九十二條第一項及び第九十六條の改正規定、同法第九

十九條第二号の改正規定、同法第九十九條第一項第五号の改正規定、同法第

百九十五條の二第一項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第

別紙①

及び

附則

(施行期日)

第一条 同上

一 次に掲げる規定、平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八條に二項を加える改正規定及び同法第二百四

十三條第二項の改正規定
ロ 第二条中法人税法第五十九條に二項を加える改正規定及び同法第六十三

條の改正規定
ハ 第三条中相続税法第六十八條に二項を加える改正規定及び同法第七十一條の

改正規定
ニ 第四条中地価税法第三十九條に二項を加える改正規定及び同法第四十二條第

二項の改正規定
ホ 第六条中消費税法第六十四條の改正規定、同法第六十五條第三号の改正規定

及び同法第六十七條第二項の改正規定
ヘ 第七条中酒税法第五十五條に二項を加える改正規定、同法第五十六條第一項

の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定、

同法第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）及び同法第五

十九條第二項の改正規定
ト 第八条中たばこ税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の

改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十條

の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「

同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）
チ 第九条中揮発油税法第二十七條に二項を加える改正規定、同法第二十八條の

改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九條第二項の改正

規定
リ 第十条中地方揮発油税法第十五條に二項を加える改正規定及び同法第十七條

の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「

別紙②

及び

別紙③

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（第三節の二「石油石炭税法

第三節の二「石油石炭税法の特例（第九十条の四（第九十条の七）」を

第一款 地球温暖化対策のため

第二款 その他の特例（第九

例

めの特例の特例（第九十条の三の二（第九十条の三の四）に改める部分に限

第十条の四（第九十条の七）

る。）同法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改

正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定

、同法第二号の改正規定、同法第六十八條の八十八第二項の改正規定、同法第

六項第一号の改正規定、同法第一号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九

十条の四の前に一、款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改

正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（平成二十三年三月三十一日）

を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）同法第九十条の七

第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定（同法第六号中「の提出を怠り」

を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二条、第六十三条

、第九十条第一項、第九十六条第一項及び第九十四條から第九十八條ま

での規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第一条第一項の改正規定（同法第十六号に係る部分及び同

項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）同法第十七條の改正規定、同

法第二十八條の改正規定、同法第三十條の改正規定、同法第五十七條の二第

一項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第七十四條第二項第二号の改正規

定、同法第八十三條の二第一項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定

、同法第八十五條の改正規定、同法第九十條第三項の改正規定、同法第九十

二條第一項の改正規定、同法第九十九條（見出しを含む。）の改正規定、

同法第一百六十條（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百六十六條の改正規

定、同法第九十條第一号の改正規定、同法第九十四條第一項第五号の改正規

定、同法第九十五條の二第一項の改正規定、同法第九十九條の次に一、条を加える改正規

定、同法第一百零一條の改正規定、同法第一百零二條第一項の改正規定、同法第

百零三條の三第一号の改正規定、同法第一百零三條の五第一項第二号の改正規定、

同法第一百二十四條の五の改正規定、同法第九十條の次に一、条を加える改正規定、同法

第一百二十五條第一項の改正規定（同法第八号及び第十号に係る部分を除く。）

、同法第一百二十八條の四の改正規定（同法第一項に係る部分を除く。）

、同法第一百三十條から第一百三十六條までの改正規定、同法第一百四十二條

一、号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の十二第六項及び第七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。）、及び同法第百二十六条の次に一条を加える改正規定（第百二十七条第一号に係る部分を除く。）、並びに附則第五十五条第一項、第五十六条及び第五十七条の規定

タ、第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）、及び附則第五十八条第二項から四項までの規定

レ、第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定（

- 同条第一項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに同法第九十条の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第三項、第七十六条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十四条、第八十九条第二項から第四項まで、第七十七条、第九十九条第二項から第四項まで、第三百二十四条、第三百二十六条第二項から第四項まで、第四百三十三条、第四百三十九条並びに第五百一十一条の規定
- ソ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）並びに附則第五百一十二条の規定
- ヅ 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七条第四号の改正規定並びに附則第五百五十三條第四項から第六項までの規定
- ネ 第二十三條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第五百五十四條の規定
- 四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日
- 五 第一条中所得税法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百九條の改正規定、同法第二百二十五條第二項第八号の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日
- 六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日
- イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）及び附則第十四條第一項の規定
- ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）並びに附則第四十四條の規定
- ハ 第二十条中租税特別措置法第九條の八の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定及び同法第四十二條の二の次に一条を加える改正規定（第四十二條の二の二第一項に係る部分に限る。）並びに附則第六十五條、第七十七條及び第

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行つたものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行つたものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同法第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式会社について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特例控除に関する経過措置)

第八十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後に同法第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

所得税法等の一部を改正する法律案理由中修正新旧対照表

修正案

理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等
にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進
するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点から
の税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及
び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の
基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、相続税の基礎控除の引下げ及び最高
税率の引上げ等の税率構造の見直し並びに地球温暖化対策のための課税の特例の創設
を行うとともに、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特
別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図る等、所要の措置を一体として
講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旧理由

理由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健
全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に
対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与
所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対
象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制
及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ
等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利
活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利保障の
制度及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配
当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改
正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別
償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所
有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限
を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

並びに納税者権利保障等の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備

経済社会の構造の変化に対応した
税制の構築を図るための所得税法
等の一部を改正する法律案

《 案文対比表：所得税関係 》

平成23年5月26日

財務省主税局税制第一課所得税係

所得税法等の一部を改正する法律案中修正新旧対照表

修正案

旧条文

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二号イからハまでに掲げる者

本則(第百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第一条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第一条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

- イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
- ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者
- ハ 障害者

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条第十一号) 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)の四に「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第一条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第一条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

- 三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。
- イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
- ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者
- ハ 障害者

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて

十九(租税特別措置法の一部改正)

第四條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正す
る。

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十條の三)
第四節 協同組合の課税の特例(第六十一條)

目次中
第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一條の二・第六
第四節の三) 交際費等の課税の特例(第六十一條の四)

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一
十一條の三) を
第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一條の二・
第四節の二) 交際費等の課税の特例(第六十一條の四)

第六十一條の三) に ↑

第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十條の四・第九十條の七) を ↑

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十條の三の二・第九十條の
第二款) その他の特例(第九十條の四・第九十條の七)

第三(四) に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十條 同上

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十條)
第四節 協同組合の課税の特例(第六十一條)

目次中
第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一條の二・第六
第四節の三) 交際費等の課税の特例(第六十一條の四)

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十條)
第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人
第十一條の三) を
第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一條の二・
第四節の二) 交際費等の課税の特例(第六十一條の四)

の課税の特例(第六十一條)

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)
第十五節 連結法人である認定農業生産法人

課税の特例(第六十八條の六十三) を ↑
等の課税の特例(第六十八條の六十四・第六十八條の六十五)

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)
第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八
第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八條の六十

の課税の特例(第六十八條の六十三の二) に ↑

四・第六十八條の六十五)

第六十八條の八十五の四) を「第六十八條の八十五の三」に ↑

第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十條の四・第九十條の七) を ↑

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十條の三の二・第九十條の
第二款) その他の特例(第九十條の四・第九十條の七)

第三(四) に「第九十條の九」を「第九十條の九」に、「九十八條」を

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
第四十一条の十二に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について適用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

【改正】

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

十三項に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下」の条に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二第二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について適用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行つ」を「商品先物取引等」に改め、「含む」の下に、「」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品タイプ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で、」で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十一項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭タイプ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

第四十一条の十六第一項中「第二条第一項第三十四号の四」を「第二条第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十号第一号ハの項の中欄中「の規定」を「」の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「」並びに」に改める。

「い」を「同じ」に改め、同項第三号中「同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる）」を「（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「た」のものに限る）」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く）」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

同上

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十号第一号ハ	」の規定	」並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四号第一項第一号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第二百三十二条の三第一号ハ	二百二十五万円	二百二十五万円（当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、三万円）
第二百三十二条の五第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十一条の十八第二項中「」にその年中に支出した」の下に「特定寄附金等の金

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十九 第四条中租税特別措置法の目次の改正規定（第三節の二「石油石炭税法の特例（第九十条の四（第九十条の七）」を

第三節の二「石油石炭税法の特例」

- 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二）第九十条第二款 その他の特例（第九十条の四（第九十条の七）

の三の四）に改める部分に限る。） 同法第六章第三節の二中第九十条の四の

前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定並びに附則第三十八條から第四十二条までの規定、平成二十三年十月一日

次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第二十八條の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七條の二の改正規定、同法第七十四條第二

項第三号の改正規定、同法第八十三條の二第一項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定、同法第八十五條第三項の改正規定、同法第九十条第三項

の改正規定、同法第九十二條第一項及び第九十六條の改正規定、同法第九十九條第二号の改正規定、同法第九十九條第四号第一項第五号の改正規定、同法第

百九十五條の二第一項の改正規定、同法第九十九條の次に一條を加える改正規定、同法第

二百一條の改正規定、同法第二百二條第一項の改正規定、同法別表第一の改正

規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五内の

改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七条まで及び

第四十四條の規定

ロ 第四条中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第二十一條

の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十二條の三（見出しを含む）

の改正規定、同法第二十三條の四（見出しを含む）の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号、第三十一條第三

項第一号、第三十七條の十第六項第一号、第四十一條の五第十二項第一号、第

別紙①

及び

附則

(施行期日)

第一条 同上

次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八條に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三條第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第五十九條に二項を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八條に二項を加える改正規定及び同法第七十一條の改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九條に二項を加える改正規定及び同法第四十二條第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四條の改正規定、同法第六十五條第三号の改正規定及び同法第六十七條第二項の改正規定

ヰ 第七条中酒税法第五十五條に二項を加える改正規定、同法第五十六條第一項の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定（同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）及び同法第五十九條第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十條の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

チ 第九条中揮発油税法第二十七條に二項を加える改正規定、同法第二十八條の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九條第二項の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九條第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五條に二項を加える改正規定及び同法第十七條の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

ヌ 第十一条中石油ガス税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定（同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。）及び同法第三十條の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

別紙②

及び

【別紙①】

の改正規定、同法第五百九十九条第一項、第二項及び第四項第二号ロ並びに第六十条第一項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法

【別紙②】

同法第二百二十八条の四第三項の改正規定、同法第二百三十三條から第二百三十六條までの改正規定、同法第二百四十二条の改正規定、

【別紙③】

の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定、同法第二十九条の三の改正規定、同法

【別紙④】

の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法

の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定、同法

四十一條の五の二、第四十二條第一号及び第四十一條の十四第二項第一号の改正規定並びに同法第四十一條の十六の改正規定並びに附則第四十五條の規定

三 附則第四十三條の規定 平成二十四年七月一日 予四十六号、
附則第四十九條の規定 預金保險法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行の日

六 及び予四十八号

ハ 予二十一号及び附則オ十九号各条の規定

四 予三号中 所得稅法第百三十三号の二の改正規定及び附則オ八号の規定 予四十五号、
予十九号中 租稅特別措置法第百二十七号の十四の改正規定 予四十六号、

五 予十九号中 租稅特別措置法第百二十七号の十四の改正規定 予四十六号、

同法第四十二号の二の二、三の改正規定並びに同法第四十二号の二の四、五の改正規定

五十二
川 第十二条中石油石炭稅法第二十四條に二項を加える改正規定、同法第二十五條の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第二十六條の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

ロ 第十三条中航空機燃料稅法第二十条に二項を加える改正規定及び同法第二十一条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。）

ワ 第十四条中電源開發促進稅法第十三条に二項を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。）

カ 第十六条中印紙稅法第二十三條の改正規定（同条第一号及び第四号に係る部分に限る。）

コ 第十七条中国稅通則法の目次の改正規定（「第一百二十八条」を「第一百二十九条」に改める部分に限る。）（同法第一百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第一百二十九条とする改正規定及び同法第一百二十七条を同法第一百二十八条とし、同法第一百二十六条の次に一條を加える改正規定（第一百二十七条第一号に係る部分に限る。））

ク 第二十条中租稅特別措置法第三十七條の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。）（同法第四十二條の三の改正規定（同条第二項第三号、第五号及び第六号に係る部分並びに同条第一項中「又は第三十七條の五第五項第二号」を削り、「同条第二項」を「第三十七條の五第二項」に改める部分を除く。）（同法第七十條の十三の改正規定、同法第八十九條の改正規定（同条第十五項の表揮發油稅法第十七條第一項の項及び揮發油稅法第十七條第二項の項中「行なわれている」を「行われている」に改める部分を除く。）及び同法第九十條の七第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」を「提出せず」に改める部分に限る。）並びに附則第四十一條第四項の規定

ケ 第二十一条中輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律第二十四條の改正規定（同条に二号を加える部分を除く。）

コ 第二十三条中一般會計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条に二項を加える改正規定及び同法第二十二條第二項の改正規定

ク 第六次に掲げる規定 平成二十三年十月一日

イ 第六条中消費稅法第九條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一條の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十五條の改正規定並びに同法第五十七條第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七條第一項及び第二項の規定

ロ 第六次に掲げる規定 平成二十三年十月一日

イ 第六次掲げる規定、同法第十一條の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十五條の改正規定並びに同法第五十七條第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七條第一項及び第二項の規定

ロ 第六次掲げる規定、同法第十一條の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十五條の改正規定並びに同法第五十七條第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七條第一項及び第二項の規定

ハ 第六次掲げる規定、同法第十一條の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十五條の改正規定並びに同法第五十七條第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七條第一項及び第二項の規定

ニ 第六次掲げる規定、同法第十一條の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十五條の改正規定並びに同法第五十七條第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七條第一項及び第二項の規定

ハ 第六次掲げる規定、同法第十一條の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十五條の改正規定並びに同法第五十七條第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七條第一項及び第二項の規定

ニ 第六次掲げる規定、同法第十一條の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十五條の改正規定並びに同法第五十七條第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七條第一項及び第二項の規定

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（一）第三節の二「石油石炭税法

の特例（第九十条の四（第九十条の七））」を

第一款 地球温暖化対策のた

第二款 その他の特例（第九

例
めの課税の特例（第九十条の三の二（第九十条の三の四））」に改める部分に限
十条の四（第九十条の七）」

（一）同法第八十条の四第一号の改正規定、同法第九十条の三第一号の改

正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定

、同項第二号の改正規定、同法第六十八号の八十八第二項の改正規定、同法第

六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九

十条の四の前に「款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改

正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」

を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七

第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」

を「を提出せず」に改める部分を除く。）、並びに附則第六十二条、第六十三条

、第九十九条第一項、第三百二十六条第一項及び第四百四十四条から第四百四十八条ま

での規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同

項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同

法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の「第一

項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規

定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定

、同法第八十五条の改正規定、同法第一百二十条第三項の改正規定、同法第百一

十二条第一項の改正規定、同法第一百五十九条（見出しを含む。）の改正規定、

同法第一百六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百六十六条の改正規定

、同法第一百九十条第二号の改正規定、同法第九十四条第一項第五号の改正規

定、同法第九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規

定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定、同法第

二百三條の三第一号の改正規定、同法第二百三條の五第一項第二号の改正規定、

同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法

第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。

）、同法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、

同法第二百三十三條から第二百三十六條までの改正規定、同法第二百四十二條

一、号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第二項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の二第六項及び第七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。）、及び同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（第二百二十七条第一号に係る部分を除く。）、並びに附則第五十五条第一項、第五十六条及び第五十七条の規定

ダ、第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）、及び附則第五十八条第二項から四項までの規定

リ、第二十条中租税特別措置法第八十条の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九十条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十一条の二の次に一条を加える改正規定（第四十一条の二の二第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定（

同条第一項に係る部分を除く。)、同法第八十九条の四の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の四の二の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の五の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の六の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、並びに同法第九十条の六の二の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、並びに附則第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第三項、第七十六条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十四条、第八十九条第二項から第四項まで、第七十七条、第九十九条第二項から第四項まで、第百三十四条、第百三十六條第二項から第四項まで、第百四十二条、第百四十九条並びに第百五十一条の規定

ソ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第三十一条第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定(同条に一号を加える部分に限る。)、並びに附則第百五十二條の規定

ツ 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五條(見出しを含む。)(の改正規定及び同法第七條第四号の改正規定並びに附則第百五十三條第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第百五十四條の規定

四 第六條中消費税法第三十條の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 第一条中所得税法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百九條の改正規定、同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定(同条第一項に係る部分に限る。)、及び附則第十四條第一項の規定

ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定(同条第五項に係る部分に限る。)、並びに附則第四十四條の規定

ハ 第二十条中租税特別措置法第九條の八の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定及び同法第四十二條の二の次に一條を加える改正規定(第四十二條の二の二第一項に係る部分に限る。)、並びに附則第六十五條、第七十七條及び第

2) 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十二項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2) 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結した場合は、なお従前の例による。

所得税法等の一部を改正する法律案理由中修正新旧対照表

修正案

理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等
にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進
するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点から
の税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及
び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の
基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、相続税の基礎控除の引下げ及び最高
税率の引上げ等の税率構造の見直し並びに地球温暖化対策のための課税の特例の創設
を行うとともに、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特
別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図る等、所要の措置を一体として
講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旧理由

理由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健
全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に
対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与
所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対
象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制
及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ
等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利
活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利保障の
策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配
当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改
正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別
償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて任意用家屋に係る所
有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について案情に応じ適用期限
を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

並びに納税者権利保障策の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律
所得税法等の国税関係法律の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を↑

「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条の四)

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)

てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第百五十五條を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び

義務に関する法律」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項

第四十号の次は次の十号を加える。

四十一の二 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十三條

第三項(更正の請求)は規定する更正請求書をいふ。

次頁へ

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

引紙
ニ▽ 第二十~~七~~条中租税特別措置法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改正規定、

同法第六十六条の四第二項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第

六十八条の八十八第二項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定及び同項第二号の改正規定並びに附

則第五~~十~~条、第五~~十~~条、第九十五条第一項及び第二百一十一条第一項の規定 平成二十三年十月一日

三▽ 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

同法第百五十二條の改正規定、同法第百五十三條の改正規定、

イ 第一条中所得税法第二条第一項第四十四号の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第百五十九

条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十

四 四の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十五条第一項の改正規定（

同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）並びに附則第三条、第四条並びは第八条第一項及び第二

する特定短期公社債については、なお従前の例による。

- 2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者
又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年七月一日前に提出した
同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

~~第六十九條~~ ~~四十三~~

新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十

一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的
施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十
一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的
施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

~~第七十七條~~ ~~四十四~~

新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三

の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適

理由

及び

して税制の改正を回る

並に 現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設に認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策

定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢
に対応して税制の整備を図るための
所得税法等の一部を改正する法律案

《 案文対比表：所得税関係 》

平成23年5月26日

財務省主税局税制第一課所得税係

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案と修正前の所得税法等の一部を改正する法律案との対照表

○現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八條)」を

「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七條

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八條

の四) 一 「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第五百五十二條を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条 第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第四十号の次は次の十号を加える。

四十の二 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務は、開する法律第三十三條第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

第十條 第四十四号中「効力」の下に「第五百五十九條(更正等)又は決定による源泉徴収税額等の還付)及び第六十條(更正等)又は決定による予納税額の還付)」を加える。

○修正前の所得税法等の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

同上

同上

第二条 第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二条 第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九條第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けて

租税特別措置法の一部改正

第二十条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」を↑

- 「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)
- 第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十条の三))

六十条の二)に、「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)」を↑

六十八條の六十三)を↑

- 「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)
- 第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人
- 第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、
条の六十三の二)を↑

「第六十八條の八十五の四」を「第六十八條の八十五の三」に、↑

「第九十條の九」を「第九十條の九」に、「第九十八條」を「第九十八條

租税特別措置法の一部改正

第二十条 同上

目次中「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」を↑

- 「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)
- 第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)
- 第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六
- 第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)
- 「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)
- 第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人
- 第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一
- を 第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の三・
- 第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

の課税の特例(第六十一条)に、「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の

課税の特例(第六十八條の六十三)を↑

- 「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)
- 第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人
- 第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八
- 第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八條の六十

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、
条の六十三の二)を↑

「第六十八條の八十五の四」を「第六十八條の八十五の三」に、↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十條の四・第九十條の七)」を↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十條の四・第九十條の七)」を↑

「第九十條の九」を「第九十條の九」に、「第九十八條」を「第九十八條

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し」又は「当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の第十四第一項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の第十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に。）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」という「を」同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法」に、「取引）」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で、政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し」又は「当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の第十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に。）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」という「を」同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法」に、「取引）」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で、政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の第十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に。）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」という「を」同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法」に、「取引）」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で、政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

いう」を「同じ」に改め、同項第三号中「同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる」を「（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「た、」ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加える。

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第一号ハ	（の規定	（並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
二百三十三号	二万二千五百円	二万二千五百円（当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合は、三万円）
二百三十三号の五第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十一条の十八第二項中「」にその年中に支出した」の下に「特定寄附金等の金

いう」を「同じ」に改め、同項第三号中「同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる」を「（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「た、」ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第一項中「第二項第三十四号の四」を「第二項第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十条第一号ハの項の中欄中「の規定」を「の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「並びに」に改める。

同上

同上

附則

(施行期日)

第二条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定

ロ 第一条中法人税法第五十九条に二項を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）及び同法第五十九條第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

又 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

又 同上

又 同上

又 同上

又 同上

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

ホ 同上

ヘ 同上

ト 同上

チ 同上

リ 同上

又 同上

又 同上

又 同上

又 同上

ホ 第二十条中租税特別措置法第二十五条の改正規定及び同法第四十一条の第十四
第十項の改正規定並びに附則第五十八条、第六十九条及び第七十条の規定

ホ 第十七条中租税特別措置法第九条の四の二の改正規定、同法第二十五条の改
正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を
除く。）、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除
く。）、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十項及び第二十
項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四第一項の改正規定、同法第四
十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十一条の二の二第一項に係る部
分を除く。）、及び同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六
号に係る部分に限る。）、並びに附則第二十八条、第三十二条、第三十三条第一
項、第三十六条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十九条第二項から第四
項まで及び第八十一条の規定



二十二条を第二十一条とする改正規定、同法第二十三条第五号を削り、同条を
同法第二十一条とする改正規定及び同法第二十四条を同法第二十三条とし、同
法第二十五条を同法第二十四条とする改正規定並びに附則第五十条の規定

三 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（第四条第十
一号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第一項の改正規
定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の二第六項及び第
七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。）、及び同法第二百六十六の次
に一条を加える改正規定（第百二十七条第一号に係る部分を除く。）、並びに附
則第五十五条第一項、第五十六条及び第五十七条の規定

タ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法
の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）、及び附則第五十八条第二項
から四項までの規定

リ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定（「第三十四
号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九条の四の二
の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第
二十条の三（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む
。）、の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規
定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正
規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同条の次に一条を加える
改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。
）、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一
号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分
を除く。）、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十
二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十
二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、
同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、
同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項
に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及
び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六
十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第
十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項
を加える改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項
を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八
条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第
十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第三十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 次に掲げる規定 平成二十四年七月一日

イ 第一条中所得税法第二百一十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第二百五十三條から第二百三十六條までの改正規定及び同法第二百四十二條の改正規定並びに附則第九條第二項及び第三項並びに第十一條の規定

ロ 第二条中法人税法第五十三條の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十七條までの改正規定及び同法第六十二條の改正規定並びに附則第二十九條の規定

を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第八十九條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十條の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに附則第六十四條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第二項、第七十四條第二項及び第三項、第七十六條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十四條、第八十九條第二項から第四項まで、第九十七條、第九十九條第二項から第四項まで、第二百三十四條、第二百三十六條第二項から第四項まで、第四百四十三條、第四百四十九條並びに第五百一十一條の規定

ソ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第三十一条第三項の改正規定、同法第三十二条の改正規定及び同法第三十四条の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）並びに附則第五十二條の規定

ツ 第二十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七條第四号の改正規定並びに附則第五十三條第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第五十四條の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

第七十九條 新租税特別措置法第四十條の七第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該居住者に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第四十條の七第四項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十二年分以前の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十條 新租税特別措置法第四十一條第六項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一條第六項に規定する増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特別に関する経過措置)

第八十一條 新租税特別措置法第四十一條の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同條第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一條の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二條 新租税特別措置法第四十一條の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一條の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一條の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年七月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三條 新租税特別措置法第四十一條の十四及び第四十一條の十五の規定は、新

第七十九條 同上

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十條 同上

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特別に関する経過措置)

第八十一條 同上

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二條 同上

2 旧租税特別措置法第四十一條の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三條 同上

租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日以前に行つたものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第百三十一条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第百三十二条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第百三十三条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第百三十四条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する改修工事に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十六条 同上

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十七条 同上

理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

並みに

理由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢
に対応して税制の整を図るための所
得税法等の一部を改正する法律案

《 新旧対照表(浄書) : 所得税関係 》

平成23年5月27日

財務省主税局税制第一課所得税係

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案 現 行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第四条)

第二章 納税義務(第五条・第六条)

第三章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則(第六条の二・第六条の三)

第四章 課税所得の範囲(第七条―第十一条)

第五章 所得の帰属に関する通則(第十二条―第十四条)

第五編 納税地(第十五条―第二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則(第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第二節 課税標準(第二十二条)

第二節 各種所得の金額の計算

第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条―第三十五条)

第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条―第三十八条)

第三款 収入金額の計算(第三十九条―第四十四条の二)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条)

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条―第五十条)

第三目 資産損失(第五十一条)

第四目 引当金(第五十二条―第五十五条)

第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

第四款の二 外貨建取引の換算(第五十七条の三)

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第五十七条の四―第六十二条)

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第六十三条・第六十四

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三章の二 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第四款の二 同上

第五款 同上

第六款 同上

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二)	
第二章 所得税法の特例	
第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九条の七)	
第二節 不動産所得及び事業所得	
第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条―第十九条)	
第二款 準備金(第二十条―第二十一条)	
第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条―第二十四条)	
第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二―第二十五条)	
第五款 その他の特例(第二十五条の二―第二十八条の四)	
第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条―第二十九条の六)	
第四節 山林所得及び譲渡所得等	
第一款 山林所得の課税の特例(第三十条―第三十条の二)	
第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条―第三十一条の四)	
第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)	
第四款 取用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条―第三十三条の六)	
第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条―第三十四条の二)	
第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)	
第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)	
第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)	
第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二―第三十六条の五)	
第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条―第三十七条の九の五)	
第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十―第三十八条)	
第十款 その他の特例(第三十九条―第四十条の三)	
第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例	

目次

第一章 同上	
第二章 同上	
第一節 同上	
第二節 同上	
第一款 同上	
第二款 同上	
第三款 同上	
第四款 同上	
第五款 同上	
第三節 同上	
第四節 同上	
第一款 同上	
第二款 同上	
第三款 同上	
第四款 同上	
第五款 同上	
第六款 同上	
第六款の二 同上	
第七款 同上	
第七款の二 同上	
第八款 同上	
第九款 同上	
第十款 同上	
第四節の二 同上	

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）又は同條第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。） 当該商品先物取引等の決済（当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品先物取引等（金融商品取引法第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもののうち政令で定めるもの又は同條第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの）をいう。以下この号において同じ。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 同上

一 平成十三年四月一日以後に行う商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）以下この号において「商品先物取引」という。） 当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品取引法第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。）以下この号において「金融商品先物取引等」という。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同條第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

金融商品先物取引等に係る同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券(同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除く。)の取得平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使(当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2.3 省略

(寡婦控除の特例)

第四十一条の十七 省略

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号	()の規定	(並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第一百零二条の三第一号	二万二千五百円	二万二千五百円(当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合に限る三万円)
第一百零二条の三	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第二十一項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。)の取得平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2.3 同上

(寡婦控除の特例)

第四十一条の十七 同上

2 同上

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号	の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

所得税法等の一部を改正する法律案中修正

所得税法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

題名を次のように改める。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

第一条中所得税法の目次の改正規定を削る。

第一条中「本則（第一百五十三条）の下に、「第五十九条第一項、第二項及び第四項第二号並びに第六十條第一項及び第四項第二号」を加える。

第一条中所得税法第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族

（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十四の改正規定を次のように改める。

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十一条の十八第二項の改正規定、同法第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同法第四十一条の十九の二の改正規定並びに同法第四十一条の十九の三の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十九の五の改正規定を次のように改める。

第四十一条の十九の五第二項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の二十の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の二（見出し

第九十七条の二第一項第一号中「第七十条第五項」を「第七十条第四項」に改め、同条第二十四項中「第七十四条の二第二項」を「第七十四条の十四第二項」に改める。

第二十条中租税特別措置法第九十八条の改正規定を削る。

第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とする。

第二十二条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を削る。

第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条に二項を加える改正規定及び同法第二十三条第二項の改正規定を削る。

第二十三条を第二十一条とする。

第二十四条中所得税法等の一部を改正する法律附則第八条の改正規定並びに同法附則第三十二条第一項、第三十三条第二項、第四十三条第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第九十四条第二項及び第四項の改正規定を削る。

附則第一条第一号中「次に掲げる規定」を「第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第二百二十八条」を「第二百二十九条」に改める部分に限る。）」、同法第二百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第二百二十九条とする改正規定及び同法第二百二十七条を同法第二百二十八条とし、同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（第二百二十七条第一号に係る部分に限る。）」に改め、同号イからソまでを削り、同条第二号から第六号までを次のように改める。

二 第十九条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四」

「第三節の二 石油石炭税法の特例

第九十条の七）」を 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の

第二款 その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）

三の四）に改める部分に限る。）」、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加え

る改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第九十条

の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第八十七条から第九十一条までの規定 平

成二十三年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同

法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同条第

二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、

同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改正規定、同法第二百十条第三項の改正

規定、同法第二百二十二条第一項の改正規定、同法第二百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号ロ並

びに第六十条第一項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第九

十条第二号の改正規定、同法第九十四条第一項第五号の改正規定、同法第九十五条の二第一項の

改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の

改正規定、同法第二百二十八条の四第三項の改正規定、同法第二百三十三条から第二百三十六

条までの改正規定、同法第二百四十二条の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、

レ 第十九条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定、同法第二十九條の三の改正規定、同法第三十一條第三項第一号及び第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定、同法第四十一條の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十二條の二の二第三項の改正規定、同法第四十二條の三第四項第六号の改正規定、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正

規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四の改正規定、同法第九十條の四の二の改正規定、同法第九十條の四の三の改正規定、同法第九十條の四の改正規定、同法第九十條の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに同法第九十條の六の二の改正規定並びに附則第四十六條、第五十二條、第六十八條、第六十九條、第八十三條、第八十四條、第八十六條、第九十二條及び第九十八條の規定

ソ 第二十条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定並びに附則第九十三條の規定

ツ 第二十一条及び附則第九十四條の規定

ネ 第二十二條中一般會計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を附則第五十条とする。

附則第七十条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十一条の三第二項第一号」を「第十一条の二第二項第一号」に、「をすする同項」を「（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をすする同条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第十二項までを削り、同条を附則第五十一条とする。

附則第七十一条を附則第五十二条とし、附則第七十二条から第八十九条までを削る。

附則第九十条中「新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか」を「別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は」に改め、同条を附則第五十三条とする。

附則第九十一条を削り、附則第九十二条を附則第五十四条とし、附則第九十三条を附則第五十五条とする。

附則第九十四条の表第二項の項中「次条第二項」の下に「、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項」

理由中「所得・消費・資産等」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等」に改め、「現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの」、「雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設」、「認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設」及び「上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか」を削り、「図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する」を「図る」に改める。

所得税法等の一部を改正する法律案中修正

【案文の対照表：見え消し版】

平成23年5月27日

財務省主税局

所得税法等の一部を改正する法律案中修正新旧対照表

修正案

旧条文

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

、第五百五十九条第二項、第二項及び第四項第二号並びに
第六百六十一条第一項及び第四項第二号

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を
「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条
第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)
の四)」に、「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第五百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並
びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

本則(第五百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並
びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族
」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を
加える。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚
卸しを」に改め、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶
養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の
一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶
養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合
計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶
養親族をいう。

第一条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同
号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者
をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者
ハ 障害者

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定
(に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定)ホにおいて

「要介護認定等」という。)を受けている者

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者
ハ 障害者

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定
(に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定)ホにおいて

「要介護認定等」という。)を受けている者

(に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定)ホにおいて

十九(租税特別措置法の一部改正)

第四十条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正す
る。

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十条の三)
第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)

第四節の一 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六
第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一
条の三)を
第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六
第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

第六十一条の三)に、
↑

第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十条の四―第九十条の七)を
↑

第三節の一 石油石炭税法の特例
第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十条の三の二―第九十条の
第二款 その他の特例(第九十条の四―第九十条の七)

第三の四)に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十号 同上

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六
第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人
を
第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一
第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の三・
第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

の課税の特例(第六十一条)
条(二) 第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の
第六十一条の三(二) 第十五節 連結法人である認定農業生産法人
課税の特例(第六十八條の六十三)を
等の課税の特例(第六十八條の六十四・第六十八條の六十五)に、
第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)
第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人
第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八
第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八條の六十
の課税の特例(第六十八條の六十三(二))
条(六十三(三))
四・第六十八條の六十五)に、
第六十八條の八十五の四)を「第六十八條の八十五の三」に、
第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十条の四―第九十条の七)を
第三節の一 石油石炭税法の特例
第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十条の三の二―第九十条の
第二款 その他の特例(第九十条の四―第九十条の七)

第三の四)に、「第九十条の九」を「第九十条の九」に、「九十八條」を

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
第四十一条の十二に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【追加】

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し」又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二第二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等」に改め、「含む」の下に「」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

第四十一条の十六第一項中「第二條第一項第三十四号の四」を「第二條第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十條第二号ハの項の中欄中「の規定」を「」の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「」並びに」に改める。

いう」を「同じ」に改め、同項第三号中「同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの」同条第二十二項第四号に掲げる」を「同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行い取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の」に「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「(当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

同上

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五條第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第二項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十條第一号ハ	」の規定	」並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定
第九十四條第一項第一号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
二百三條の三第一号ハ	二万二千五百円	二万二千五百円(当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、三万円)
二百三條の五第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十一条の十八第二項中「その年中に支出した」の下に「特定寄附金等の金

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第百二十八条」を「第百二十九条」に改める部分に限る。）、「同法第百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第百二十九条とする改正規定及び同法第百二十七条を同法第百二十八条とし、同法第百二十六条の次に一条を加える改正規定（第百二十七条第一号に係る部分に限る。）」平成二十三年六月一日

附則

(施行期日)

第一条 同上

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

- イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定
- ロ 第二条中法人税法第百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第百六十三条の改正規定
- ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定
- ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定
- ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定
- ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）及び同法第五十九条第二項の改正規定
- ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）
- チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九条第二項の改正規定
- リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

特例（第九十条の四―第九十条の七）を

第一款 地球温暖化対策のための
第二款 その他の特例（第九十条

課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）に改める部分に限る。）
の四―第九十条の七）

同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、
同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法
第九十条の七第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定並びに附則第八十七条
から第九十一条までの規定、平成二十三年十月一日

三 次に掲げる規定、平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同
法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同法第二項の
改正規定、同法第七十四条第二項第二号の改正規定、同法第八十三条の二第一
項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改
正規定、同法第二百二十条第三項の改正規定、同法第二百二十二条第一項の改正規
定、同法第二百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号ロ並びに第六十条第一
項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第
百九十条第二号の改正規定、同法第九十四号第一項第五号の改正規定、同法
第九十五号の二第一項の改正規定、同法の次に一条を加える改正規定、同法
第二百一条の改正規定、同法第二百三十一項の改正規定、同法第二百二十八
条の四第三項の改正規定、同法第二百三十三号から第二百三十六号までの改正
規定、同法第二百四十二条の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第
三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五の改正規定並びに同
法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七号まで及び第九号の規定
ロ 第二条中法人税法第百三十三号第一項並びに第百三十四号第一項、第二項及
び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第百五十二号の前の見出しを削る改正規
定、同条から同法第百五十七号条までの改正規定並びに同法第百六十二号の改正
規定並びに附則第二十五条の規定

ハ 第三条中相続税法第三十三号の二及び第三十四号第六項の改正規定、同法第
五十九号第六項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十条の二を削
る改正規定及び同法第七十条の改正規定並びに附則第三十一号の規定

ニ 第四条の規定（地価税法本則中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続
並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第五十五条第二項及び第四項第一
号イ(2)の改正規定、同法第六十二号の改正規定、同法第六十三号を削る改正規

定第十号の改正規定、同法第十一号の改正規定、同法第十二号の改正規定、同
法第十三号の二第一項及び第二項の改正規定、同法第十五号の改正規定並びに
同法第五十七号第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七号第一項及び第二
項の規定

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二」石油石炭税法
の特例（第九十条の四―第九十条の七）を
第三款 地球温暖化対策のた
第二款 その他の特例（第九
例

めの課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）に改める部分に限
る。）の四―第九十条の七）

同法第八号の四第一項第一号の改正規定、同法第九号の三第一号の改
正規定、同法第六十六号の四第二項の改正規定、同法第六十七号第一号の改正規
定、同法第二号の改正規定、同法第六十八号の八十八第二項の改正規定、同法第
六項第一号の改正規定、同法第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九
十号の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改
正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」
を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七
第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定（同法第六号中「の提出を怠り」
を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二号、第六十三号
、第九号第一項、第九十六号第一項及び第九十四号から第九十八号ま
での規定

三 次に掲げる規定、平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同
項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七号の改正規定、同
法第二十八号の改正規定、同法第三十号の改正規定、同法第五十七号の二第一
項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第七十四号第二項第三号の改正規
定、同法第八十三号の二第一項の改正規定、同法第八十四号第一項の改正規定
、同法第八十五号の改正規定、同法第九十号第三項の改正規定、同法第百一
十二号第一項の改正規定、同法第百五十九号（見出しを含む。）の改正規定、
同法第百六十号（見出しを含む。）の改正規定、同法第百六十六号の改正規定
、同法第百九十条第二号の改正規定、同法第百九十四号第一項第五号の改正規
定、同法第百九十五号の二第一項の改正規定、同法の次に一条を加える改正規
定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三十一項の改正規定、同法第二
百三十三号の二第一号の改正規定、同法第二百三十三号の五第一項第二号の改正規定、

附則第三十四條第八項の規定

カ 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十二條を第二十一條とする改正規定、同法第二十三條第五号を削り、同条を同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四條を同法第二十三條とし、同法第二十五條を同法第二十四條とする改正規定並びに附則第三十六條の規定

キ 第十七条中国税通則法第三條の二の次に一條を加える改正規定(第四條第十一号及び第十二号に係る部分に限る。)、同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定(第七十四條の二第六項及び第七項並びに第七十四條の二に係る部分を除く。)、及び同法第百二十六條の次に一條を加える改正規定(第百二十七條第一号に係る部分を除く。)、並びに附則第四十一條第一項、第四十二條及び第四十三條の規定

ク 第十八條の規定(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條の改正規定を除く。)、及び附則第四十四條第二項から四項までの規定

ケ 第十九条中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第九條の四の二の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十二條の三(見出しを含む。)、の改正規定、同法第二十二條の四(見出しを含む。)、の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定、同法第二十九條の三の改正規定、同法第三十一條第三項第一号及び第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の五の二の改正規定、同法第四十一條の五の二の二第二項の改正規定、同法第四十一條の五の二の二第二項の改正規定、同法第四十二條第四項第六号の改正規定、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同条第十一項第一号の改正規定、同条を同法第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同条を同法第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四の改正規定、

を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第六号を削り、同条を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定(同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。)、並びに附則第四十八條第二項の規定

チ 第九条中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十三條の次に一條を加える改正規定、同法第十七條第八項の改正規定(「昭和三十七年法律第六十六号」を削る部分に限る。)、同法第二十六條を削り、同法第二十六條の二を同法第二十六條とする改正規定及び同法第二十八條第七号を削る改正規定並びに附則第四十八條第三項の規定

リ 第十條中地方揮発油税法第十四條の二の改正規定、同法第十六條を削る改正規定及び同法第十七條の改正規定(同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。)、並びに附則第四十八條第四項の規定

ル 第十一條中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十條の次に一條を加える改正規定、同法第二十六條を削る改正規定、同法第二十七條(見出しを含む。)、の改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第七号を削り、同条を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定(同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。)、並びに附則第四十八條第五項の規定

ロ 第十二條中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八條の次に一條を加える改正規定、同法第二十三條を削る改正規定、同法第六章中第二十四條を第二十三條とする改正規定、同法第二十五條第六号を削り、同条を同法第二十四條とする改正規定及び同法第二十六條の改正規定(同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。)、並びに附則第四十八條第六項の規定

リ 第十三條中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九條を削る改正規定、同法第六章中第二十條を第十九條とする改正規定、同法第二十一條第三号を削り、同条を同法第二十條とする改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第四十八條第七項の規定

ロ 第十四條中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二條を削る改正規定、同法第五章中第十三條を第十二條とする改正規定、同法第十四條第三号を削り、同条を同法第十三條とする改正規定及び同法第十五條の改正規定並びに附則第四十八條第八項の規定

カ 第十六條中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第

同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の改正規定、同法第九十条の四の二の改正規定、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十条の六の二の改正規定並びに附則第四十六條、第五十二條、第六十八條、第六十九條、第八十二條、第八十四條、第八十六條、第九十二條及び第九十八條の規定

ソ 第二十條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定並びに附則第九十三條の規定

ツ 第二十一條及び附則第九十四條の規定

ネ 第二十二條中一般會計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第九十五條の規定

四 第一條中所得税法第二百三十一條の二の改正規定及び附則第八條の規定 平成二十五年一月一日

五 第十九條中租税特別措置法第三十七條の十四の改正規定 平成二十六年一月一日

六 附則第一百條の規定 預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行の日

二十二條を第二十一條とする改正規定、同法第二十三條第五号を削り、同条を同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四條を同法第二十三條とし、同法第二十五條を同法第二十四條とする改正規定並びに附則第五十條の規定

ヨ 第十七條中国税通則法第三條の二の次に一條を加える改正規定（第四條第一号及び第十一号に係る部分に限る。）、同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四條の二第六項及び第七項並びに第七十四條の十三に係る部分を除く。）、及び同法第二百二十六條の次に一條を加える改正規定（第二百二十七條第一号に係る部分を除く。）、並びに附則第五十五條第一項、第五十六條及び第五十七條の規定

タ 第十九條の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條の改正規定を除く。）、及び附則第五十八條第二項から四項までの規定

レ 第二十條中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九條の四の二の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十二條の三（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十二條の四（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同条の次に一條を加える改正規定（第二十九條の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一條第三項第一号の改正規定、同法第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の十四の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十一條の十七第二項の改正規定、同法第四十二條の二の次に一條を加える改正規定（第四十二條の二の二第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二條の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項

を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第八十九條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の改正規定、同法第九十條の二の改正規定、同法第九十條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十條の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに附則第六十四條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第二項、第七十四條第二項及び第三項、第七十六條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十四條、第八十九條第二項から第四項まで、第七七條、第九九條第二項から第四項まで、第百二十四條、第百三十六條第二項から第四項まで、第百四十三條、第百四十九條並びに第百五十一條の規定

ソ 第二十一條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）、並びに附則第百五十二條の規定

ツ 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五條（見出しを含む。）、の改正規定及び同法第七條第四号の改正規定並びに附則第百五十三條第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第百五十四條の規定

四 第六條中消費税法第三十條の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 第一條中所得税法第百六十一條第十号の改正規定、同法第一百九條の改正規定、同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一條中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）、及び附則第十四條第一項の規定

ロ 第三條中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

〔先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置〕

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

〔寡婦控除の特例に関する経過措置〕

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

〔特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置〕

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

〔既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置〕

第八十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十二条第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第百六十三条の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定及び同法第五十九条第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三十条第二項の改正規定

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定及び同法第二十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条第二項の改正規定

又 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三十条第二項の改正規定

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

ホ 同上

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）及び同法第五十九条第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

又 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（第三節の二 石油石炭税法

の特例（第九十条の四―第九十条の七）を

第三節の二 石油石炭税法の特
第一款 地球温暖化対策のた
第二款 その他の特例（第九

例

めの特例の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）に改める部分に限
る。）（第九十条の七）

（同法第八十条の四第一項第一号の改正規定、同法第九十条の三第一号の改

正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定

、同法第二号の改正規定、同法第六十八条の八十八第二項の改正規定、同法第

六項第一号の改正規定、同法第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九

十条の四の前に「款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改

正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」

を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七

第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定（同法第六号中「の提出を怠り」

を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二条、第六十三条

の改正規定
の改正規定

三 同上

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同法第十六号に係る部分及び同

項第四十号の次に「号を加える部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同

法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の「第二

項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規

定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定

、同法第八十五条の改正規定、同法第二百二十条第三項の改正規定、同法第百二

十二条第一項の改正規定、同法第二百五十九条（見出しを含む。）の改正規定、

同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十六条の改正規定

、同法第九十条第二号の改正規定、同法第九十四条第一項第五号の改正規定

、同法第九十五条の二第一項の改正規定、同法第二百三十三条第一項の改正規

定、同法第二百三十三条第一項の改正規定、同法第二百三十三条の五第一項第二

号の改正規定、同法第二百三十三条の五第一項第二号の改正規定、

同法第二百二十四条の五の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同法

第二百二十五条第一項の改正規定（同法第八号及び第十号に係る部分を除く。）、

同法第二百二十八条の四の改正規定（同法第一項に係る部分を除く。）、同法

第二百三十三条から第二百三十六条までの改正規定、同法第二百四十二条

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第一条第四十四号の改正規定、同法第十七条の改正

規定、同法第五十二条の改正規定、同法第五十三条の改正規定、同法第百

五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）

の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同法の次に「号を加える改

正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定（同法第八号及び第十号に係る

部分を除く。）及び同法第二百二十八条の四の改正規定（同法第一項に係る部

分を除く。）並びに附則第三条、第四条、第八条第一項及び第二項並びに第九

条第二項及び第三項の規定

ホ 第十七条中租税特別措置法第九条の四の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十二條の二の次に一條を加える改正規定（第四十二條の二の二第一項に係る部分を除く。）及び同法第四十二條の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに附則第二十八條、第三十二條、第三十三條第二項、第三十六條、第四十二條第二項、第四十三條、第四十九條第二項から第四項まで及び第八十一條の規定

一、号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四條の十二第六項及び第七項並びに第七十四條の十三に係る部分を除く。）、及び同法第二百二十六條の次に一條を加える改正規定（第二百二十七條第一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五條第一項、第五十六條及び第五十七條の規定

カ 第十九條の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條の改正規定を除く。）、及び附則第五十八條第二項から四項までの規定

ク 第二十条中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九條の四の二の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び同條を削る改正規定、同法第二十二條の三（見出しを含む。）、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同條の次に一條を加える改正規定（第二十九條の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一條第三項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の十四の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十一條の十七第二項の改正規定、同法第四十二條の二の次に一條を加える改正規定（第四十二條の二の二第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二條の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を加える改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を加える改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定（

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ 第一条中所得税法第八十五条第二項の改正規定、同法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五第一項第二号の改正規定、同法第二百九条の改正規定及び同法第二百二十五条第一項第八号の改正規定並びに附則第五條から第七條まで及び第八條第三項の規定
ロ 第十七条中租税特別措置法第四十一条の十七第二項の改正規定及び附則第四十四條の規定

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）及び附則第九條第一項の規定
ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）並びに附則第二十條の規定

同条第一項に係る部分を除く。）同法第八十九條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の改正規定、同法第九十條の二の改正規定、同法第九十條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の四の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の四の三の改正規定、同法第九十條の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに同法第九十條の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第六十四條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第二項、第七十四條第二項及び第三項、第七十六條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十四條、第八十九條第二項から第四項まで、第七十七條、第九十九條第二項から第四項まで、第三百三十四條、第三百三十六條第二項から第四項まで、第四百三十三條、第四百三十九條並びに第五百一十一條の規定

ソ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第三十一条第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）並びに附則第五百一十二條の規定

ツ 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七條第四号の改正規定並びに附則第五百三十三條第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第五百四十四條の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 第一条中所得税法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百九條の改正規定、同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日

六 同上

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）及び附則第十四條第一項の規定
ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）並びに附則第四十四條の規定

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第四十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第四十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する同条

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第八十一条 同上

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二条 同上

2 同上

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 同上

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第四十五条 新租税特別措置法第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第五十九条 同上

(特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置)

第六十条 新租税特別措置法第四条の五の規定は、居住者が施行日以後に締結する同条第二項に規定する特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる同条第一項に規定する利子等について適用する。

(振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置)

第六十一条 新租税特別措置法第五条の二第三項(新租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定は、新租税特別措置法第五条の二第三項に規定する外国年金信託の信託財産につき生ずる同条第一項に規定する振替国債(次項において「振替国債」という。)若しくは同条第一項に規定する振替地方債(次項において「振替地方債」という。)又は新租税特別措置法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等(次項において「特定振替社債等」という。)の利子でその計算期間の初日が施行日以後であるものについて適用する。

2 | 新租税特別措置法第五条の二第四項(新租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定は、非居住者又は外国法人が新租税特別措置法第五条の二第四項に規定する組合契約に係る同項に規定する組合財産又は同項に規定する信託の信託財産に属する振替国債若しくは振替地方債又は特定振替社債等につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が施行日以後であるものについて適用する。

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置)

第六十二条 新租税特別措置法第八条の四第一項の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等について適用し、第二十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第八条の四第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置)

第六十三条 新租税特別措置法第九条の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例等に関する経過措置)

第四十八条

第六十四条 旧租税特別措置法第九条の四の二第三項に規定する償還金等の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

新租税特別措置法第九条の四の二第三項及び第五項、第二十九条の二第八項及び第十項、第二十九条の三第七項及び第九項、第三十七条の十一の三第十一項及び第十三項並びに第四十一条の二第二十四項及び第二十六項の規定は、平成二十四年一月一日以後にこれらの規定に規定する調査又は報告書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十一項又は第四十一条の二第二十四項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この条において「経過措置調査」という。))に係るものを除く。)について適用し、同日前にこれらの規定に規定する調査又は報告書を提出する義務がある者に対して行ったこれらの規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九条の四の二第三項及び第五項、第二十九条の二第八項及び第十項、第三十七条の十一の三第十一項及び第十三項並びに第四十一条の二第二十四項及び第二十六項の規定は、平成二十四年一月一日以後にこれらの規定に規定する調査又は報告書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二第二十五項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この条において「経過措置調査」という。))に係るものを除く。)について適用し、同日前にこれらの規定に規定する調査又は報告書を提出する義務がある者に対して行ったこれらの規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第六項(第四項に係る部分に限る。)及び第八項、第二十九条の二第九項、第十一項(第九項に係る部分に限る。)及び第十三項、第二十九条の三第八項、第十項(第八項に係る部分に限る。)及び第十二項、第三十七条の十一の三第十二項、第十四項(第十二項に係る部分に限る。)及び第十六項並びに第四十一条の二第二十五項、第二十七項(第二十五項に係る部分に限る。)及び第二十九項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第二十九条の三第八項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二第二十五項に規定する物件について適用する。

3 新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第六項(第四項に係る部分に限る。)及び第八項、第二十九条の二第九項、第十一項(第九項に係る部分に限る。)及び第十三項、第三十七条の十一の三第十二項、第十四項(第十二項に係る部分に限る。)及び第十六項並びに第四十一条の二第二十五項、第二十七項(第二十五項に係る部分に限る。)及び第二十九項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二第二十五項に規定する物件について適用する。

3 新租税特別措置法第九条の四の二第七項、第二十九条の二第十二項、第二十九条の三第十一項、第三十七条の十一の三第十五項及び第四十一条の二第二十八項の

4 新租税特別措置法第九条の四の二第七項、第二十九条の二第十二項、第三十七条の十一の三第十五項及び第四十一条の二第二十八項の規定は、平成二十四年一月

規定は、平成二十四年一月一日以後にこれらの規定に規定する調書又は報告書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十七条 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした**第四条**の規定による改正前の**租税特別措置法**（以下「旧租税特別措置法」という。）**第十条**の二の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「次条第三項」とあるのは「**経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律**（平成二十三年法律第 号）**第四条**の規定による改正後の租税特別措置法**第十条**の二の二第三項」と、同条第十二項中「**租税特別措置法****第十条**の二の二第三項」とあるのは「**経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律**（平成二十三年法律第 号）**附則****第四十七条**の規定によりなおその効力を有するものとされる同法**第四条**の規定による改正前の租税特別措置法**第十条**の二の二第三項」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十八条

前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法**第十条**の二の二の規定の適用については、同条第三項中「の百分の二十に相当する金額」とあるのは「の百分の二十に相当する金額（**経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律**（平成二十三年法律第 号）**附則****第四十七条**の規定によりなおその効力を有するものとされる同法**第十九条**の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）**第十条**の

一日以後にこれらの規定に規定する調書又は報告書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置）

第六十五条 新租税特別措置法**第九条**の八の規定は、同条の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十六条 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法**第十条**の二の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）**第二十条**の規定による改正後の租税特別措置法**第十条**の二の二第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第十二項中「**租税特別措置法****第十条**の二の二第三項」とあるのは「**所得税法等の一部を改正する法律**（平成二十三年法律第 号）**附則****第六十六条**の規定によりなおその効力を有するものとされる同法**第二十条**の規定による改正前の租税特別措置法**第十条**の二の二第三項」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十七条

新租税特別措置法**第十条**の二の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

2 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法**第十条**の二の二の規定の適用については、同条第三項中「の百分の二十に相当する金額」とあるのは「の百分の二十に相当する金額（**所得税法等の一部を改正する法律**（平成二十三年法律第 号）**附則****第六十六条**の規定によりなおその効力を有するものとされる同法**第二十条**の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）**第十条**の二の二第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所

二の二第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は旧効力措置法第十条の二の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

(事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四十九条 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第十条の四第六項に規定する個人の平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第五十条 附則第四十七条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	省略	省略	次の名号に掲げる規定	次の名号に掲げる規定(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第十条の二の二第三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。)
-----	----	----	------------	---

得税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は旧効力措置法第十条の二の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

(事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十八条 同上

2 同上

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第六十九条 附則第六十六条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上	同上	次の名号に掲げる規定(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第六十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第十条の二の二第三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。)
----	----	----	----	---

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五十一条

(個人の減価償却に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等

取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2| 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3| 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

4| 旧租税特別措置法第十一条の三第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を施行日前に受けた個人が取得等をする同項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

5| 新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の四第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、平成二十三年分の所得税についての新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「その年の指定期間内」とあるのは、「平成二十三年四月一日から同年十二月三十一日までの間」とする。

6| 新租税特別措置法第十一条の三(第一項に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

7| 新租税特別措置法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

8| 個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十二条の三第一項に規定する建替え病院用等建物については、なお従前の例による。

個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

2| 旧租税特別措置法第十一条の二第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を施行日前に受けた個人が取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。)をする同条第二項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

3| 新租税特別措置法第十一条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、平成二十三年分の所得税についての新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「その年の指定期間内」とあるのは、「平成二十三年四月一日から同年十二月三十一日までの間」とする。

4| 新租税特別措置法第十一条の三(第一項に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

(個人の準備金に関する経過措置)

第五十二条 旧租税特別措置法第二十条の二第一項の表の各号の上欄に掲げる個人の平成二十四年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、同条(第三項から第六項まで及び第八項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

2 旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する個人が平成二十四年一月一日において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額(同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。)を有する場合には、平成二十四年から平成二十七年までの各年(当該個人が旧租税特別措置法第十条第四項に規定する中小企業者(以下この条において「中小企業者」という。)である場合には、平成二十四年から平成三十三年までの各年)において、当該特別修繕準備金の金額の四分の一(当該個人が中小企業者である場合には、十分の一)に相当する金額(次項において「四年等均等取崩金額」という。)を、当該各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 前項の場合において、四年等均等取崩金額がその年の十二月三十一日における特別修繕準備金の金額(その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又はその年の前年の十二月三十一日までに前項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算

9| 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十三条第三項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

10| 新租税特別措置法第十四条の規定は、個人が附則第一条第八号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用する。

11| 個人が附則第一条第八号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12| 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第三号に掲げる建築物については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

(個人の準備金に関する経過措置)

第七十一条 同上

2 同上

3 同上

4 同上

入する。

- 一 準備金設定資産（第二項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この項において同じ。）について特別の修繕（第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。）を完了した場合、その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合、その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 三 準備金設定資産をその用に供する事業（旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する事業をいう。）の全部を譲渡し、又は廃止した場合、その譲渡し、又は廃止した日における特別修繕準備金の金額
- 四 第二項、前三号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 五 第二項の規定の適用を受ける個人が、平成二十四年から平成二十六年までの各年（当該個人が中小企業者である場合には、平成二十四年から平成三十二年までの各年）に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、第二項及び前項の規定は、適用しない。
- 6 旧租税特別措置法第二十条第六項から第八項までの規定は、平成二十四年から平成二十七年までの各年（当該個人が中小企業者である場合には、平成二十四年から平成三十三年までの各年）において第二項の特別修繕準備金の金額を有する個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

一同上

二同上

三同上

四同上

5 同上

6 同上

（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に関する経過措置）

第七十二条 新租税特別措置法第二十五条の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第七十三条 新租税特別措置法第二十九条の二第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する取締役等又は権利承継相続人が附則第一条第九号に定める日以後に行う同項に規定する新株予約権等の行使について適用し、旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する取締役等又は権利承継相続人が同日前に行った同項に規定する新株予約権等の行使については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第二十九条の二第七項に規定する株式会社又は金融商品取引業者等が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

第七十四条 新租税特別措置法第二十九条の三(第八項、第十項(第八項に係る部分に限る。)、第十一項及び第十二項を除く。)の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第二十九条の三第一項に規定する特定外国新株予約権の行使について適用する。

2 新租税特別措置法第二十九条の三第八項、第十項(第八項に係る部分に限る。)
及び第十二項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同条第八項に規定する物件について適用する。

3 新租税特別措置法第二十九条の三第十一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同項に規定する調書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る次項の規定により読み替えて適用する同条第七項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。次項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)について適用する。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員が、新租税特別措置法第二十九条の三第七項に規定する調書を提出する義務がある者に対して附則第一条第九号に定める日から平成二十三年十二月三十一日までの間に開始する調査又は開始した調査(経過措置調査に限る。)に係る同項並びに新租税特別措置法第二十九条の三第九項及び第十項の規定の適用については、同条第七項中「検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」とあるのは「検査する」と、同条第九項中「検査又は提示若しくは提出の要求」とあるのは「又は検査」とする。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第七十五条 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条第一項第四号に規定する土地等その他の資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十四号の二の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する

土地等の譲渡について適用する。

3 新租税特別措置法第三十七条（同条第一項の表の第一号又は第十号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得をする同表の第一号又は第十号の下欄に掲げる資産について適用し、個人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号又は第十八号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

4 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号から第四号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十五号又は第十七号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第三十七条（同条第一項の表の第二号、第四号又は第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第五号、第七号又は第九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第三十七条の五の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第三十七条の九の二の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の九の二第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第七十六条 旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第十項に規定する金融商品取引業者等が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第七十七条 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる同項第二号イに規定する上場株式等の募集により取得する同号の上場株式等について適用する。

（居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第七十八条 新租税特別措置法第四十条の四第三項及び第四項の規定は、同条第一項

各号に掲げる居住者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額（当該居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）及び当該居住者の平成二十三年分以後の各年分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等の同日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一号に掲げる居住者の平成二十二年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額及び当該居住者の平成二十二年分以前の各年分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第七十九条 新租税特別措置法第四十条の七第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該居住者に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第四項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十二年分以前の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十条 新租税特別措置法第四十一条第六項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第六項に規定する増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第八十一条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合については、なお従前の

例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十七条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する改修工事に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する経過措置)

第八十八条 新租税特別措置法第四十二条の二第一項の規定は、同項に規定する外国金融機関等が施行日以後に開始する同項に規定する債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける同項に規定する特定利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する外国金融機関等が施行日前に開始した同項に規定する債券現先取引につき支払を受ける同項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第八十九条 新租税特別措置法第四十二条の二の二第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同条第一項に規定する調書等について適用する。

2 新租税特別措置法第四十二条の二の二第二項及び第三項(同条第二項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第二項に規定する光ディスク等について適用する。

3 平成二十四年一月一日前において旧租税特別措置法第九条の四の二第三項、第二十九条の二第七項、第三十七条の十一の三十項又は第四十一条の十二第二十三項の規定に基づき受けたこれらの規定に規定する税務署長の承認については、新租税特別措置法第四十二条の二の二第二項の規定に基づき受けた同項に規定する税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。

平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の二の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「調書等」とあるのは「第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項又は第四十一条の二十二項若しくは第二十二項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書（以下この条において「調書等」という。）を」と、第三十七条の十四第十五項若しくは」とあるのは「若しくは」と、同条第三項中「第三十七条の十四第十五項又は」とあるのは「又は」と、「第三十七条の十四第十七項から第二十二項まで、第四十一条の十二第二十四項」とあるのは「第四十一条の十二第二十四項」とする。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

【案文の対照表：見え消し版】

平成23年5月27日
財務省主税局

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案と修正前の所得税法等の一部を改正する法律案との対照表
○現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八條)」を

「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七條

第十一條 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八條)

の四)に、「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第百五十三條を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第四十号の次は次の十号を加える。

四十の二 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務は、
關する法律第二十三條第三項(更正の請求)は規定する更正請求書をいう。

第二條第十項第四十四号中「効力」の下に「第百五十九條(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)及び第百六十條(更正等又は決定による予納税額の還付)」を加える。

○修正前の所得税法等の一部を改正する法律案と修正前の所得税法等の一部を改正する法律案との対照表

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

同上

同上

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二條第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

- イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
- ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者
- ハ 障害者

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九條第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けて

(租税特別措置法の一部改正)

第五十條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」を↑

- 「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)
- 第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十条の三))

六十条の二)に、「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第

六十八條の六十三)」を↑

- 「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)
- 第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人
- 第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、↑

「第六十八條の八十五の四」を「第六十八條の八十五の三」に、↑

「第九十條の九」を「第九十條の九」に、「第九十八條」を「第九十八條

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 同上

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

目次中

- 第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)
- 第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六
- 第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

- 第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人
- 第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一

を 第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一

の課税の特例(第六十一条)

第六十一条の三の二)

に、「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の

課税の特例(第六十八條の六十三)」を↑

- 「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)
- 第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人
- 第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八
- 第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八條の六十

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、↑

「第六十八條の八十五の四」を「第六十八條の八十五の三」に、↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十條の四―第九十條の七)」を↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十條の三の二―第九十條の

改正及びオニイの項

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（一）に改め、「含む」の下に。」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」という「を」同じに、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（一）に改め、「含む」の下に。」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」という「を」同じに、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」と

いう」を「同じ」に改め、同項第三号中「同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる」を「（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「に、」ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われる」ととなるものを除く。）」を加える。

第四十一条の十七第七項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号ハ	（）の規定	（）並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第二百二条の三第一号ハ	二万二千五百円	二万二千五百円（当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、三万円）
第二百二条の五第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

第四十一条の十八第二項中「」にその年中に支出した」の下に「特定寄附金等の金

いう」を「同じ」に改め、同項第三号中「同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる」を「（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「に、」ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われる」ととなるものを除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第一項中「第二項第三十四号の四」を「第二項第一項第三十四号の五」に改め、同項の「を」同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十条第二号ハの項の中欄中「の規定」を「」の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「」並びに」に改める。

同上

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十二条第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第百六十二条の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定及び同法第五十九条第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三十条第二項の改正規定

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定及び同法第二十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条第二項の改正規定

ヌ 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三十条第二項の改正規定

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

ホ 同上

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定〔同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。〕及び同法第五十九条第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定〔同条第一号から第五号までに係る部分に限る。〕及び同法第三十条の改正規定〔同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。〕

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定〔同条第七号を削る部分を除く。〕及び同法第二十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定〔同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。〕

ヌ 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定〔同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。〕及び同法第三十条の改正規定〔同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。〕

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二十一条第四号の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第五十二条の改正規定、同法第五十三条の改正規定、同法第五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）及び同法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第三条、第四条、第八条第一項及び第二項並びに第九条第二項及び第三項の規定

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法

の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

第三節の二 石油石炭税法の特例
第一款 地球温暖化対策のた
第二款 その他の特例（第九

例

の課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）」に改める部分に限

る。）、「同法第八十条の四第一項第一号の改正規定、同法第九十条の三第一号の改

正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定

、同法第二号の改正規定、同法第六十八号の八十八第二項の改正規定、同法第

六項第一号の改正規定、同法第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九

十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改

正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」

を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、「同法第九十条の七

第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」

を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二条、第六十三条

、第九十条第一項、第三百三十六号第一項及び第四百四十四号から第四百四十八号ま

での規定

三 同上

イ 第一条中所得税法第二十一条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同

項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、「同法第十七条の改正規定、同

法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の第二

項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規

定、同法第八十三条の二第二項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定

、同法第八十五条の改正規定、同法第九十条第三項の改正規定、同法第九十

二第一項の改正規定、同法第九十九条（見出しを含む。）の改正規定、

同法第九十条第二号の改正規定、同法第九十四号第一項第五号の改正規定、

同法第九十五条の二第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規

定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三十一条第一項の改正規定、同法第

二百三十二条の三第一号の改正規定、同法第二百三十三条の五第一項第一号の改正規定、

同法第二百三十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法

第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）

、同法第二百二十八号の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、

同法第二百三十三号から第二百三十六号までの改正規定、同法第二百四十二号

ホ 第十七条中租税特別措置法第九条の四の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十二項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四第一項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項に係る部分を除く。）及び同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに附則第二十八条、第三十二条、第三十三條第二項、第三十六条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十九条第二項から第四項まで及び第八十一条の規定

一 号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第二項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の十二、第六項及び第七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。）及び同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（第二百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五条第一項、第五十六条及び第五十七条の規定

ヲ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条第二項から四項までの規定

レ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第六十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定（

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

- イ 第一条中所得税法第八十五条第二項の改正規定、同法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百三十一條の三第一号の改正規定、同法第二百三十一條の五第一項第二号の改正規定、同法第二百九条の改正規定及び同法第二百二十五条第一項第八号の改正規定並びに附則第五条から第七条まで及び第八条第三項の規定
- ロ 第十七条中租税特別措置法第四十一条の十七第二項の改正規定及び附則第四十四條の規定

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

- イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）及び附則第九條第一項の規定
- ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）並びに附則第二十條の規定

同条第一項に係る部分を除く。）同法第八十九條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の改正規定、同法第九十條の二の改正規定、同法第九十條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の四の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の四の三の改正規定、同法第九十條の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに同法第九十條の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第六十四條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第二項、第七十四條第二項及び第三項、第七十六條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十四條、第八十九條第二項から第四項まで、第九十七條、第九十九條第二項から第四項まで、第三百三十四條、第三百三十六條第二項から第四項まで、第四百三十三條、第四百三十九條並びに第五百五十一條の規定

ソ 第二十一条中輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第十一條第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定（同条に二項を加える部分に限る。）並びに附則第五十二條の規定

ツ 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五條（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七條第四号の改正規定並びに附則第五十三條第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第五十四條の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 第一条中所得税法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百九条の改正規定、同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日

六 同上

- イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）及び附則第十四條第一項の規定
- ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）並びに附則第四十四條の規定

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第四十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第四十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する同条

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第八十一条 同上

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二条 同上

2 同上

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 同上

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第百二十八条」を「第百二十九条」に改める部分に限る。）、「同法第百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第百二十九条とする改正規定及び同法第百二十七条を同法第百二十八条とし、同法第百二十六条の次に一条を加える改正規定（第百二十七条第一号に係る部分に限る。）」平成二十三年六月一日

附則

(施行期日)

第一条 同上

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

- イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十二条第二項の改正規定
- ロ 第二条中法人税法第百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第百六十三条の改正規定
- ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定
- ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定
- ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定
- ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項第四号、第九号、第十号及び第十一号に係る部分に限る。）及び同法第五十九条第二項の改正規定
- ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）
- チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九条第二項の改正規定
- リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

特例(第九十条の四―第九十条の七)を 第一款 地球温暖化対策のための

第二款 その他の特例(第九十条

課税の特例(第九十条の三の二―第九十条の三の四)に改める部分に限る。)
の四―第九十条の七) 一

同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一及及び款名を加える改正規定、
同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法
第九十条の七第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定並びに附則第八十七條
から第九十一条までの規定 平成二十三年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同
法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同法第二項の
改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一
項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改
正規定、同法第一百二十条第三項の改正規定、同法第一百二十二条第一項の改正規
定、同法第一百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号ロ並びに第六十条第一
項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第
百九十条第一号の改正規定、同法第九十四条第一項第五号の改正規定、同法
第九十五条の二第一項の改正規定、同法の次に一条を加える改正規定、同法
第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定、同法第二百二十八
条の四第三項の改正規定、同法第二百三十三條から第二百三十六條までの改正
規定、同法第二百四十二条の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第
三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五(四)の改正規定並びに同
法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七條まで及び第九條の規定
ロ 第一条中法人税法第百三十三條第一項並びに第百三十四條第一項、第二項及
び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第百五十三條の前の見出しを削る改正規
定、同条から同法第百五十七條までの改正規定並びに同法第百六十二條の改正
規定並びに附則第二十五条の規定

ハ 第三条中相続税法第三十二条の二及び第三十四条第六項の改正規定、同法第
五十九條第六項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十条の二を削
る改正規定及び同法第七十条の改正規定並びに附則第三十一条の規定

ニ 第四条の規定(地価税法本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続
並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。)

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第五十五条第二項及び第四項第二
号イ(2)の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十三條を削る改正規

法第十条の改正規定、同法第十一條の改正規定、同法第十二條の改正規定、同
法第十二條の二第一項及び第二項の改正規定、同法第十五條の改正規定並びに
同法第五十七條第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七條第一項及び第二
項の規定

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第三節の二 石油石炭税法
の特例(第九十条の四―第九十条の七)」を 第一款 地球温暖化対策のた
めの特例(第九十条の四―第九十条の七)を 第二款 その他の特例(第九

例
めの特例(第九十条の三の二―第九十条の三の四)に改める部分に限
る。)
第三款 石油石炭税法
の四―第九十条の七) 一

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第九條の三第一号の改
正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定
同項第二号の改正規定、同法第六十八條の八十八第二項の改正規定、同法第
六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九
十条の四の前に一及及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改
正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定(「平成二十三年三月三十一日」
を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第九十条の七
第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定(同項第六号中「の提出を怠り」
を「を提出せず」に改める部分を除く。)並びに附則第六十二條、第六十三條
、第九九條第一項、第百三十六條第一項及び第百四十四條から第百四十八條ま
での規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定(同項第十六号に係る部分及び同
項第四十号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第十七條の改正規定、同
法第二十八條の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七條の二第一
項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第七十四條第二項第三号の改正規
定、同法第八十三條の二第一項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定
、同法第八十五條の改正規定、同法第百二十條第三項の改正規定、同法第百二
十一條第一項の改正規定、同法第百五十九條(見出しを含む。)
の改正規定、
同法第百六十條(見出しを含む。)
の改正規定、同法第百六十六條の改正規定
、同法第百九十条第二号の改正規定、同法第百九十四條第一項第五号の改正規
定、同法第百九十五条の二第一項の改正規定、同法の次に一条を加える改正規
定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三條第一項の改正規定、同法第二
百三條の三第一号の改正規定、同法第二百三條の五第一項第一号の改正規定、

附則第三十四條第八項の規定

カ 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十二條を第二十一條とする改正規定、同法第二十三條第五号を削り、同條を同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四條を同法第二十三條とし、同法第二十五條を同法第二十四條とする改正規定並びに附則第三十六條の規定

キ 第十七条中国税通則法第三條の二の次に一條を加える改正規定（第四條第一号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四條の十二第六項及び第七項並びに第七十四條の十三に係る部分を除く。）、及び同法第二百十六條の次に一條を加える改正規定（第二百十七條第一号に係る部分を除く。）、並びに附則第四十一條第一項、第四十二條及び第四十三條の規定

ク 第十八條の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條の改正規定を除く。）、及び附則第四十四條第二項から四項までの規定

ケ 第十九条中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第九條の四の二の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び同條を削る改正規定、同法第二十條の三（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十條の四（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定、同法第二十九條の三の改正規定、同法第三十一條第三項第一号及び第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十一の改正規定、同法第四十一條の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十二條の二の二第三項の改正規定、同法第四十二條の三第四項第六号の改正規定、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同法第六十二條第一号の改正規定、同法第六十三項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同項を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同項を同法第十三項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同項を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四の改正規定、

を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第六号を削り、同條を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）、並びに附則第四十八條第二項の規定

ク 第九条中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十三條の次に一條を加える改正規定、同法第十七條第八項の改正規定（一）（昭和三十七年法律第六十六号）を削る部分に限る。）、同法第二十六條を削り、同法第二十六條の二を同法第二十六條とする改正規定及び同法第二十八條第七号を削る改正規定並びに附則第四十八條第三項の規定

ケ 第十條中地方揮発油税法第十四條の二の改正規定、同法第十六條を削る改正規定及び同法第十七條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）、並びに附則第四十八條第四項の規定

キ 第十一條中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十條の次に一條を加える改正規定、同法第二十六條を削る改正規定、同法第二十七條（見出しを含む。）、の改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第七号を削り、同條を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）、並びに附則第四十八條第五項の規定

ク 第十二條中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八條の次に一條を加える改正規定、同法第二十三條を削る改正規定、同法第六章中第二十四條を第二十三條とする改正規定、同法第二十五條第六号を削り、同條を同法第二十四條とする改正規定及び同法第二十六條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）、並びに附則第四十八條第六項の規定

ケ 第十三條中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九條を削る改正規定、同法第六章中第二十條を第十九條とする改正規定、同法第二十一條第三号を削り、同條を同法第二十條とする改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第四十八條第七項の規定

ク 第十四條中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二條を削る改正規定、同法第五章中第十三條を第十二條とする改正規定、同法第十四條第二号を削り、同條を同法第十三條とする改正規定及び同法第十五條の改正規定並びに附則第四十八條第八項の規定

カ 第十六條中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一條を削り、第五章中第

同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の改正規定、同法第九十条の五の改正規定、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十条の六の二の改正規定並びに附則第四十六條、第五十二條、第六十八條、第六十九條、第八十三條、第八十四條、第八十六條、第九十二條及び第九十八條の規定

ソ 第二十條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第三十一條第三項の改正規定、同法第三十二條の改正規定及び同法第三十四條の改正規定並びに附則第九十三條の規定

ツ 第二十一條及び附則第九十四條の規定

ネ 第二十二條中「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第九十五條の規定

四 第一條中所得税法第二百三十一條の二の改正規定及び附則第八條の規定 平成二十五年一月一日

五 第十九條中租税特別措置法第三十七條の十四の改正規定 平成二十六年一月一日

六 附則第一百條の規定 預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行の日

二十二條を第二十一條とする改正規定、同法第二十三條第五号を削り、同條を同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四條を同法第二十三條とし、同法第二十五條を同法第二十四條とする改正規定並びに附則第五十條の規定

ヨ 第十七條中国税通則法第三條の二の次に一號を加える改正規定（第四條第十一號及び第十一號に係る部分に限る。）、同法第七十四條の二第二項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四條の十一、第六項及び第七項並びに第七十四條の十三に係る部分を除く。）、及び同法第二百二十六條の次に一號を加える改正規定（第百二十七條第一號に係る部分を除く。）、並びに附則第五十五條第一項、第五十六條及び第五十七條の規定

タ 第十九條の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條の改正規定を除く。）、及び附則第五十八條第二項から四項までの規定

レ 第二十條中租税特別措置法第八條の四第三項第一號の改正規定（「第三十四號の四」を「第三十四號の六」に改める部分に限る。）、同法第九條の四の二の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び同條を削る改正規定、同法第二十二條の三（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十條の四（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一號の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同條の次に一號を加える改正規定（第二十九條の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一條第三項第一號の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の五第十二項第一號及び第四十一條の五の二第十二項第一號の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の十四の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十一條の十七第二項の改正規定、同法第四十二條の二の次に一號を加える改正規定（第四十二條の二の第二項に係る部分を除く。）、同法第四十二條の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同条第十一項第二號の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二號の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項

を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十条の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに附則第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第三項、第七十六条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十四条、第八十九条第二項から第四項まで、第九十七条、第九十九条第二項から第四項まで、第三百三十四条、第三百三十六条第二項から第四項まで、第四百三十三條、第四百三十九條並びに第五百一十一条の規定

ソ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）、並びに附則第五百一十二條の規定

ツ 第二十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条（見出しを含む。）、の改正規定及び同法第七条第四号の改正規定並びに附則第五百一十二條第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第五百一十四條の規定

四 第六条中消費税法第三十條の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 第一条中所得税法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百九條の改正規定、同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）、及び附則第十四條第一項の規定

ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後

経済社会の構造の変化に対応した
税制の構築を図るための所得税法
等の一部を改正する法律案

《 案文（見直し）：所得税関係 》

平成23年5月30日

財務省主税局税制第一課所得税係

第二十条中租税特別措置法第九十条の六の改正規定を次のように改める。

第九十条の六第一項中「石油石炭税法第九条第一号」を「第九十条の三の二第一号」に改める。

第二十条中租税特別措置法第九十条の六の二の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の七の改正規定中「中」の提出を怠り」を「を提出せず」に改め、同号」を削る。

第二十条中租税特別措置法第九十条の八第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条を第九十条の八の二とし、第六章第三節の三中同条の前に一条を加える改正規定、同法第九十条の九の改正規定、同法第九十条の十一第一項第一号の改正規定、同法第九十条の十二

第一項第三号の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条第一項第三号の改正規定、同法第九

28▽十四号第一項の改正規定、同法第九十七号の次に十号を加える改正規定及び同法第九十八号の改正規定を削

別紙① ↓
十九、
十九、
第二十条を第四号とする。

別紙② ↓
第二十一条から第二十三条までを削る。

所得税法等の一部を改正する法律案中修正

所得税法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

題名を次のように改める。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

第一条中所得税法の目次の改正規定を削る。

第一条中「本則（第百五十三条）の下に」、「第百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号並びに第百六十条第一項及び第四項第二号」を加える。

第一条中所得税法第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族

（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十四の改正規定を次のように改める。

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十一条の十八第二項の改正規定、同法第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同法第四十一条の十九の二の改正規定並びに同法第四十一条の十九の三の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十九の五の改正規定を次のように改める。

第四十一条の十九の五第二項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の二十の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の二（見出し

第九十七条の二第一項第一号中「第七十条第五項」を「第七十条第四項」に改め、同条第二十四項中「第七十四条の二第二項」を「第七十四条の十四第二項」に改める。

第二十条中租税特別措置法第九十八条の改正規定を削る。

第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とする。

第二十二条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を削る。

第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条に二項を加える改正規定及び同法第二十三条第二項の改正規定を削る。

第二十三条を第二十二条とする。

第二十四条中所得税法等の一部を改正する法律附則第八条の改正規定並びに同法附則第三十二条第一項、第三十三条第二項、第四十三条第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第九十四条第二項及び第四項の改正規定を削る。

附則第一条第一号中「次に掲げる規定」を「第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第二百二十八条」を「第二百二十九条」に改める部分に限る。）」、同法第二百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第二百二十九条とする改正規定及び同法第二百二十七条を同法第二百二十八条とし、同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（第二百二十七条第一号に係る部分に限る。）」に改め、同号イからソまでを削り、同条第二号から第六号までを次のように改める。

二 第十九条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四）」第三節の二 石油石炭税法の特例

第九十条の七）」を 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の

第二款 その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）

三の四）に改める部分に限る。）、「同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加え

る改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第九十条

の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第八十七条から第九十一条までの規定 平成二十三年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改正規定、同法第二百十条第三項の改正規定、同法第二百二十二条第一項の改正規定、同法第二百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号ロ並びに第六十条第一項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第九十条第十号の改正規定、同法第九十四条第一項第五号の改正規定、同法第九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定、同法第二百二十八条の四第三項の改正規定、同法第二百三十三号から第二百三十六号までの改正規定、同法第二百四十二条の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、

レ 第十九条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定、同法第二十九條の三の改正規定、同法第三十一條第三項第一号及び第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定、同法第四十一條の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十二條の二の二第三項の改正規定、同法第四十二條の三第四項第六号の改正規定、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同法第十一項第二号の改正規定、同項を同法第十三項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同項を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同法第十一項第二号の改正規定、同項を同法第十三項とする改正規定、同法第十項の改正

規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の三の改正規定、同法第九十条の四の改正規定、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに同法第九十条の六の二の改正規定並びに附則第四十六条、第五十二条、第六十八条、第六十九条、第八十三条、第八十四条、第八十六条、第九十二条及び第九十八条の規定

ソ 第二十条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第十二条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第九十三条の規定

ツ 第二十一条及び附則第九十四条の規定

ネ 第二十二条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を附則第五十条とする。

附則第七十条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十一条の三第二項第一号」を「第十一条の二第二項第一号」に、「をする同項」を「(取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。)」をする同条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第十二項までを削り、同条を附則第五十一条とする。

附則第七十一条を附則第五十二条とし、附則第七十二条から第八十九条までを削る。

附則第九十条中「新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか」を「別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は」に改め、同条を附則第五十三条とする。

附則第九十一条を削り、附則第九十二条を附則第五十四条とし、附則第九十三条を附則第五十五条とする。

附則第九十四条の表第二項の項中「次条第二項」の下に「、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項」

理由中「所得・消費・資産等」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等」に改め、「現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの」、「雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設」、「認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設」及び「上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか」を削り、「図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する」を「図る」に改める。

所得税法等の一部を改正する法律案中修正新旧対照表

修正案

旧条文

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条 同上

(所得税法の一部改正)

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八條)」を「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七條第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八條))」(四)「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

本則(第五百五十三條を除く。)(中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イから八までに掲げる者

本則(第五百五十三條、第五百五十九條第一項、第二項及び第四項第二号並びに第六十條第一項及び第四項第二号を除く。)(中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イから八までに掲げる者

ハ 障害者

(租税特別措置法の一部改正)

第十九条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十条の三)」

第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六

第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

「第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一

十一条の三)」

を 第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・

第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

条)

第六十一条の三)に、「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十条の四)第九

「第三節の二 石油石炭税法の特例

十条の七)」を

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十条の三の

第二款 その他の特例(第九十条の四)第九十条の七)

「第九十条の三の四)に改める。」

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 同上

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六

第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人

十一条の三)」

を 第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の三・

第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

の課税の特例(第六十一条)

「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の

第六十一条の三の二)」

第十五節 連結法人である認定農業生産法人

「

第十四節 連

課税の特例(第六十八條の六十三)」

第十四節の二

等の課税の特例(第六十八條の六十四・第六十八條の六十五)」を

第十四節の三

第十五節 連

結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)

国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例(

連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八條の六十三の三

結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八條の六十四・第六十八條

第六十八條の六十三の二)」

に「第六十八條の八十五の四」を「第六十八條の八

の六十五)」

「第十五の三」に「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十条の四)第九十条の七

「第三節の二 石油石炭税法の特例

「」を 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十条の三の二)第九

第二款 その他の特例(第九十条の四)第九十条の七)

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第一項中「第二條第一項第三十四号の四」を「第二條第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同條第二項の表第九十條第二号ハの項の中欄中「の規定」を「」の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「」並びに」に改める。

に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調査又は特定振替国債等の償還金等の支払調査を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等」に改め、「含む」の下に「」又は同條第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」という「を」同じ「に、当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法」に「取引）」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同條第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」という「を」同じ「に改め、同項第三号中「同條第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同條第二十二項第四号に掲げる」を「（同條第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同條第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「に、」ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同條第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われる）」となるものを除く。）」を加え、同條第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

同上

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第二百二十八条」を「第二百二十九条」に改める部分に限る。）、同法第二百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第二百二十九条とする改正規定及び同法第二百二十七条を同法第二百二十八条とし、同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（第二百二十七条第一号に係る部分に限る。） 平成二十三年六月一日

附則

(施行期日)

第一条 同上

一次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

- イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定
- ロ 第二条中法人税法第五十九条に二項を加える改正規定及び同法第六十三条の改正規定
- ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定
- ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定
- ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定
- ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）、及び同法第五十九条第二項の改正規定
- ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）、及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）、
- チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）、及び同法第二十九条第二項の改正規定
- リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）、

定、同法第六十三條の二を同法第六十三條とする改正規定並びに同法第六十五條第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第三十三條第二項の規定

ヘ 第七條中酒税法の目次の改正規定、同法第五章中第三十條の六の次に一條を加える改正規定、同法第五十三條を削り、同法第五十二條の二を同法第五十二條とする改正規定及び同法第五十八條第一項第十三号を削る改正規定並びに附則第三十四條第一項の規定

ト 第八條中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二條の次に一條を加える改正規定、同法第二十七條を削る改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第六号を削り、同条を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定並びに附則第三十四條第二項の規定

チ 第九條中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十三條の次に一條を加える改正規定、同法第十七條第八項の改正規定（昭和三十七年法律第六十六号）を削る部分に限る、同法第二十六條を削り、同法第二十六條の二を同法第二十六條とする改正規定及び同法第二十八條第七号を削る改正規定並びに附則第三十四條第三項の規定

リ 第十條中地方揮発油税法第十四條の二の改正規定、同法第十六條を削る改正規定及び同法第十七條の改正規定並びに附則第三十四條第四項の規定

ヌ 第十一條中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十條の次に一條を加える改正規定、同法第二十六條を削る改正規定、同法第二十七條（見出しを含む）の改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第七号を削り、同条を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定並びに附則第三十四條第五項の規定

ル 第十二條中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八條の次に一條を加える改正規定、同法第二十三條を削る改正規定、同法第六章中第二十四條を第二十三條とする改正規定、同法第二十五條第六号を削り、同条を同法第二十四條とする改正規定及び同法第二十六條の改正規定並びに附則第三十四條第六項の規定

ヲ 第十三條中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九條を削る改正規定、同法第六章中第二十條を第十九條とする改正規定、同法第二十一條第三号を削り、同条を同法第二十條とする改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第三十四條第七項の規定

ワ 第十四條中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二條を削る改正規定、同法第五章中第十三條を第十二條とする改正規定、同法第十四條第三号を削り、同条を同法第十三條とする改正規定及び同法第十五條の改正規定並びに

同法第二百二十四條の五の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第二百二十五條第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く）、同法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く）、

同法第二百三十三條から第二百三十六條までの改正規定、同法第二百四十二條の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三條から第七條まで、第九條から第十一條まで、第十三條第一項及び第二項、第十四條第二項及び第三項並びに第十六條の規定

コ 第二條中法人税法第二條第四十号の改正規定、同法第二十六條第一項第三号の改正規定、同法第四十條及び第四十一條の改正規定、同法第八十一條の七第一項及び第八十一條の八第一項の改正規定、同法第二百三十三條（見出しを含む）の改正規定、同法第二百三十四條（見出しを含む）の改正規定、同法第四百四十七條の改正規定、同法第五百五十三條の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五百五十七條までの改正規定並びに同法第六百六十二條の改正規定並びに附則第三十四條及び第三十五條の規定

カ 第三條中相続税法第三十三條の二の改正規定、同法第三十四條に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る）、同法第五十九條に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る）、同法第六十條の改正規定、同法第六十條の二を削る改正規定及び同法第七十條の改正規定並びに附則第四十一條第一項及び第二項、第四十二條第二項並びに第四十五條の規定

キ 第四條中地価税法の目次の改正規定、同法第三十六條及び第三十七條の改正規定、同法第四十一條を削る改正規定並びに同法第四十二條の改正規定（同条第二項に係る部分を除く）

ク 第六條中消費税法の目次の改正規定、同法第五十四條（見出しを含む）の改正規定、同法第五十五條（見出しを含む）の改正規定、同法第五十六條第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く）、同法第六十二條の改正規定、同法第六十三條を削る改正規定、同法第六十三條の二を同法第六十三條とする改正規定並びに同法第六十五條第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第四十七條第四項、第五項及び第七項の規定

ケ 第七條中酒税法の目次の改正規定、同法第五章中第三十條の六の次に一條を加える改正規定、同法第五十三條を削り、同法第五十三條の二を同法第五十三條とする改正規定及び同法第五十八條第一項第十三号を削る改正規定並びに附則第四十八條第一項の規定

ト 第八條中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二條の次に一條を加える改正規定、同法第二十七條を削る改正規定、同法第六章中第二十八條

附則第三十四條第八項の規定

カ 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十二條を第二十一条とする改正規定、同法第二十二條第五号を削り、同条を同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四條を同法第二十三條とし、同法第二十五條を同法第二十四條とする改正規定並びに附則第三十六條の規定

コ 第十七條中国税通則法第三條の二の次に一條を加える改正規定（第四條第十二号及び第十三号に係る部分に限る。）同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四條の二第六項及び第七項並びに第七十四條の十三に係る部分を除く。）及び同法第二百六條の次に一條を加える改正規定（第二百二十七條第一号に係る部分を除く。）並びに附則第四十一條第一項、第四十二條及び第四十三條の規定

ク 第十八條の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條の改正規定を除く。）及び附則第四十四條第二項から四項までの規定

ク 第十九條中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第九條の四の二の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十條の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十條の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定、同法第二十九條の三の改正規定、同法第三十一條第三項第一号及び第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の五の二の改正規定、同法第四十一條の十四第一項第一号の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十二條の二の二第三項の改正規定、同法第四十二條の三第四項第六号の改正規定、同法第六十一條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同法第六十一條第二号の改正規定、同項を同法第十三項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同項を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同法第六十一條第二号の改正規定、同項を同法第十三項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同項を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四の改正規定、

を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第六号を削り、同条を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八條第二項の規定

チ 第九條中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十三條の次に一條を加える改正規定、同法第十七條第八項の改正規定（昭和三十七年法律第六十六号）を削る部分に限る。）同法第二十六條を削り、同法第二十六條の二を同法第二十六條とする改正規定及び同法第二十八條第七号を削る改正規定並びに附則第四十八條第三項の規定

リ 第十條中地方揮発油税法第十四條の二の改正規定、同法第十六條を削る改正規定及び同法第十七條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八條第四項の規定

ヌ 第十一條中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十條の次に一條を加える改正規定、同法第二十六條を削る改正規定、同法第二十七條（見出しを含む。）の改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第七号を削り、同条を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八條第五項の規定

ル 第十二條中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八條の次に一條を加える改正規定、同法第二十三條を削る改正規定、同法第六章中第二十四條を第二十三條とする改正規定、同法第二十五條第六号を削り、同条を同法第二十四條とする改正規定及び同法第二十六條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八條第六項の規定

ヲ 第十三條中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九條を削る改正規定、同法第六章中第二十條を第十九條とする改正規定、同法第二十一條第三号を削り、同条を同法第二十條とする改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第四十八條第七項の規定

ヾ 第十四條中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二條を削る改正規定、同法第五章中第十三條を第十二條とする改正規定、同法第十四條第三号を削り、同条を同法第十三條とする改正規定及び同法第十五條の改正規定並びに附則第四十八條第八項の規定

カ 第十六條中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第

同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の改正規定、同法第九十条の四の二の改正規定、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十条の六の二の改正規定並びに附則第四十六條、第五十二條、第六十八條、第六十九條、第八十三條、第八十四條、第八十六條、第九十二條及び第九十八條の規定

ソ 第二十條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定並びに附則第九十三條の規定

ツ 第二十一條及び附則第九十四條の規定

ネ 第二十二條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第九十五條の規定

四 第一條中所得税法第二百三十一條の二の改正規定及び附則第八條の規定 平成二十五年一月一日

五 第十九條中租税特別措置法第三十七條の十四の改正規定 平成二十六年一月一日

六 附則第一百條の規定 預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行の日

二十一條を第二十一條とする改正規定、同法第二十三條第五号を削り、同条を同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四條を同法第二十三條とし、同法第二十五條を同法第二十四條とする改正規定並びに附則第五十條の規定

ヨ 第十七條中国税通則法第三條の二の次に一條を加える改正規定（第四條第十号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四條の二第二項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四條の十二第六項及び第七項並びに第七十四條の十三に係る部分を除く。）、及び同法第百二十六條の次に一條を加える改正規定（第百二十七條第一号に係る部分を除く。）、並びに附則第五十五條第一項、第五十六條及び第五十七條の規定

タ 第十九條の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條の改正規定を除く。）、及び附則第五十八條第二項から四項までの規定

ト 第二十條中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九條の四の二の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十二條の三（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十二條の四（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同条の次に一條を加える改正規定（第二十九條の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一條第三項第一号の改正規定、同法第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十項第一号の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の十四の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十一條の十七第二項の改正規定、同法第四十二條の二の次に一條を加える改正規定（第四十二條の二の二第二項に係る部分を除く。）、同法第四十二條の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項

- を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十条の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに附則第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第三項、第七十六条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十四条、第八十九条第二項から第四項まで、第七十七条、第九十条第一項から第四項まで、第九十三条、第九十六条第二項から第四項まで、第九十七条、第九十八条、第九十九条並びに第五十一条の規定
- ソ 第二十一条中輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第三十一条第三項の改正規定、同法第三十二条の改正規定及び同法第三十四条の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）、並びに附則第五十二条の規定
- ツ 第二十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条（見出しを含む。）、の改正規定及び同法第七條第四号の改正規定並びに附則第五十三條第四項から第六項までの規定
- ネ 第二十一条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第五十四條の規定
- 四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定、平成二十四年四月一日
- 五 第一条中所得税法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百九條の改正規定、同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定、平成二十五年一月一日
- 六 次に掲げる規定、平成二十六年一月一日
- イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）、及び附則第十四條第一項の規定
- ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後

所得税法等の一部を改正する法律案理由中修正新旧対照表

修正案

理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図る等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旧理由

理由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改正案

現

行

（所得税法の一部改正）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十四 省略

三十四の二 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項（市町村の認定）に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定（ホにおいて「要介護認定等」という。）を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

三十四の五 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

三十五 三十七 省略

三十八 期限後申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に

（定義）

第二条 同上

一 三十四 同上

三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。

三十四の三 特定扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の四 老人扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十五 三十七 同上

三十八 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第

(租税特別措置法の一部改正)
 第十九条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第二条の二)
- 第二章 所得税法の特例
 - 第一節 利子所得及び配当所得(第三条—第九条の七)
 - 第二節 不動産所得及び事業所得
 - 第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)
 - 第二款 準備金(第二十条—第二十一条)
 - 第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)
 - 第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二—第二十五条)
 - 第五款 その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)
 - 第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)
- 第四節 山林所得及び譲渡所得等
 - 第一款 山林所得の課税の特例(第三十条—第三十条の二)
 - 第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)
 - 第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)
 - 第四款 取用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三十三条の六)
 - 第五款 特定事業の用地買取等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条—第三十四条の三)
 - 第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)
 - 第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)
 - 第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)
 - 第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二—第三十六条の五)
 - 第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の九の五)
 - 第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一—第三十八条)
 - 第十款 その他の特例(第三十九条—第四十条の三)
- 第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
 - 第一節 同上
 - 第二節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
 - 第四款 同上
 - 第五款 同上
 - 第三節 同上
 - 第四節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
 - 第四款 同上
 - 第五款 同上
 - 第六款 同上
 - 第六款の二 同上
 - 第七款 同上
 - 第七款の二 同上
 - 第八款 同上
 - 第九款 同上
 - 第十款 同上
- 第四節の二 同上

附則

(施行期日)

第二条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第百二十八条」を「第百二十九条」に改める部分に限る。）、同法第百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第百二十九条とする改正規定及び同法第百二十七条を同法第百二十八条とし、同法第百二十六条の次に一条を加える改正規定（第百二十七条第一号に係る部分に限る。） 平成二十三年六月一日

附則

(施行期日)

第一条 同上

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

- イ 第一条中所得税法第二百二十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定
- ロ 第二条中法人税法第五百九条に二項を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定
- ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定
- ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二条第二項の改正規定
- ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定
- ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）、及び同法第五十九条第二項の改正規定
- ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）、及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）、
- チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）、及び同法第二十九条第二項の改正規定
- リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）、

特例（第九十条の四―第九十条の七）を

第一款 地球温暖化対策のための
第二款 その他の特例（第九十条

課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）に改める部分に限る。）
の四―第九十条の七）

一 同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に「款及び款名を加える改正規定、
同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法
第九十条の七第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定並びに附則第八十七
条から第九十一条までの規定、平成二十三年十月一日

三 次に掲げる規定、平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同
法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第二項の改正規定、同条第二項の
改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一
項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改
正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第九十条の五第一項の改正
規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」
を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七
第一項及び第四項第一号イの改正規定、同法第九十六條の改正規定、同法第
百九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法
第二百一条の改正規定、同法第二百三十一條の改正規定、同法第二百二十八
条の四第三項の改正規定、同法第二百三十三條から第二百三十六條までの改正
規定、同法第二百四十二條の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第
三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五の改正規定並びに同
法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七條まで及び第九條の規定
ロ 第二条中法人税法第百三十三條第一項並びに第百三十四條第一項、第二項及
び第四項第一号イの改正規定、同法第百五十三條の前の見出しを削る改正規
定、同条から同法第百五十七條までの改正規定並びに同法第百六十二條の改正
規定並びに附則第二十五條の規定
ハ 第三条中相続税法第三十三條の二及び第三十四條第六項の改正規定、同法第
五十九條第六項の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第六十條の二を削
る改正規定並びに同法第七十條の改正規定並びに附則第三十一條の規定
ニ 第四条の規定（「地価税法本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的手続
並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。）
ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第五十五條第二項及び第四項第一
号イの改正規定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十三條を削る改正規

法第十條の改正規定、同法第十一條の改正規定、同法第十二條の改正規定、同
法第十三條の二第一項及び第二項の改正規定、同法第十五條の改正規定並びに
同法第五十七條第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七條第一項及び第二
項の規定

三 次に掲げる規定、平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同
項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七條の改正規定、同
法第二十八條の改正規定、同法第三十條の改正規定、同法第五十七條の二第一
項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四條第二項第三号の改正規
定、同法第八十三條の二第一項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定
、同法第八十五條の改正規定、同法第百一十條第三項の改正規定、同法第百一
十二條第一項の改正規定、同法第百五十九條（見出しを含む。）の改正規定、
同法第百六十條（見出しを含む。）の改正規定、同法第百六十六條の改正規定
、同法第百九十五條の二第一項の改正規定、同法第百九十四條第一項第五号の改正規
定、同法第百九十五條の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規
定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三十一條第一項の改正規定、同法第二
百三十三條の三第一号の改正規定、同法第二百三十三條の五第一項第一号の改正規定、

例
の課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）に改める部分に限
十條の四―第九十條の七）

一 同法第八條の四第一項第一号の改正規定、同法第九條の三第一号の改
正規定、同法第六十六條の四第二項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定
、同項第二号の改正規定、同法第六十八條の八十八第二項の改正規定、同条第
六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九
十條の四の前に「款及び款名を加える改正規定、同法第九十條の五第一項の改
正規定、同法第九十條の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」
を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十條の七
第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」
を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二條、第六十三條
、第九十條第一項、第百三十六條第一項及び第百四十四條から第百四十八條ま
での規定

三 次に掲げる規定、平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同
項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七條の改正規定、同
法第二十八條の改正規定、同法第三十條の改正規定、同法第五十七條の二第一
項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四條第二項第三号の改正規
定、同法第八十三條の二第一項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定
、同法第八十五條の改正規定、同法第百一十條第三項の改正規定、同法第百一
十二條第一項の改正規定、同法第百五十九條（見出しを含む。）の改正規定、
同法第百六十條（見出しを含む。）の改正規定、同法第百六十六條の改正規定
、同法第百九十五條の二第一項の改正規定、同法第百九十四條第一項第五号の改正規
定、同法第百九十五條の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規
定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三十一條第一項の改正規定、同法第二
百三十三條の三第一号の改正規定、同法第二百三十三條の五第一項第一号の改正規定、

定、同法第六十二條の二を同法第六十二條とする改正規定並びに同法第六十五條第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第三十三條第二項の規定

ヘ 第七條中酒税法の目次の改正規定、同法第五章中第三十條の六の次に一條を加える改正規定、同法第五十三條を削り、同法第五十三條の二を同法第五十三條とする改正規定及び同法第五十八條第一項第十三号を削る改正規定並びに附則第三十四條第一項の規定

ト 第八條中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二條の次に一條を加える改正規定、同法第二十七條を削る改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第六号を削り、同法第二十八條第十八號とする改正規定及び同法第三十條の改正規定並びに附則第三十四條第一項の規定

チ 第九條中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十三條の次に一條を加える改正規定、同法第十七條第八項の改正規定（昭和三十七年法律第六十六号）を削る部分に限る、同法第二十六條を削り、同法第二十六條の二を同法第二十六條とする改正規定及び同法第二十八條第七号を削る改正規定並びに附則第三十四條第三項の規定

リ 第十條中地方揮発油税法第十四條の二の改正規定、同法第十六條を削る改正規定及び同法第十七條の改正規定並びに附則第三十四條第四項の規定

ヌ 第十一條中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十條の次に一條を加える改正規定、同法第二十六條を削る改正規定、同法第二十七條（見出しを含む）の改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第七号を削り、同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定並びに附則第三十四條第五項の規定

ル 第十二條中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八條の次に一條を加える改正規定、同法第二十三條を削る改正規定、同法第六章中第二十四條を第二十三條とする改正規定、同法第二十五條第六号を削り、同法第二十四條とする改正規定及び同法第二十六條の改正規定並びに附則第三十四條第六項の規定

ヲ 第十三條中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九條を削る改正規定、同法第六章中第二十條を第十九條とする改正規定、同法第二十一條第三号を削り、同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第三十四條第七項の規定

ワ 第十四條中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二條を削る改正規定、同法第五章中第十二條を第十一條とする改正規定、同法第十四條第三号を削り、同法第十三條とする改正規定及び同法第十五條の改正規定並びに

同法第二十四條の五の改正規定、同法第六十二條の次に一條を加える改正規定、同法第二十五條第一項の改正規定（同法第八号及び第十号に係る部分を除く）、同法第二十八條の四の改正規定（同法第一項に係る部分を除く）、同法第二十三條から第二十六條までの改正規定、同法第二百四十二條の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三條から第七條まで、第九條から第十一條まで、第十三條第一項及び第二項、第十四條第二項及び第三項並びに第十六條の規定

ロ 第二條中法人税法第二條第四十号の改正規定、同法第二十六條第一項第三号の改正規定、同法第四十條及び第四十一條の改正規定、同法第八十一條の七第一項及び第八十一條の八第一項の改正規定、同法第三百三十三條（見出しを含む）の改正規定、同法第三百三十四條（見出しを含む）の改正規定、同法第四百七十七條の改正規定、同法第五百五十三條の前の見出しを削る改正規定、同法から同法第五百五十七條までの改正規定並びに同法第六十二條の改正規定並びに附則第三十四條及び第三十五條の規定

ハ 第三條中相続税法第三十三條の二の改正規定、同法第三十四條に五項を加える改正規定（同法第六項に係る部分に限る）、同法第五十九條に二項を加える改正規定（同法第六項に係る部分に限る）、同法第六十條の改正規定、同法第六十條の二を削る改正規定及び同法第七十條の改正規定並びに附則第四十一條第一項及び第二項、第四十二條第二項並びに第四十五條の規定

ニ 第四條中地価税法の目次の改正規定、同法第三十六條及び第三十七條の改正規定、同法第四十一條を削る改正規定並びに同法第四十二條の改正規定（同法第二項に係る部分を除く）、同法第五十四條（見出しを含む）の改正規定、同法第五十五條（見出しを含む）の改正規定、同法第五十六條第一項の改正規定（同法第一号及び第二号に係る部分を除く）、同法第六十二條の改正規定、同法第六十三條を削る改正規定、同法第六十三條の二を同法第六十三條とする改正規定並びに同法第六十五條第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第四十七條第四項、第五項及び第七項の規定

ヘ 第七條中酒税法の目次の改正規定、同法第五章中第三十條の六の次に一條を加える改正規定、同法第五十三條を削り、同法第五十三條の二を同法第五十三條とする改正規定及び同法第五十八條第一項第十三号を削る改正規定並びに附則第四十八條第一項の規定

ト 第八條中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二條の次に一條を加える改正規定、同法第二十七條を削る改正規定、同法第六章中第二十八條

附則第三十四條第八項の規定

カ 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十二條を第二十一條とする改正規定、同法第二十三條第五号を削り、同条を同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四條を同法第二十三條とし、同法第二十五條を同法第二十四條とする改正規定並びに附則第三十六條の規定

コ 第十七條中国税通則法第三條の二の次に一條を加える改正規定（第四條第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四條の十二第六項及び第七項並びに第七十四條の十三に係る部分を除く。）及び同法第百二十六條の次に一條を加える改正規定（第百二十七條第一号に係る部分を除く。）並びに附則第四十一條第一項、第四十二條及び第四十三條の規定

ク 第十八條の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條の改正規定を除く。）及び附則第四十四條第二項から四項までの規定

レ 第十九條中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第九條の四の二の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十二條の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十三條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定、同法第二十九條の三の改正規定、同法第三十一條第三項第一号及び第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の五の二の十二の改正規定、同法第四十一條の五の二の二第二項の改正規定、同法第四十一條の五の二の二第三項の改正規定、同法第四十二條の三第四項第六号の改正規定、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同法第六十一條第二号の改正規定、同項を同法第十三項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同項を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同法第六十一條第二号の改正規定、同項を同法第十三項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同項を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十八條の七の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四の改正規定、

を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第六号を削り、同条を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八條第二項の規定

チ 第九條中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十二條の次に一條を加える改正規定、同法第十七條第八項の改正規定（昭和三十七年法律第十六号）を削る部分に限る。）同法第二十六條を削り、同法第二十六條の二を同法第二十六條とする改正規定及び同法第二十八條第七号を削る改正規定並びに附則第四十八條第三項の規定

リ 第十條中地方揮発油税法第十四條の二の改正規定、同法第十六條を削る改正規定及び同法第十七條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八條第四項の規定

ヌ 第十一條中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十條の次に一條を加える改正規定、同法第二十六條を削る改正規定、同法第二十七條（見出しを含む。）の改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第七号を削り、同条を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八條第五項の規定

ル 第十二條中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八條の次に一條を加える改正規定、同法第二十三條を削る改正規定、同法第六章中第二十四條を第二十三條とする改正規定、同法第二十五條第六号を削り、同条を同法第二十四條とする改正規定及び同法第二十六條の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八條第六項の規定

ロ 第十三條中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九條を削る改正規定、同法第六章中第二十條を第十九條とする改正規定、同法第二十一條第三号を削り、同条を同法第二十條とする改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第四十八條第七項の規定

ワ 第十四條中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二條を削る改正規定、同法第五章中第十三條を第十二條とする改正規定、同法第十四條第三号を削り、同条を同法第十二條とする改正規定及び同法第十五條の改正規定並びに附則第四十八條第八項の規定

カ 第十六條中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一條を削り、第五章中第

同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の改正規定、同法第九十条の五の改正規定、同法第九十条の六の改正規定、同法第九十条の七の改正規定、同法第九十条の八の改正規定、同法第九十条の九の改正規定、同法第九十条の十の改正規定、同法第九十条の十一の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定、同法第九十条の十四の改正規定、同法第九十条の十五の改正規定、同法第九十条の十六の改正規定、同法第九十条の十七の改正規定、同法第九十条の十八の改正規定、同法第九十条の十九の改正規定、同法第九十条の二十の改正規定並びに附則第四十六條、第五十二條、第六十八條、第六十九條、第八十三條、第八十四條、第八十六條、第九十二條及び第九十八條の規定

ソ 第二十條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第三十一條第三項の改正規定、同法第三十二條の改正規定及び同法第三十四條の改正規定並びに附則第九十三條の規定

ツ 第二十一條及び附則第九十四條の規定

ネ 第二十二條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第九十五條の規定

四 第一條中所得税法第二百三十一條の二の改正規定及び附則第八條の規定 平成二十五年一月一日

五 第十九條中租税特別措置法第三十七條の十四の改正規定 平成二十六年一月一日

六 附則第一百條の規定 預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行の日

二十二條を第二十一條とする改正規定、同法第二十三條第五号を削り、同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四條を同法第二十三條とし、同法第二十五條を同法第二十四條とする改正規定並びに附則第五十條の規定

ヨ 第十七條中國税通則法第三條の二の次に一條を加える改正規定（第四條第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四條の十二第六項及び第七項並びに第七十四條の十三に係る部分を除く。）、及び同法第百二十六條の次に一條を加える改正規定（第百二十七條第一号に係る部分を除く。）、並びに附則第五十五條第一項、第五十六條及び第五十七條の規定

タ 第十九條の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條の改正規定を除く。）、及び附則第五十八條第二項から四項までの規定

リ 第二十條中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九條の四の二の改正規定、同法第二十條の二の前の見出し及び同條を削る改正規定、同法第二十條の三（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十條の四（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定（同法第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同法第三十條の二の改正規定（第二十九條の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一條第三項第一号の改正規定、同法第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定（同法第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十一の改正規定（同法第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一條の十四の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十一條の十七第二項の改正規定、同法第四十二條の二の次に一條を加える改正規定（第四十二條の二の二第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二條の三第二項の改正規定（同法第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同法第六十一條第一号の改正規定、同項を同法第六十三項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同項を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同法第六十一條第二号の改正規定、同項を同法第六十三項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同項

を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十条の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに附則第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第三項、第七十六条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十四条、第八十九条第二項から第四項まで、第七十七条、第九十九条第二項から第四項まで、第百三十四条、第百三十六条第二項から第四項まで、第百四十三条、第百四十九条並びに第百五十一条の規定

ソ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）並びに附則第百五十二条の規定

ツ 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七条第四号の改正規定並びに附則第百五十三條第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第百五十四條の規定

四 第六條中消費税法第三十條の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 第一条中所得税法第百六十一条第十号の改正規定、同法第二百九条の改正規定、同法第二百二十五条第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一条の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）及び附則第十四條第一項の規定

ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税
制の整備を図るための所得税法等の一部を改正す
る法律案



現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する

法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を

「第十款 贈与等によ

る第十款 各種所得

り取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条の四)

に、「給付補てん金等」を「給付補

の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)

填金等」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項

第四十四号中「効力」の下に、「第百五十九条(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)及び第

百六十条(更正等又は決定による予納税額の還付)」を加える。

第十七条中「取り扱うもの」の下に「(以下この条において「事務所等」という。)(」を、「おける所

第二十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 当該職員は、印紙税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第二十三条第二号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同条第四号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改める。

(国税犯則取締法の一部改正)

第十六条 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

収税官吏ハ犯則事件ノ調査ニ付官公署又ハ公私ノ団体ニ照会シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

(租税特別措置法の一部改正)

第十七条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十二第九項第二号から第八号までを削り、同項第九号を同項第二号とし、同項第十号から第十四号までを七号ずつ繰り上げ、同条第十二項中「第五条の二第五項第二号」を「第五条の二第七項第二号」に、「第五条の二第五項第三号」を「第五条の二第七項第三号」に、「第五条の二第五項第八号」を「第五条の二第七項第八号」に改め、同条第二十項中「第五条の二第十一項」を「第五条の二第十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「第二十三項及び第二十四項」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「次項及び第二十四項」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とする。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（）」に改め、「含む」の下に「。」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に

規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」というを「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる）」を「（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の）」に、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加える。

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

附則第五十二条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附則第六十一条中「平成二十四年分」を「平成二十六年分」に、「平成二十三年分」を「平成二十五年分」に改める。

附則第六十四条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日
- イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定
- ロ 第二条中法人税法第二百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第六百六十三条の改正規定
- ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

二 第四条の規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定及び同法第五十九条第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三十条第二項の改正規定

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定及び同法第二十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条第二項の改正規定

又 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三十条第二項の改正規定

ル 第十二条中石油石炭税法第二十四条に二項を加える改正規定、同法第二十五条の改正規定及び同法

第二十六条第二項の改正規定

ヲ 第十三条中航空機燃料税法第二十条に二項を加える改正規定及び同法第二十一条の改正規定

ワ 第十四条中電源開発促進税法第十三条に二項を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定

カ 第十五条中印紙税法第二十三条の改正規定

ヨ 第十七条中租税特別措置法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。）

同法第四十二条の三の改正規定（同条第二項第二号、第五号及び第六号に係る部分並びに同条第一項

中「又は第三十七条の五第五項第二号」を削り、「同条第二項」を「第三十七条の五第二項」に改め

る部分を除く。）、同法第七十条の十三の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十条の

七第三項第六号の改正規定並びに附則第七十八条第三項の規定

タ 第十九条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第

二十一條に二項を加える改正規定及び同法第二十三条第二項の改正規定

二 第十七条中租税特別措置法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改正規定、

同法第六十六条の四の改正規定及び同法第六十八条の八十八の改正規定並びに附則第二十六条、第二十

七条、第五十七条及び第七十三条の規定 平成二十三年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第四十四号の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第一百五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）及び同法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第三条、第四条、第八条第一項及び第二項並びに第九条第二項及び第三項の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第三百三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三百三十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第四百七十七条の改正規定並びに同法第五百四十四条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十五条、第八十四条（第十六条の改正規定及び第二十四条の改正規定に限る。）並びに第八十五条第

二項及び第三項の規定

ハ 第三条中相続税法第三十二条の改正規定、同法第三十三条の二の改正規定、同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）及び同法第五十九条に二項を加える改正規定

（同条第六項に係る部分に限る。）並びに附則第十七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項の規定

ニ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、

同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の二第一項及び第二項の改正規定、

同法第十五条の改正規定、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第二十二条（第三項を除く。）の規定

ホ 第十七条中租税特別措置法第九条の四の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項

規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項

及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の第十四第一項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項に係る部分を除く。）及び同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに附則第二十八条、第三十二条、第三十三条第二項、第三十六条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十九条第二項から第四項まで及び第八十一条の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二条第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ 第一条中所得税法第八十五条第二項の改正規定、同法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五第一項第二号の改正規定、同法第二百九条の改正規定及び同法第二百二十五条第一項第八号の改正規定並びに附則第五条から第七条まで及び第八条第三項の規定

ロ 第十七条中租税特別措置法第四十一条の十七第二項の改正規定及び附則第四十四条の規定

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第四十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設並びに認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案と修正前の所得税法等の一部を改正する法律案との対照表

○現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八條)」を

「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七條

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八條)

の四)

に、「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

第二条 第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第四十四号中「効力」の下に「第百五十九條(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)及び第百六十條(更正等又は決定による予納税額の還付)」を加える。

○修正前の所得税法等の一部を改正する法律案

(所得税法の一部改正)

第一条 同上

同上

本則(第百五十三條を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二条 第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第二条 第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けて

(租税特別措置法の一部改正)

第十七条 租税特別措置法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」を↑

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十条の三))

六十条の二)に、「第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三)」を↑

六十条の六十三)を↑

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三) 第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人 第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、↑

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、↑

第六十八條の八十五の四)を「第六十八條の八十五の三)に、↑

第九十條の九)を「第九十條の九)に、「第九十八條)を「第九十八條

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 同上

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」

目次中

第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条) 第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六十四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四))

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」

十一條の三)を

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人 第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の三・第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四))

の課税の特例(第六十一条) 条の二)に、

第六十一条の三の二)に、

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の 第十五節 連結法人である認定農業生産法人

課税の特例(第六十八條の六十三) 等の課税の特例(第六十八條の六十四・第六十八條の六十五)」を↑

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例(第六十八條の六十三) 第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人 第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、↑

の課税の特例(第六十八條の六十三の二)に、↑

四・第六十八條の六十五)に、↑

第六十八條の八十五の四)を「第六十八條の八十五の三)に、↑

「第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十條の四・第九十條の七)」を↑

第三款 地球温暖化対策のための課税の特例(第九十條の三の二・第九十條の三の四)に、「第九十條の九)を「第九十條の九)に、「第九十八條

十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「第二十三項及び第二十四項」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「次項及び第二十四項」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とする。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等」に改め、「含む」の下に「。又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第一号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定す

十二項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

25、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二第二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29、第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等」に改め、「含む」の下に「。又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第一号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定す

る店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」というを「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる）を」（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「に」、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加える。

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号ハ	（ ）の規定	（ ）並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第二百二条の三第一号ハ	二万二千五百円	二万二千五百円（当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、三万円）
第二百二条の五第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

る店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」というを「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる）を」（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の「に」、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第一項中「第二項第三十四号の四」を「第二項第三十四号の五」に改め、同項の「を」同項第三号に定める「に改め、同条第二項の表第九十条第二号ハの項の中欄中「の規定」を「の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「並びに」に改める。

同上

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三條第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第五十九條に二項を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八條に二項を加える改正規定及び同法第七十一條の改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九條に二項を加える改正規定及び同法第四十二條第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四條の改正規定、同法第六十五條第三号の改正規定及び同法第六十七條第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五條に二項を加える改正規定、同法第五十六條第一項の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定及び同法第五十九條第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定及び同法第三十條第一項の改正規定

チ 第九条中揮発油税法第二十七條に二項を加える改正規定、同法第二十八條の改正規定及び同法第二十九條第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五條に二項を加える改正規定及び同法第十七條第二項の改正規定

又 第十一条中石油ガス税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定及び同法第三十條第二項の改正規定

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

ホ 同上

ヘ 第七条中酒税法第五十五條に二項を加える改正規定、同法第五十六條第一項の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定（同項第四号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）及び同法第五十九條第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第三十條の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

チ 第九条中揮発油税法第二十七條に二項を加える改正規定、同法第二十八條の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九條第二項の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九條第二項の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）及び同法第二十九條第二項の改正規定（同条第七号を削る部分を除く。）

リ 第十条中地方揮発油税法第十五條に二項を加える改正規定及び同法第十七條の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

又 第十一条中石油ガス税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定（同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。）及び同法第三十條の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第一条第一項第四十四号の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第五十二号の改正規定、同法第五十三号の改正規定、同法第五十九号（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十四号の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五号第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）及び同法第二百二十八号の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第三条、第四条、第八条第一項及び第二項並びに第九条第二項及び第三項の規定

ロ 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法

の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

第一款 地球温暖化対策のための特例（第九十条の四）に改める部分に限

る。）

正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六十八号の八十八第二項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定、同項第一号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同法第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二条、第六十三条、第九十条第一項、第九十六条第一項及び第九十四号から第九十八号までの規定

三 同上

三 同上

イ 第一条中所得税法第一条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同法第二十八号の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七号の第二項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四号第二項第三号の改正規定、同法第八十三号の第二項の改正規定、同法第八十四号第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第二百二十号第三項の改正規定、同法第二百一十二条第一項の改正規定、同法第二百五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第九十四号第一項第五号の改正規定、同法第九十五号の改正規定、同法第九十四号第一項第五号の改正規定、同法第九十五号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一一条の改正規定、同法第二百一十三号第一項の改正規定、同法第二百一十三号の三第一号の改正規定、同法第二百一十三号の五第一項第二号の改正規定、同法第二百一十四号の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五号第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）、同法第二百二十八号の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第二百三十三号から第二百三十六号までの改正規定、同法第二百四十二号

同法第二百三十三号から第二百三十六号までの改正規定、同法第二百四十二号

ロ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第百三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百三十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百四十七条の改正規定並びに同法第百五十四条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十五条、第八十四条（第十六条の改正規定及び第二十四条の改正規定に限る。）並びに第八十五条第二項及び第三項の規定

ハ 第三条中相続税法第三十二条の改正規定、同法第三十二条の二の改正規定、同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）及び同法第五十九条に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）並びに附則第十七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項の規定

二 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第二十二條（第三項を除く。）の規定

の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五（九）の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条第二項及び第三項並びに第十六条の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第百三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百三十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第百四十七条の改正規定、同法第百五十三条の前の見出しを削る改正規定、同法から同法第百五十七条までの改正規定並びに同法第百六十二条の改正規定並びに附則第三十四條及び第三十五条の規定

ハ 第三条中相続税法第三十二条の二の改正規定、同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）同法第五十九条に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）同法第六十条の改正規定、同法第六十条の二を削る改正規定及び同法第七十条の改正規定並びに附則第四十一条第一項及び第二項、第四十二条第二項並びに第四十五条の規定

二 第四条中地価税法の目次の改正規定、同法第三十六条及び第三十七条の改正規定、同法第四十一条を削る改正規定並びに同法第四十二条の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削る改正規定、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに同法第六十五条第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第四十七條第四項、第五項及び第七項の規定

ヘ 第七条中酒税法の目次の改正規定、同法第五章中第三十条の六の次に一条を加える改正規定、同法第五十三条を削り、同法第五十三条の二を同法第五十三条とする改正規定及び同法第五十八條第一項第十三号を削る改正規定並びに附則第四十八條第一項の規定

ト 第八条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二條の次に一条を加える改正規定、同法第二十七條を削る改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第六号を削り、同条を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八條第二項の規定

チ 第九条中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十三条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条第八項の改正規定（「昭和三十七年法律第六十六号」を削る部分に限る。）、同法第二十六条を削り、同法第二十六条の二を同法第二十六条とする改正規定及び同法第二十八条第七号を削る改正規定並びに附則第四十八条第二項の規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十四条の二の改正規定、同法第十六条を削る改正規定及び同法第十七条の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第四項の規定

ヌ 第十一条中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条を削る改正規定、同法第二十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六章中第二十八条を第二十七条とする改正規定、同法第二十九条第七号を削り、同条を同法第二十八条とする改正規定及び同法第三十条の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第五項の規定

ル 第十二条中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条を削る改正規定、同法第六章中第二十四条を第二十三条とする改正規定、同法第二十五条第六号を削り、同条を同法第二十四条とする改正規定及び同法第二十六条の改正規定（同法第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第六項の規定

ヲ 第十三条中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九条を削る改正規定、同法第六章中第二十条を第十九条とする改正規定、同法第二十一条第三号を削り、同条を同法第二十条とする改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第四十八条第七項の規定

ワ 第十四条中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二条を削る改正規定、同法第五章中第十三条を第十二条とする改正規定、同法第十四条第三号を削り、同条を同法第十二条とする改正規定及び同法第十五条の改正規定並びに附則第四十八条第八項の規定

カ 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十二條を第二十一条とする改正規定、同法第二十三条第五号を削り、同条を同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四条を同法第二十二條とし、同法第二十五条を同法第二十四条とする改正規定並びに附則第五十条の規定

ク 第十七条中国税通則法第二条の二の次に一条を加える改正規定（第四条第十

ホ 第十七条中租税特別措置法第九条の四の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十二項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四第一項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の第二項に係る部分を除く。）及び同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに附則第二十八条、第三十二条、第三十三条第二項、第三十六条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十九条第二項から第四項まで及び第八十一条の規定

一 号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の十二第六項及び第七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。）及び同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（第二百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五条第一項、第五十六条及び第五十七条の規定

カ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条第二項から四項までの規定

リ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の第二項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定（

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ 第一条中所得税法第八十五條第二項の改正規定、同法第六十一條第十号の改正規定、同法第二百三條の三第一号の改正規定、同法第二百三條の五第一項第二号の改正規定、同法第二百九條の改正規定及び同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定並びに附則第五條から第七條まで及び第八條第三項の規定
ロ 第十七條中租税特別措置法第四十一條の十七第二項の改正規定及び附則第四十四條の規定

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）及び附則第九條第一項の規定
ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）並びに附則第二十條の規定

同条第一項に係る部分を除く。）、同法第八十九條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の改正規定、同法第九十條の二の改正規定、同法第九十條の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の四の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の四の三の改正規定、同法第九十條の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十條の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、並びに附則第六十四條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第二項、第七十四條第二項及び第三項、第七十六條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十四條、第八十九條第二項から第四項まで、第九十七條、第九十九條第二項から第四項まで、第百三十四條、第百三十六條第二項から第四項まで、第百四十三條、第百四十九條並びに第百五十一條の規定

ソ 第二十一條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）並びに附則第百五十二條の規定

ツ 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五條（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七條第四号の改正規定並びに附則第百五十三條第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第百五十四條の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 第一条中所得税法第六十一條第十号の改正規定、同法第二百九條の改正規定、同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日

六 同上

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）及び附則第十四條第一項の規定
ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）並びに附則第四十四條の規定

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第四十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第四十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する同条

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第八十一条 同上

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二条 同上

2 同上

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 同上

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条

理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設並びに認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第四条)

第二章 納税義務(第五条・第六条)

第三章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則(第六条の二・第六条の三)

第三章 課税所得の範囲(第七条―第十一条)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条―第十四条)

第五章 納税地(第十五条―第二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則(第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準(第二十二条)

第二節 各種所得の金額の計算

第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条―第三十五条)

第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条―第三十八条)

第三款 収入金額の計算(第三十九条―第四十四条の二)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条)

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条―第五十条)

第三目 資産損失(第五十一条)

第四目 引当金(第五十二条―第五十五条)

第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

第四款の二 外貨建取引の換算(第五十七条の三)

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算

の特例(第五十七条の四―第六十二条)

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三章の二 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第四款の二 同上

第五款 同上

〔租税特別措置法の一部改正〕
 第十七条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則(第一条—第二条の二)
第二章	所得税法の特例
第一節	利子所得及び配当所得(第三条—第九条の七)
第二節	不動産所得及び事業所得
第一款	特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)
第二款	準備金(第二十条—第二十一条)
第三款	鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)
第四款	農業所得の課税の特例(第二十四条の二—第二十五条)
第五款	その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)
第三節	給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)
第四節	山林所得及び譲渡所得等
第一款	山林所得の課税の特例(第三十条—第三十条の二)
第二款	長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)
第三款	短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)
第四款	取用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三十三条の六)
第五款	特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条—第三十四条の三)
第六款	居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)
第六款の二	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)
第七款	譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)
第七款の二	居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二—第三十六条の五)
第八款	特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の九の五)
第九款	有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一—第三十八条)
第十款	その他の特例(第三十九条—第四十条の三)

目次

第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第三節	同上
第四節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第六款	同上
第六款の二	同上
第七款	同上
第七款の二	同上
第八款	同上
第九款	同上
第十款	同上

する特定振替機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」という。）は、その償還金又は利息の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の償還金又は利息の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第二十四項において「特定振替国債等の償還金等の支払調書」という。）を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等でその償還金又は利息の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

23| 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

24| 省略
25| 省略

26| 第二十四項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、

する特定振替機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」という。）は、その償還金又は利息の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の償還金又は利息の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項から第二十五項までにおいて「特定振替国債等の償還金等の支払調書」という。）を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等でその償還金又は利息の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

23| 第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は前項に規定する特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつてこれらの規定による調書の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び第二十五項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、それぞれ特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書とみなす。

24| 前項に定めるもののほか、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他第二十一項及び第二十二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

25| 同上
26| 同上

27| 第二十五項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）

第四十一条の十四 同上

譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）又は同條第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう。）以下この号において同じ。） 当該商品先物取引等の決済（当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品先物取引等（金融商品取引法第二十一條第一号から第三号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもののうち政令で定めるもの又は同條第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう。）以下この号において同じ。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同條第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二條第一項第十九号に掲げる有価証券（同條第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において行つた取引であつて同條第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除く。）の取得 平

一 平成十三年四月一日以後に行つた商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同條第九項に規定する商品市場において行われる同條第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）以下この号において「商品先物取引」という。） 当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品取引法第二十一條第一号から第三号までに掲げる取引（同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。）以下この号において「金融商品先物取引等」という。） 当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同條第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二條第一項第十九号に掲げる有価証券で同條第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同條第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。）の取得 平成二十二年一月一日以後

成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使〔当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。〕若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）

2・3 省略

（寡婦控除の特例）

第四十一条の十七 省略

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第一号ハ	（ ）の規定	（ ）並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第二百二条の三第一号ハ	二万二千五百円	二万二千五百円（当該公的年金等の受給者が租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合に限る。三万円）
第二百二条の五第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）

2・3 同上

（寡婦控除の特例）

第四十一条の十七 同上

2 同上

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号ハ	の規定	並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定
第九十四条第一項第二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三條第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第五十九条に二項を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

ニ 第四条中地価税法第三十九条に二項を加える改正規定及び同法第四十二條第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五條第三号の改正規定及び同法第六十七條第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六條第一項の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定及び同法第五十九條第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定及び同法第三十條第二項の改正規定

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八條の改正規定及び同法第二十九條第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五條に二項を加える改正規定及び同法第十七條第二項の改正規定

又 第十一条中石油ガス税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定及び同法第三十條第二項の改正規定

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

ホ 同上

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六條第一項の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定〔同項第四号、第九号、第十号及び第十一号に係る部分に限る。〕及び同法第五十九條第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定〔同条第一号から第五号までに係る部分に限る。〕及び同法第三十條の改正規定〔同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。〕

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八條の改正規定〔同条第七号を削る部分を除く。〕及び同法第二十九條第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五條に二項を加える改正規定及び同法第十七條の改正規定〔同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。〕

又 第十一条中石油ガス税法第二十八條に二項を加える改正規定、同法第二十九條の改正規定〔同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。〕及び同法第三十條の改正規定〔同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。〕

□ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第三百三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三百三十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第四百四十七條の改正規定並びに同法第五百四十四條第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十五條、第八十四條（第十六條の改正規定及び第二十四條の改正規定に限る。）並びに第八十五條第二項及び第三項の規定

ハ 第三条中相続税法第三十二条の改正規定、同法第三十二条の二の改正規定、同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）及び同法第五十九条に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）並びに附則第十七条第一項及び第二項並びに第十八條第二項の規定

ニ 第六条中消費税法第九條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十二條の二第一項及び第二項の改正規定、同法第十五條の改正規定、同法第五十四條（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五條（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六條の改正規定並びに同法第五十七條第一項第一号の改正規定並びに附則第二十二條（第三項を除く。）の規定

の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五（九）の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七條まで、第九條から第十一條まで、第十三條第一項及び第二項、第十四條第一項及び第三項並びに第十六條の規定

□ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第三百三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三百三十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第四百四十七條の改正規定、同法第五百五十三條の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五百五十七條までの改正規定並びに同法第六十二條の改正規定並びに附則第三十四條及び第三十五條の規定

ハ 第三条中相続税法第三十二条の二の改正規定、同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）、「同法第五十九條に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）」、同法第六十條の改正規定、同法第六十條の二を削る改正規定及び同法第七十條の改正規定並びに附則第四十一条第一項及び第二項、第四十二條第一項並びに第四十五條の規定

ニ 第四条中地価税法の目次の改正規定、同法第三十六條及び第三十七條の改正規定、同法第四十一條を削る改正規定並びに同法第四十二條の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第五十四條（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五條（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六條第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）、同法第六十二條の改正規定、同法第六十三條を削る改正規定、同法第六十三條の二を同法第六十三條とする改正規定並びに同法第六十五條第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第四十七條第四項、第五項及び第七項の規定

ヘ 第七条中酒税法の目次の改正規定、同法第五章中第三十條の六の次に一條を加える改正規定、同法第五十三條を削り、同法第五十三條の二を同法第五十三條とする改正規定及び同法第五十八條第一項第十三号を削る改正規定並びに附則第四十八條第一項の規定

ト 第八条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二條の次に一條を加える改正規定、同法第二十七條を削る改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第六号を削り、同条を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八條第一項の規定

チ 第九条中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十三条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条第八項の改正規定（「昭和三十七年法律第六十六号」を削る部分に限る。）、同法第二十六条を削り、同法第二十六条の二を同法第二十六条とする改正規定及び同法第二十八条第七号を削る改正規定並びに附則第四十八条第三項の規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十四条の二の改正規定、同法第十六条を削る改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第四項の規定

ヌ 第十一条中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条を削る改正規定、同法第二十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六章中第二十八条を第二十七条とする改正規定、同法第二十九条第七号を削り、同条を同法第二十八条とする改正規定及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第五項の規定

ル 第十二条中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条を削る改正規定、同法第六章中第二十四条を第二十三条とする改正規定、同法第二十五条第六号を削り、同条を同法第二十四条とする改正規定及び同法第二十六条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第六項の規定

ヲ 第十三条中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九条を削る改正規定、同法第六章中第二十条を第十九条とする改正規定、同法第二十一条第二号を削り、同条を同法第二十条とする改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第四十八条第七項の規定

ワ 第十四条中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二条を削る改正規定、同法第五章中第十三条を第十二条とする改正規定、同法第十四条第三号を削り、同条を同法第十三条とする改正規定及び同法第十五条の改正規定並びに附則第四十八条第八項の規定

カ 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十一条を第二十条とする改正規定、同法第二十三条第五号を削り、同条を同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四条を同法第二十三條とし、同法第二十五条を同法第二十四条とする改正規定並びに附則第五十条の規定

ク 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（第四条第十

ホ 第十七条中租税特別措置法第九条の四の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十二項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四第一項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の第二項に係る部分を除く。）及び同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに附則第二十八条、第三十二条、第三十三条第二項、第三十六条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十九条第二項から第四項まで及び第八十一条の規定

一号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の十二第六項及び第七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。）及び同法第二百一十六条の次に一条を加える改正規定（第二百一十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五条第一項、第五十六条及び第五十七条の規定

タ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条第二項から四項までの規定

レ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の第二項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を加える改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定（

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ 第一条中所得税法第八十五条第二項の改正規定、同法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百三條の三第一号の改正規定、同法第二百三條の五第一項第二号の改正規定、同法第二百九條の改正規定及び同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定並びに附則第五條から第七條まで及び第八條第三項の規定
ロ 第十七條中租税特別措置法第四十一條の十七第二項の改正規定及び附則第四十四條の規定

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同條第一項に係る部分に限る。）及び附則第九條第一項の規定
ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同條に二項を加える改正規定（同條第五項に係る部分に限る。）並びに附則第二十條の規定

同條第一項に係る部分を除く。）同法第八十九條の四の改正規定（同條第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の改正規定、同法第九十條の二の改正規定（同條第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の四の二の改正規定（同條第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の四の三の改正規定、同法第九十條の五の改正規定（同條第一項に係る部分を除く。）同法第九十條の六の改正規定（同條第一項に係る部分を除く。）並びに同法第九十條の六の二の改正規定（同條第一項に係る部分を除く。）並びに附則第六十四條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第二項、第七十四條第二項及び第三項、第七十六條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十四條、第八十九條第二項から第四項まで、第九十七條、第九十九條第二項から第四項まで、第三百二十四條、第三百三十六條第二項から第四項まで、第三百四十三條、第三百四十九條並びに第三百五十一條の規定

ニ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第三十一条第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定（同條に二号を加える部分に限る。）並びに附則第二百五十二條の規定

シ 第二十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五條（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七條第四号の改正規定並びに附則第五十三條第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第五十四條の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 第一条中所得税法第六十一条第十号の改正規定、同法第二百九條の改正規定、同法第二百二十五條第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日

六 同上

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同條第一項に係る部分に限る。）及び附則第十四條第一項の規定
ロ 第三条中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同條に二項を加える改正規定（同條第五項に係る部分に限る。）並びに附則第四十四條の規定

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第四十二条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行つものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行つたものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第四十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する同条

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第八十一条 同上

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十二条 同上

2 同上

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十三条 同上

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条